

ふじみ野市 こども計画

Fujimino Kodomo Plan



p1—第1章

計画の策定にあたって

p11—第2章

こども・若者を取り巻く現状

p35—第3章

計画の基本的な考え方

p43—第4章 施策の展開

p45—基本目標 1

こどもの権利を守り、未来を育む



【ライフステージ共通】

p56—基本目標 2

こどもの健やかな成長を支援する



【出産前～乳幼児期】

p66—基本目標 3

こどもに寄り添い、夢や希望を育む



【学齢期・思春期】

p73—基本目標 4

こども・若者の社会参画とこどもを育む家庭を支援する



【青年期・子育て期】

p79—基本目標 5

全てのこども・若者が安心して暮らせるまちづくり



【ライフステージ共通】

p93—第5章

こども・子育て支援事業計画

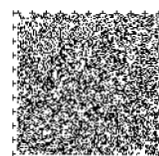
p123—第6章

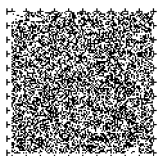
計画の推進

p127—資料編

令和7年3月

 ふじみ野市





はじめに

平成17年10月1日に合併により誕生したふじみ野市は、令和7年度に誕生20周年を迎えます。本市ではこれまで「子育てするならふじみ野市」を実感できるまちづくりを目指し、子ども優先を政策の柱として取り組んでまいりました。



現在、わが国では、少子化をはじめ、こどもの貧困、いじめ、児童虐待、不登校等、こどもを取り巻く問題が顕在化しております。

そのような中、本市では、こどもが直面する問題を解決することができるよう、令和4年4月に「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を施行し、オールふじみ野で本市の全てのこどもの成長を見守り応援する、こどもにやさしいまちの実現を目指しています。

本計画は、令和5年4月に施行された「こども基本法」に基づき、こども施策を総合的に推進するために策定したものでございます。

また、策定に当たりましては「第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」と「第2期ふじみ野市こどもの未来応援プラン」を統合するとともに、本市のこども施策を網羅させることで、市民の皆様に分かりやすい計画といたしました。

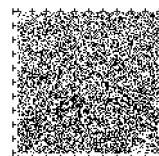
そして、本計画の基本理念としている「子育てに優しくあったかいまち」を推進するために、こども施策の対象となるこどもやこどもを養育する方等の声、また、諮問機関である「子ども・子育て会議」でのご意見など、新たな課題を踏まえた計画となっております。

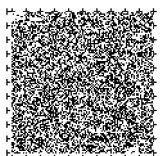
今後におきましても、本計画に基づき、地域や社会が子育て世代に寄り添い、子育てに対する不安や孤立感をなくし、安心して子育てができる環境を整え「子育てするならふじみ野市」を実感していただけるよう努めてまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、様々な機会を通じて貴重なご意見いただきました市民の皆様をはじめ、ご審議いただきました子ども・子育て会議委員の皆様、心からお礼を申し上げます。

令和7年3月

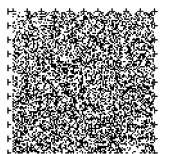
ふじみ野市長 高畑 博

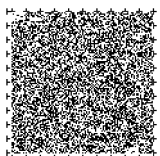


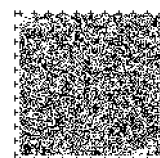


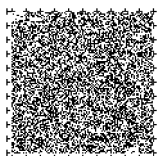
目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	4
3 計画の期間	6
4 計画の対象	6
5 「こども」の表記	7
6 計画の策定体制	7
第2章 こども・若者を取り巻く現状	11
1 統計でみる本市の状況	13
2 前計画における目標指標の達成状況等	30
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 基本理念	37
2 基本目標	38
3 計画の体系	40
第4章 施策の展開	43
基本目標1 こどもの権利を守り、未来を育む【ライフステージ共通】	45
基本目標2 こどもの健やかな成長を支援する【出産前～乳幼児期】	56
基本目標3 こどもに寄り添い、夢や希望を育む【学齢期・思春期】	66
基本目標4 こども・若者の社会参画とこどもを育む家庭を支援する【青年期・子育て期】	73
基本目標5 全てのこども・若者が安心して暮らせるまちづくり【ライフステージ共通】	79
第5章 子ども・子育て支援事業計画	93
1 子ども・子育て支援事業計画について	95
2 教育・保育施設の状況	97
3 教育・保育提供区域の設定	101
4 推計児童数	102
5 量の見込みと提供体制の確保の内容	103
第6章 計画の推進	123
1 計画の推進体制	125
2 計画の進行管理	125
3 基本目標別指標と目標設定一覧	126
資料編	127
1 ふじみ野市子ども・子育て会議	129
2 ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議	132
3 計画策定の経過	135
4 諮問・答申	138









1 計画策定の趣旨

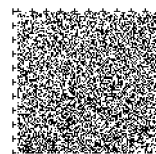
本市では、令和2年3月に「第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園・保育所（園）における教育・保育、子育て支援の総合的かつ一体的な提供により、子どもたちの幼児期の健やかな育成を図るとともに、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進してきました。また、令和3年3月には「第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン（第2期ふじみ野市子どもの貧困対策推進計画）」を策定し、全てのこどもが未来に夢や希望を持ち、それを実現する力を育むことができるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、支え合うことのできるあったかいまちを目指し、こどもの貧困対策を総合的に推進してきました。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は、少子化、核家族化、共働き家庭の増加、地域のつながりや人間関係の希薄化、いじめや不登校、児童虐待、貧困、有害情報の氾濫などの様々な要因によって日々変化しており、こどもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。

そこで、本市では、こどもにやさしいまちの実現に向け、一人ひとりかけがえのない存在である子どもたちが、様々な経験を重ねることで心身ともに健やかに成長できるよう、「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を令和4年4月に施行しました。

一方、国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行されるとともに、新たにこども家庭庁が設置されました。また、令和5年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ねる「こども大綱」が策定され、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等が一元的に定められました。こども大綱においては、こども・若者・子育て支援に関する取組・政策を社会の真ん中に据え、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくことで「こどもまんなか社会」＝「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」の実現を目指すとしています。

こうした状況を踏まえ、令和6年度までを計画期間とする「第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」と「第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン（子どもの貧困対策推進計画）」を統合するとともに、若者世代への支援策を加え、新たに「ふじみ野市こども計画」を策定しました。本計画の推進により、オールふじみ野でこども・若者及び子育て家庭を支援する体制を整えるとともに、こども施策の総合的な展開を図り、こどもにやさしいまちの実現を目指していきます。

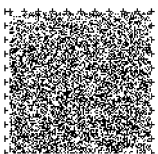
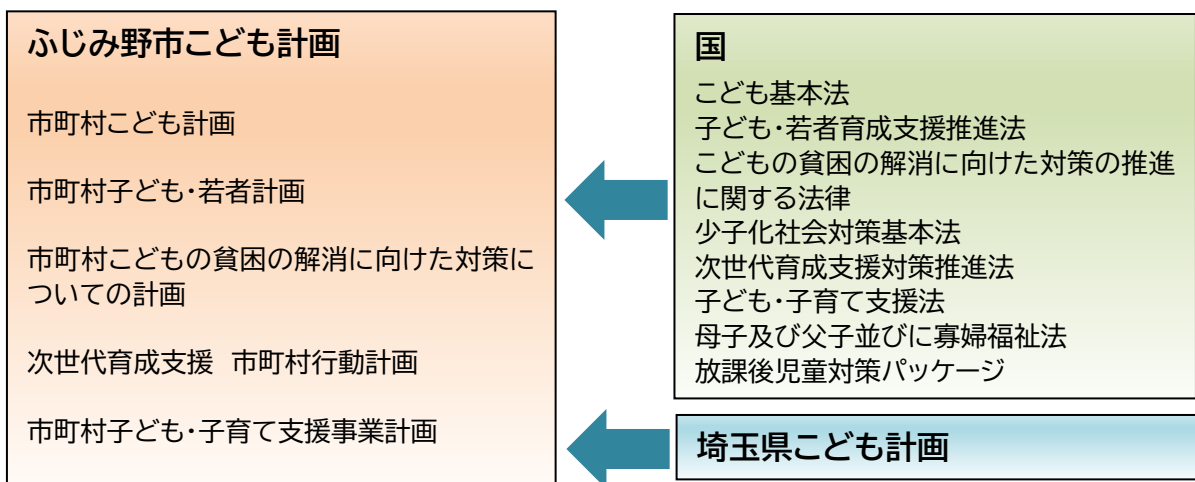


2 計画の位置付け

(1) 関連する法令と包含する計画

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」として策定します。なお、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「市町村子ども・若者計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」等の関連する計画を包含し、一体のものとして策定しています。

<包含する計画と国・埼玉県との関係>

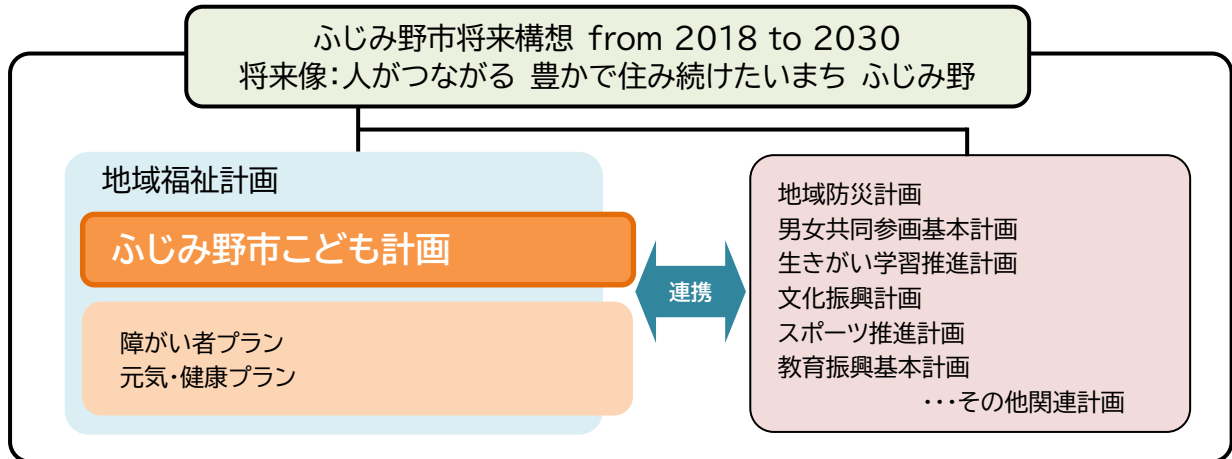


(2) 市の上位・関連計画との関係

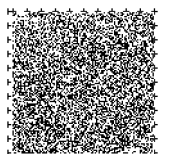
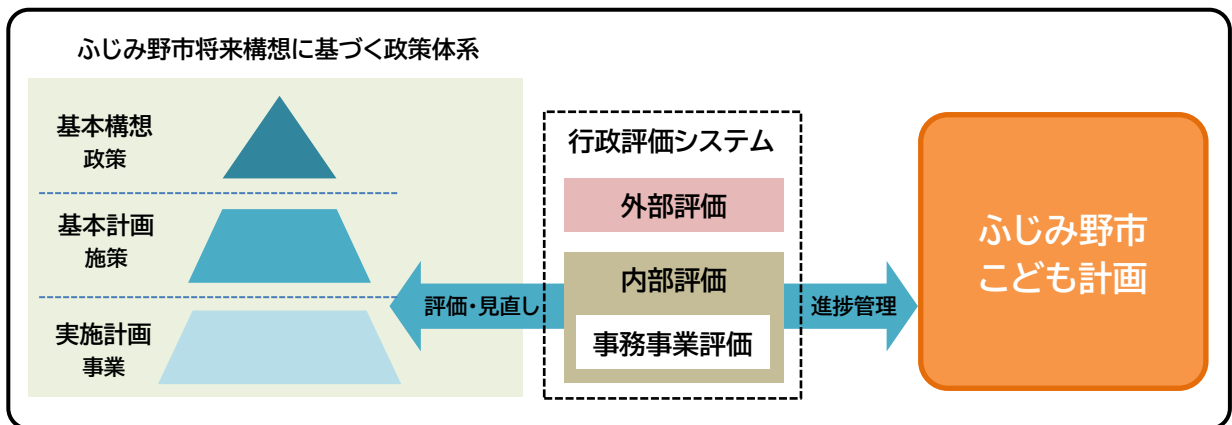
本計画は、本市の最上位計画である「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」をはじめ、「ふじみ野市地域福祉計画」、「ふじみ野市障がい者プラン」、「ふじみ野元気・健康プラン」等の関連する計画との整合性を図るとともに、「放課後児童対策パッケージ」の内容も含めて策定しています。

また、本計画に未掲載の事務事業を含め、関連する全ての施策・事業は、事務事業評価において進捗管理を行い、事業の必要性・有効性を検証するとともに、必要に応じて見直しを図ります。

<上位・関連計画との関係>



<事務事業評価による進捗管理>

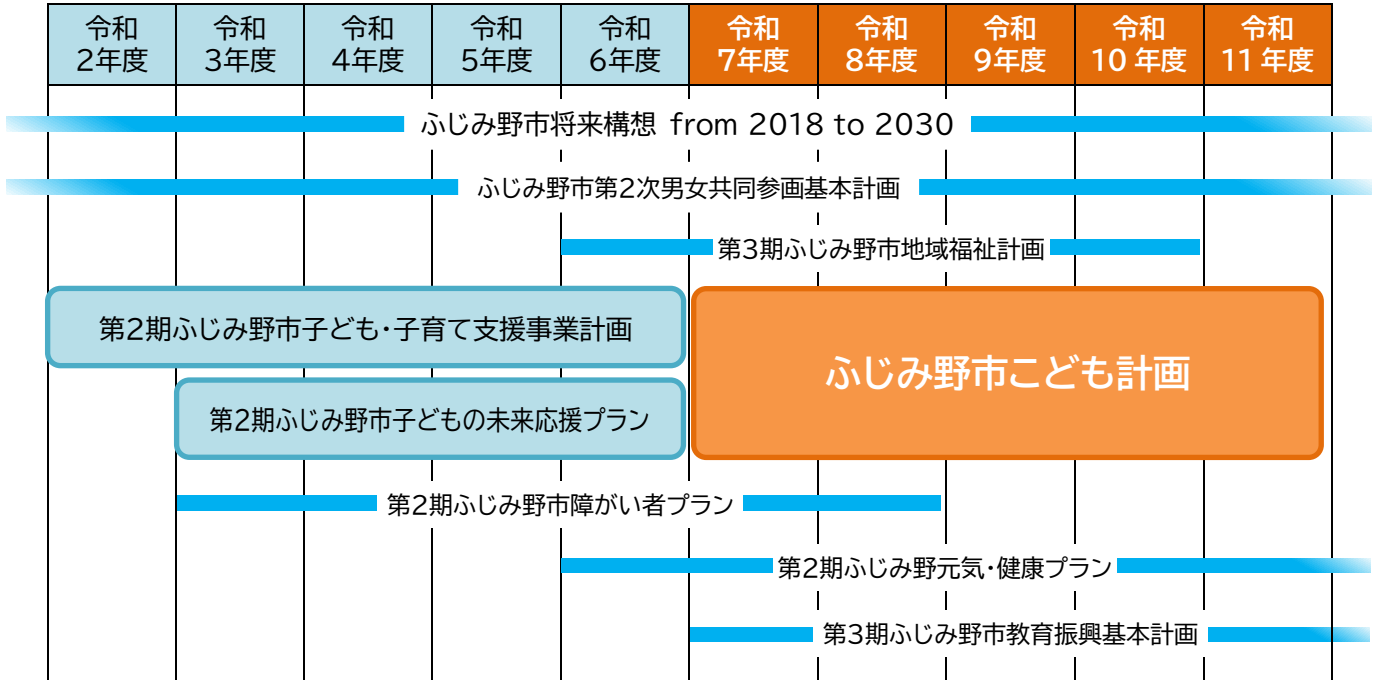


3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年とします。

ただし、国や県の施策の動向や、社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

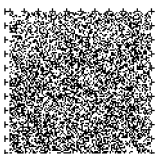
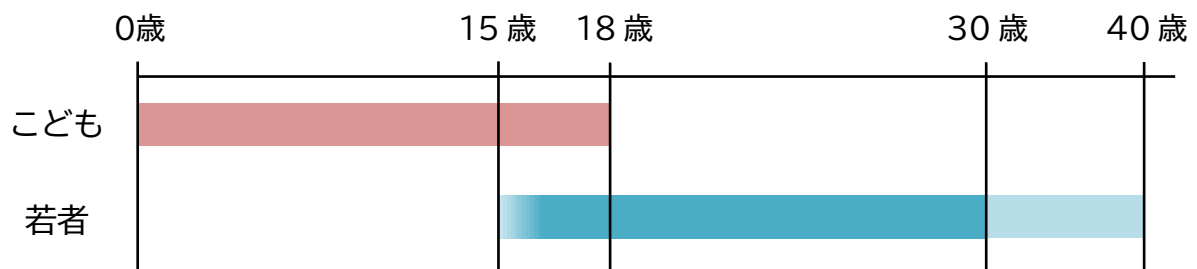
<計画の期間(主な上位・関連計画を含む)>



4 計画の対象

「こども基本法」によると、「こども」とは心身の発達の過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではないと定義していますが、本計画の対象は、こどもは概ね18歳未満、若者は義務教育終了後から30歳未満とします。なお、就労支援等の一部の施策については40歳未満を対象とします。

<こども・若者の年齢>



5 「こども」の表記

本計画では、こども基本法の基本理念を踏まえ、「子ども」や「子供」を「こども」と記載します。ただし、①法令に根拠がある用語を用いる場合、②固有名詞を用いる場合、③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合は、「こども」と記載しない場合があります。

「こども」と記載しない場合の例

①法令に根拠がある語を用いる場合

例：子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合

例：組織名や団体名等

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

6 計画の策定体制

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子育て支援課と地域福祉課に事務局を置き、以下のとおり子ども・子育て支援対策庁内推進会議及び子ども・子育て会議において議論を重ねました。

①子ども・子育て支援対策庁内推進会議

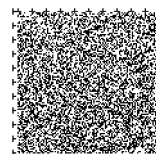
関係各課との連携を図る必要性から、課長級職員を中心とする庁内組織を設置し、第2期子ども・子育て支援事業計画及び第2期子どもの未来応援プランにおける事業等の実績状況を踏まえ、基本理念・基本目標、指標、具体的施策等について、本会議において審議しました。

②子ども・子育て会議

市民参加の推進を図る観点から、公募委員、学識経験者、保育・学校関係者及び福祉関係者等で構成する諮問機関である本会議において、本計画の策定について審議しました。

(2) 市民意見の聴取

本計画策定の基礎資料とするため、こども・若者及び保護者を対象にアンケート調査を実施しました。また、アンケート調査では把握しきれないこども・若者及び子育て家庭の現状・課題や意見等を把握するため、ヒアリング調査を実施するとともに、直接こども・若者から意見を聴取する機会を設け、計画への反映を図りました。



①こども・若者や子育て世帯へのアンケート調査

【調査の概要】

○調査種別

- ・子ども・子育て支援事業計画に関する調査(A)
- ・子どものいる世帯の生活状況等に関する調査(※こどもの貧困分野)(B)
- ・こども・若者の意識と生活に関する調査(C)

○調査対象及び配布・回収数

調査対象		こども・若者の年齢	配布数	回収数	回収率
A	就学前児童保護者	0～5歳	2,500件	1,372件	54.9%
	小学生保護者	6～11歳	1,500件	820件	54.7%
B	一般世帯保護者	0～18歳	1,200件	564件	47.0%
	公的支援世帯保護者		525件	148件	28.2%
	小学5年生児童	小学5年生	1,048件	804件	76.7%
	中学2年生生徒	中学2年生	1,005件	808件	80.4%
C	こども	15～18歳	400件	179件	44.8%
	若者	18～39歳	2,000件	546件	27.3%
合計			10,178件	5,241件	51.5%

②関係機関・団体等へのヒアリング調査

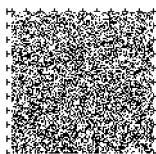
【調査の概要】

調査対象	該当機関等	ヒアリング実施日
障がい者支援団体	手をつなぐ育成会	令和5年12月14日(木)
医療的ケア児支援団体	mamacare～ママケア	令和5年12月4日(月)
DV被害者支援団体	OASIS FUJIMI	令和5年12月13日(水)
こども食堂運営団体	わくわく未来応援団	令和5年12月14日(木)
外国人支援団体	ふじみの国際交流センター	令和5年12月15日(金)
子育て当事者	子育て支援センター利用者	令和5年12月12日(火) ～令和6年1月19日(金)
若者	若者本人	適宜
	若者(文京学院大学学生)	令和5年12月1日(金)
教育関係機関	学び舎しつもん塾	令和5年12月13日(水)
地域関係機関	民生委員・児童委員協議会連合会	令和5年12月14日(木)
	地域連携センターBICS	令和5年12月19日(火)
	社会福祉協議会(CSW)	令和6年1月29日(月)

③こども・若者からの意見聴取

○聴取方法

- ・広報による意見募集のWEBフォーム(二次元コード)の周知、市内学校、公共施設、商業施設等へのポスター掲示



- 対象者
 - ・市内在住・在勤・在学の概ね小学4年生～39歳
- 募集期間
 - ・令和6年5月7日(火)～令和6年6月7日(金)

【意見聴取結果の概要】

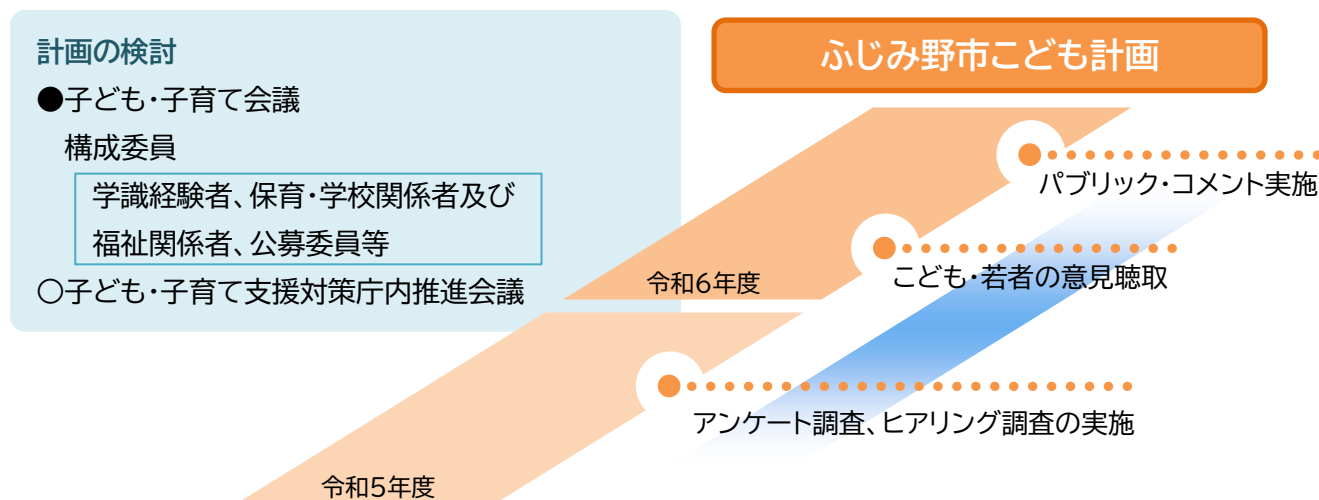
回答者種別	意見の内容別					合計
	学校の こと	居場所の こと	公園の こと	図書館の こと	その他	
小学生	145件	16件	116件	26件	31件	334件
中学生	3件	1件	2件	0件	0件	6件
その他 (小・中学生以外の39歳以下の方等)	1件	2件	2件	1件	6件	12件
合計	149件	19件	120件	27件	37件	352件

※各種アンケート・ヒアリング調査、子ども・若者からの意見聴取の結果は、「第4章 施策の展開」の「現状と課題」の中で、施策や取組に関連が深いものをピックアップして掲載しています。

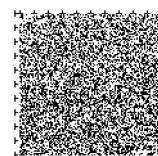
(3) パブリック・コメント^{※1}の実施

本計画に対する市民の意見を広く聴取するため、パブリック・コメントを実施し、寄せられた意見を考慮して最終的な計画案の取りまとめを行いました。

<計画の策定体制>



※1 パブリック・コメント：重要な政策などを決定する際に、原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。



ふじみ野市こどもの未来を育む条例

ふじみ野市では、こどもの未来を育むことを目的に、オールふじみ野で子ども及び子育て家庭を支援する体制を整え、推進していくための条例を令和4年4月に制定しました。

条例の構成

前文
第1章 総則(第1条—第3条)
第2章 こどもの権利及び役割(第4条・第5条)
第3章 市の責務(第6条)
第4章 保護者及び地域住民等の役割(第7条—第11条)
第5章 こどもにやさしいまちの推進
第1節 こどもの権利擁護に関する取組(第12条—第17条)
第2節 こどもの体力向上に関する取組(第18条—第20条)
第6章 施策の推進(第21条)
附則

本条例は、前文と6つの章(全21条)で構成しています。

「こどもの未来を育む」という目的を第1章及び第2章に規定し、その目的達成のために、「こどもにやさしいまちを実現する」という手段を第3章以下において規定する構成内容になっています。

前文

こどもは、一人ひとりが掛けがえのない存在です。こどもは、多くの人々との関わりの中で様々な経験を重ねることにより、自分を大切にする心、他者を思いやる心を育てていきます。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は日々変化しており、全国的にはこどもにとって大切な権利が脅かされる状況が続いています。また、こどもにとって身近で自由な外遊びの場が減少したことにより、豊かな成長を支えるはずの体力が低下し続けており、国全体で深刻な問題となっています。これらのことは、本市においても例外ではありません。

こどもの権利を守ることと体力の向上を図ることは、こどもの未来を育む上で欠かせないものであると考えています。そして、こどもが地域のぬくもりの中で、安全に安心して、遊び、学び、集い、夢と希望を抱きながら、生き生きと成長していくことは、私たち大人、そしてふじみ野市全体の願いです。

一方、本市のこどもたちは、「大人に手本を見せてほしい」「大人に自分の意見を聴いてほしい」と願っています。

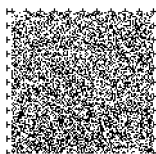
私たちは、こどもと誠実に向き合いながら、オールふじみ野で子ども及び子育て家庭を支援し、こどもが直面する問題を解決できるよう、こどもにやさしいまちを実現していかなければなりません。

ここに、ふじみ野市のこどもたちの未来を育むため、条例を制定します。

条例掲載ページ



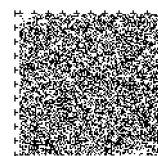
二次元コードをスマホで読み取ると
条例の掲載ページをご覧いただけます

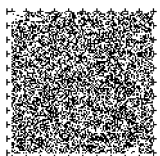




第2章

こども・若者を取り巻く現状





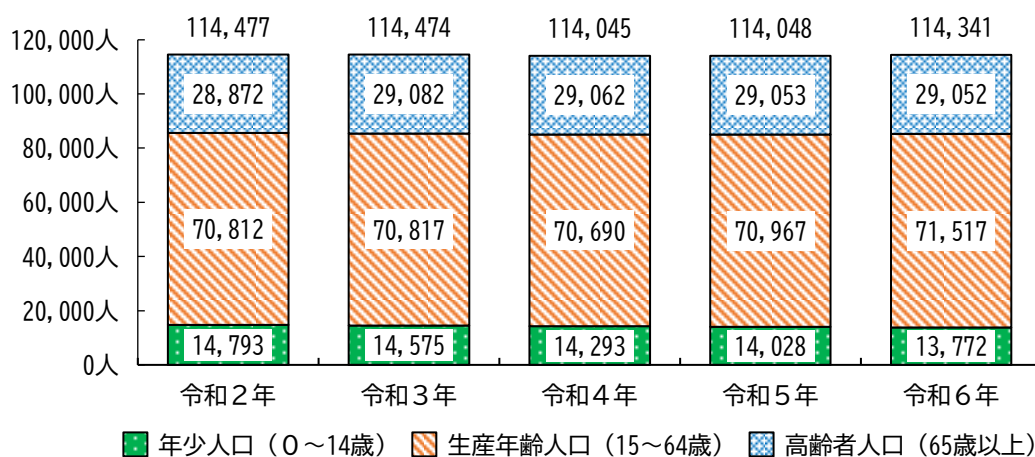
1 統計でみる本市の状況

(1) 人口の状況

①総人口と年齢階層別人口の推移

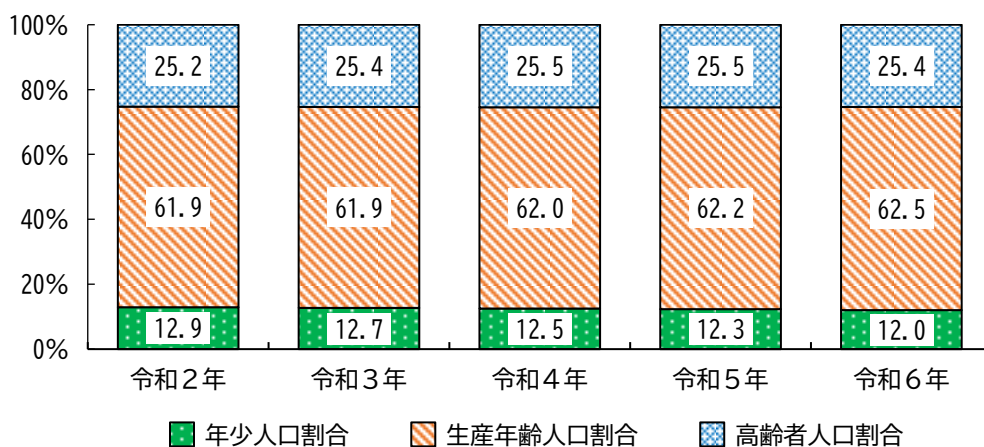
本市の総人口は、令和2年から令和6年にかけて横ばいで推移しており、令和6年4月1日現在で114,341人となっています。年齢階層別人口では、年少人口が令和2年と令和6年の比較で1,021人の減少となっている一方、高齢者人口は微増から横ばいで推移しています。生産年齢人口は、令和5年までは横ばいで推移していたものの、令和6年に550人の増加となっています。年齢階層別人口割合は、令和6年で年少人口が12.0%、生産年齢人口が62.5%、高齢者人口が25.4%となっています。

<総人口と年齢階層別人口の推移>

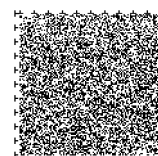


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

<年齢階層別人口割合の推移>



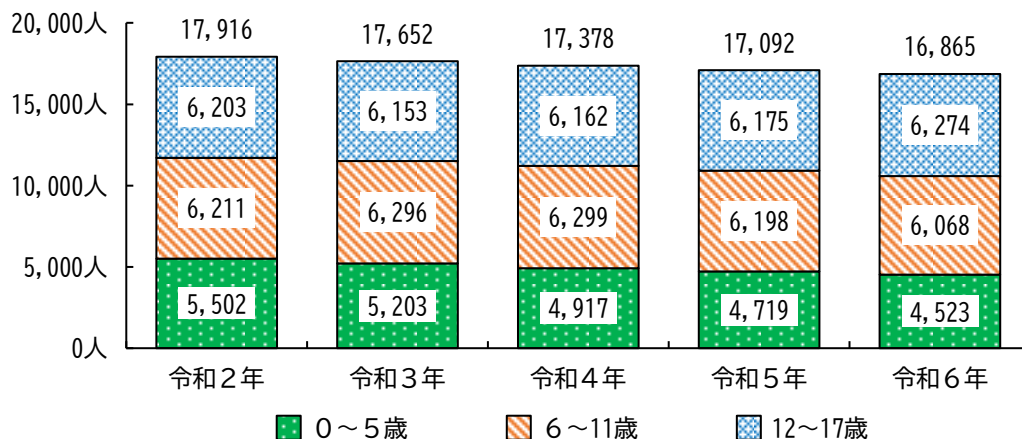
資料:住民基本台帳(各年4月1日)



②児童人口の推移

本市の児童人口は減少傾向となっており、令和6年4月1日現在で16,865人、令和2年と令和6年の比較で1,051人の減少となっています。

<児童人口の推移>

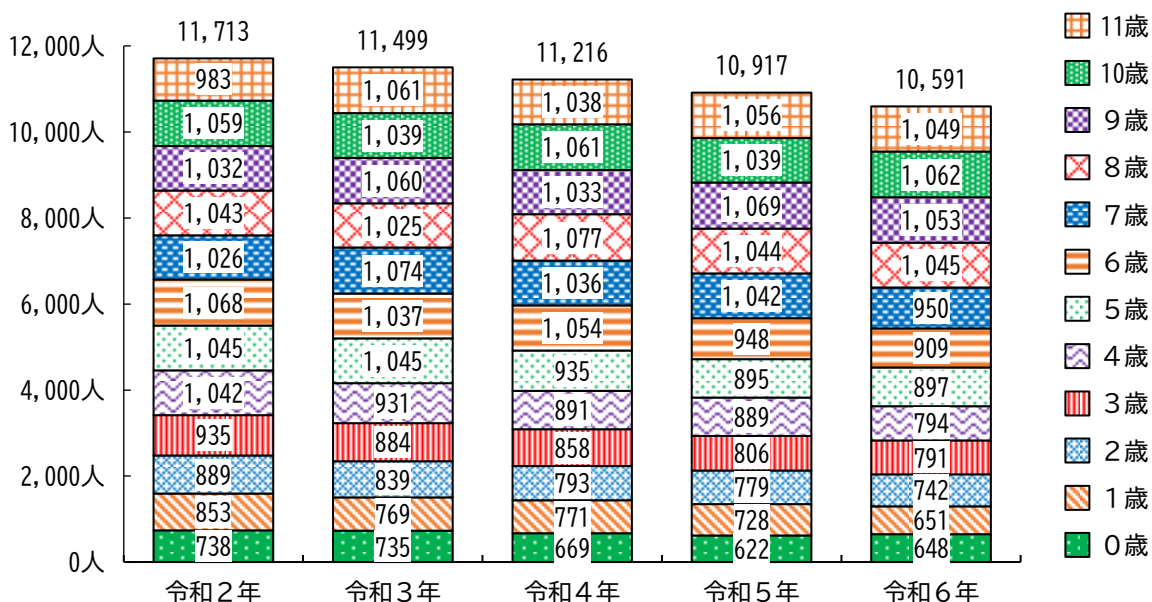


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

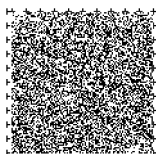
③11歳以下の児童人口の推移

11歳以下の児童人口についても減少傾向となっており、令和6年4月1日現在で10,591人、令和2年と令和6年の比較で1,122人の減少となっています。

<11歳以下の児童人口の推移>



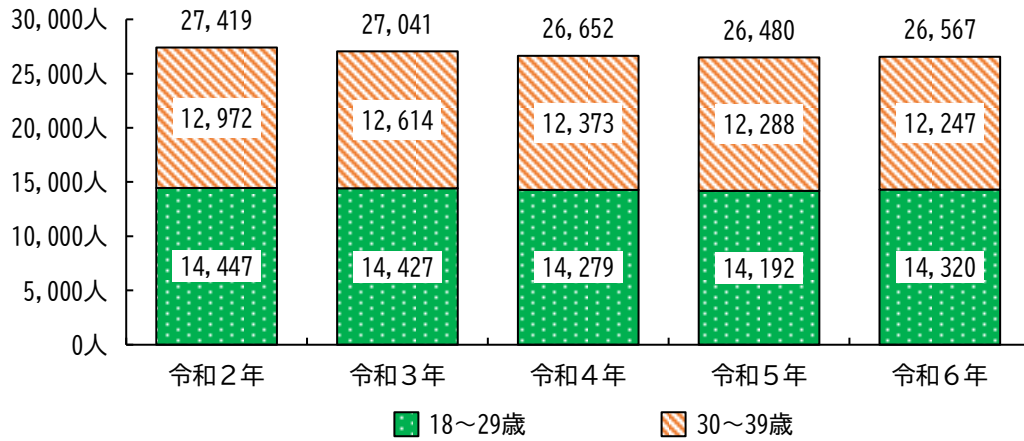
資料:住民基本台帳(各年4月1日)



④18～39 歳人口の推移

本市の18～39歳人口は、令和5年まで減少傾向となっていたものの、令和6年に微増に転じ、令和6年4月1日現在で26,567人となっています。

<18～39 歳人口の推移>

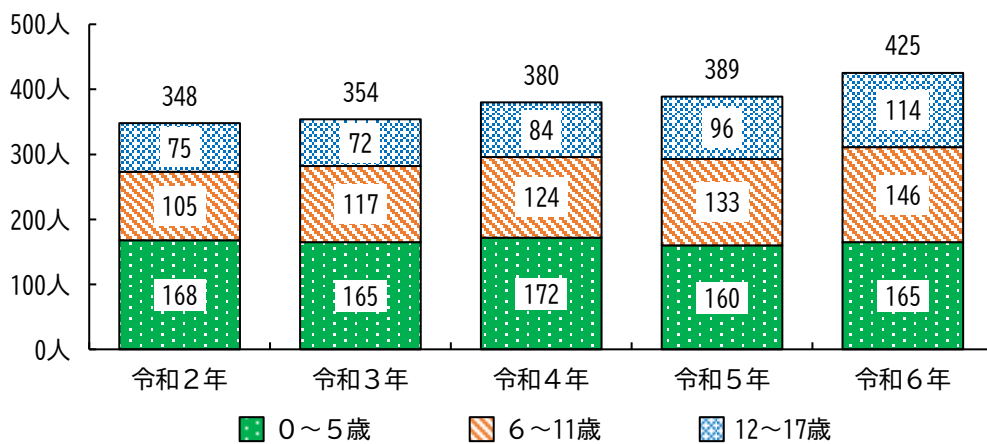


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

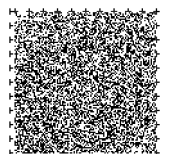
⑤外国籍の児童人口の推移

本市の外国籍の児童人口は増加傾向で推移しており、令和6年4月1日現在で425人、令和2年と令和6年の比較で77人の増加となっています。

<外国籍の児童人口の推移>



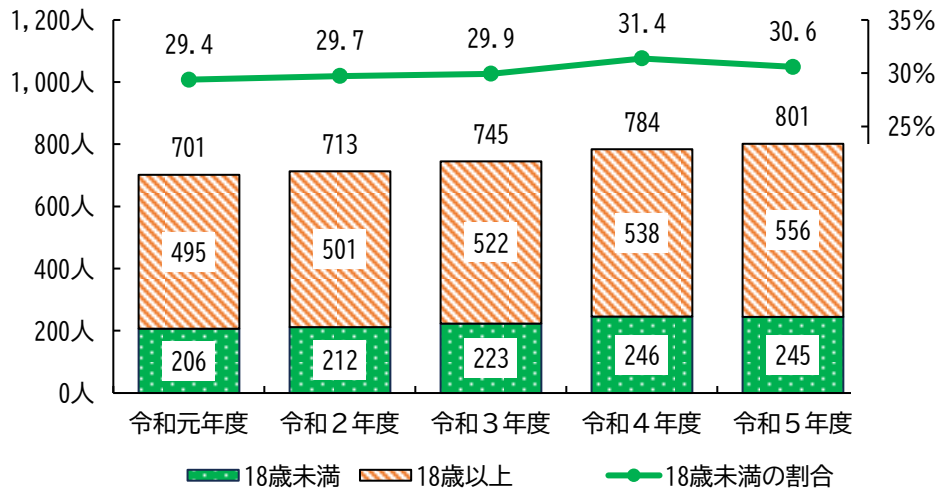
資料:住民基本台帳(各年4月1日)



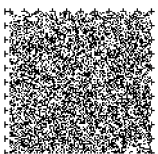
⑥障がい児数の推移

本市の療育手帳所持者数は増加傾向にあります。そのうち 18 歳未満の人数は微増から横ばいで推移しており、令和 5 年度は 245 人、令和元年度と令和 5 年度の比較で 39 人の増加となっています。

<療育手帳所持者数の推移>



資料:障がい福祉課(各年3月末日現在)

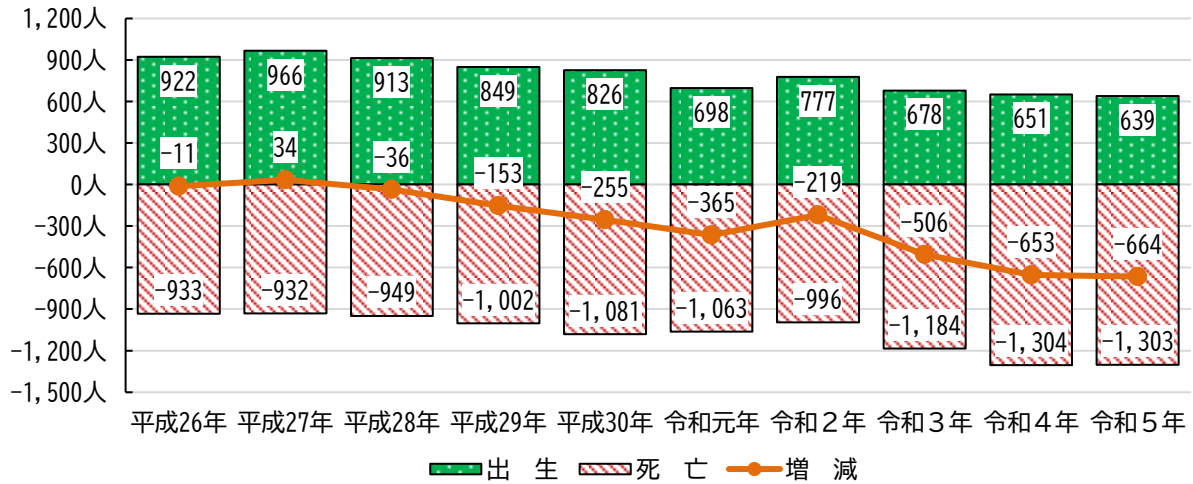


(2) 自然動態・社会動態の推移

本市の自然動態（出生・死亡による人口動態）は、平成28年以降は減少傾向となっており、令和5年は664人のマイナスとなっています。

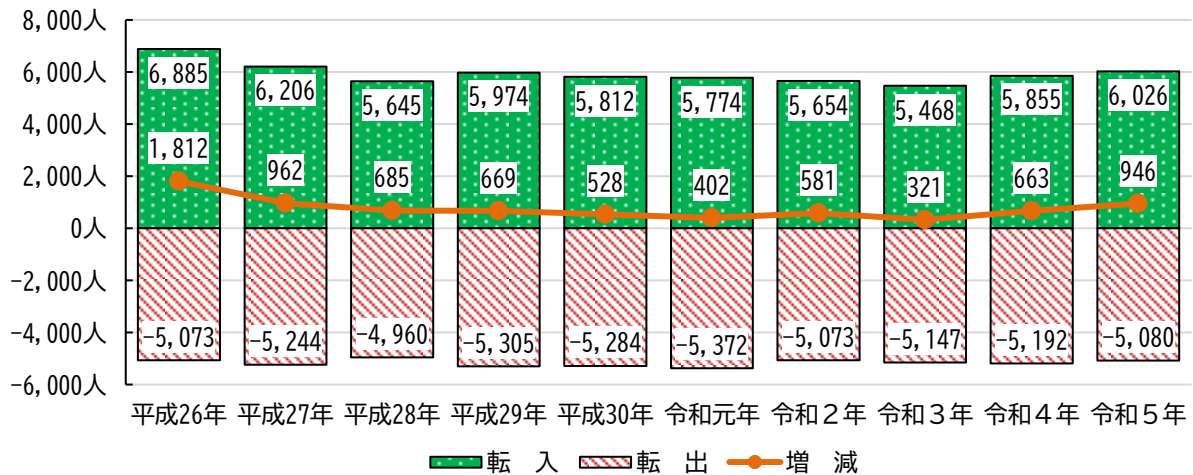
社会動態（転入・転出による人口動態）は、過去10年間はプラスで推移しており、令和5年は946人のプラスとなっています。

<自然動態の推移>

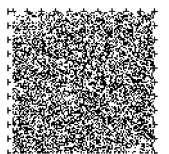


資料：統計ふじみ野

<社会動態の推移>



資料：統計ふじみ野



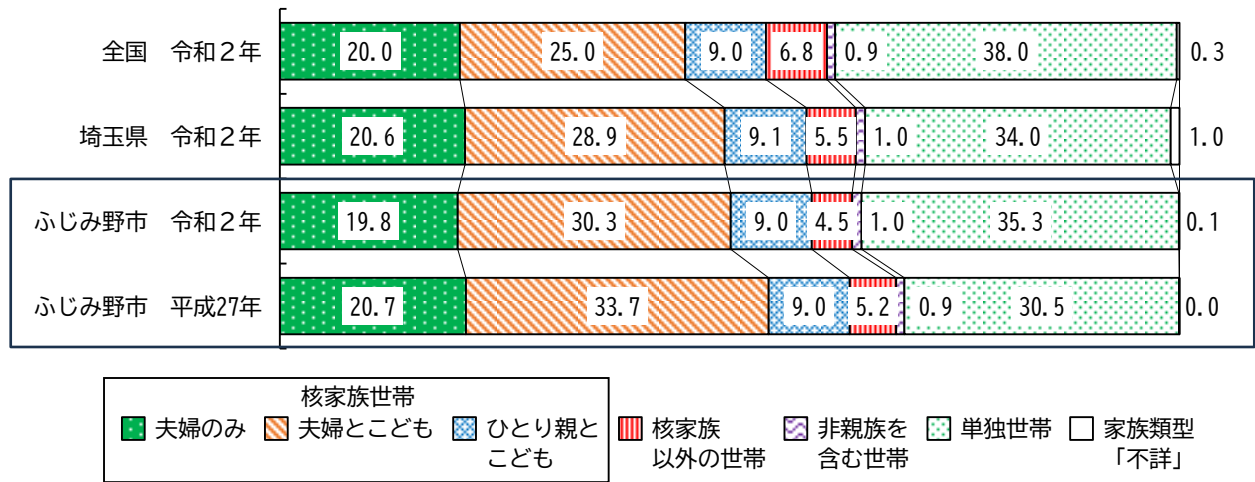
(3) 世帯の状況

①一般世帯の状況

家族類型別の一般世帯の構成比をみると、本市は全国や埼玉県に比べ、「核家族世帯」のうち、「夫婦と子ども」の割合がやや高くなっています。ただし、平成27年と令和2年の比較では、「夫婦と子ども」の割合は減少しており、「単独世帯」の増加が顕著となっています。

また、一般世帯数を経年で比較すると、平成27年から令和2年の5年間で3,564世帯の増加となっており、家族類型別では「単独世帯」に加えて「ひとり親と子ども」「夫婦のみ」が増加している一方、「夫婦と子ども」のほか「三世帯世帯」なども減少しています。

<家族類型別 一般世帯の構成比>



資料：国勢調査

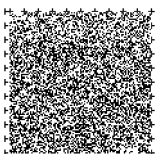
<家族類型別 一般世帯数及び構成比の推移>

単位：世帯、%

世帯の家族類型	平成27年		令和2年		H27-R2 増減
	実数	構成比	実数	構成比	
核家族世帯	28,993	63.3	29,185	59.2	192
夫婦のみ	9,469	20.7	9,769	19.8	300
夫婦と子ども	15,406	33.7	14,958	30.3	-448
ひとり親と子ども	4,118	9.0	4,458	9.0	340
男親と子ども	652	1.4	711	1.4	59
女親と子ども	3,466	7.6	3,747	7.6	281
核家族以外の世帯	2,366	5.2	2,213	4.5	-153
非親族を含む世帯	428	0.9	506	1.0	78
単独世帯	13,981	30.5	17,400	35.3	3,419
家族類型「不詳」	6	0.0	34	0.1	28
合計	45,774	100.0	49,338	100.0	3,564
(再掲)三世帯世帯	1,538	3.4	1,324	2.7	-214

(注) 一般世帯とは、病院、寮などの施設を除いた世帯

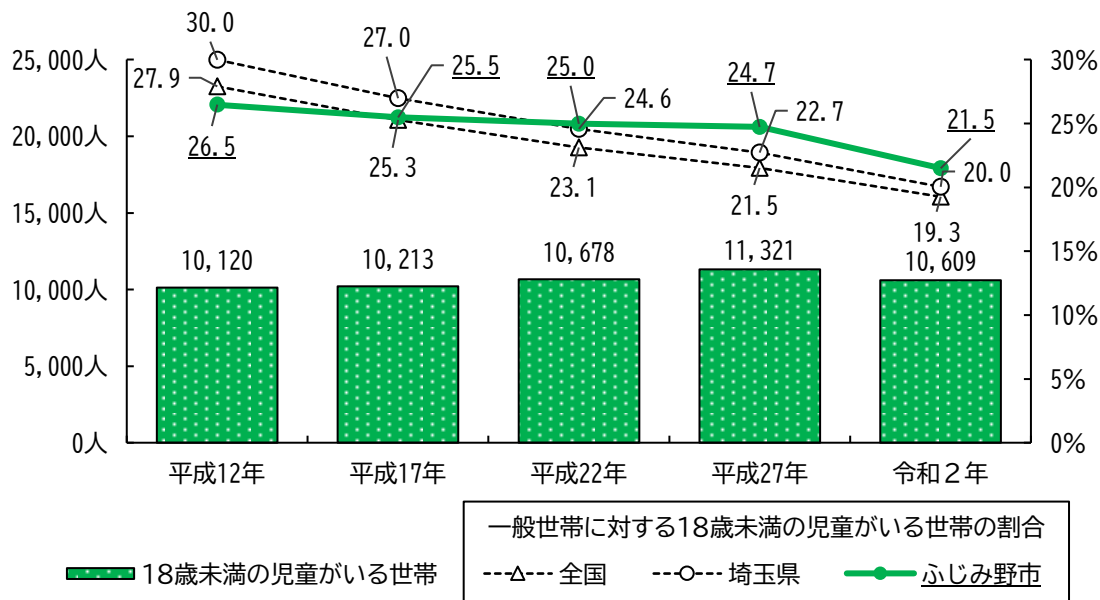
資料：国勢調査



②18歳未満の児童のいる世帯の状況

本市の18歳未満の児童のいる世帯数は、平成27年までは増加傾向で推移していましたが、令和2年に減少に転じ、10,609世帯となっています。一般世帯に対する18歳未満の児童のいる世帯の割合は、減少傾向にあるものの、平成17年に全国、平成22年に埼玉県を上回り、令和2年には21.5%となっています。

<18歳未満の児童のいる世帯数及び一般世帯に対する割合の推移>

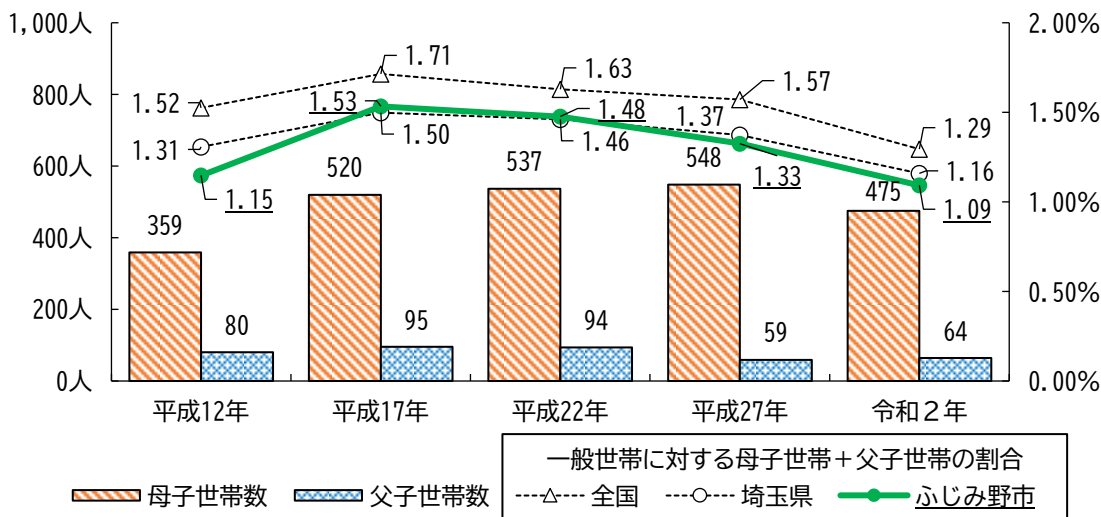


資料:国勢調査

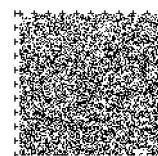
③ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)の状況

本市の母子世帯数は、平成27年までは増加傾向で推移していましたが、令和2年に減少に転じ475世帯、父子世帯数は令和2年で64世帯となっています。また、一般世帯に対するひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)割合をみると、平成22年以降は減少傾向となっており、令和2年は1.09%となっています。全国、埼玉県との比較では、一貫して全国を下回っており、平成27年以降は県の水準も下回っています。

<ひとり親世帯(母子世帯・父子世帯)数及び一般世帯に対する割合の推移>



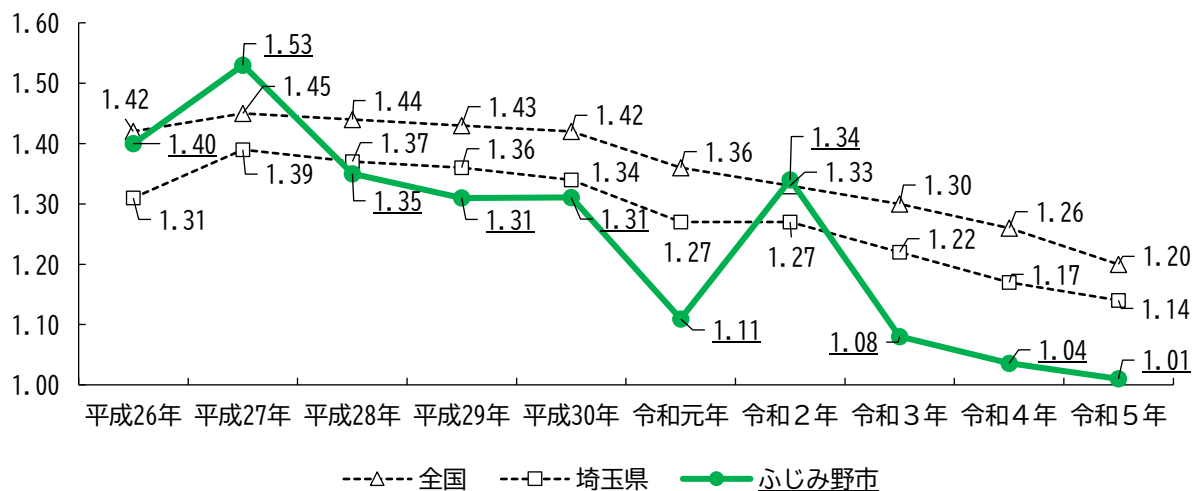
資料:国勢調査



(4) 合計特殊出生率※1の推移

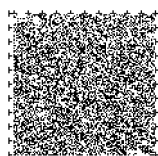
令和5年の合計特殊出生率は、本市が1.01であるのに対して、埼玉県が1.14、全国が1.20と、埼玉県、全国を下回る数値となっています。本市の過去10年間の合計特殊出生率は、平成28年以降、令和2年を除き、全国、埼玉県を下回る数値で推移しています。

<合計特殊出生率の推移>



資料:埼玉県人口動態統計

※1 合計特殊出生率：15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。



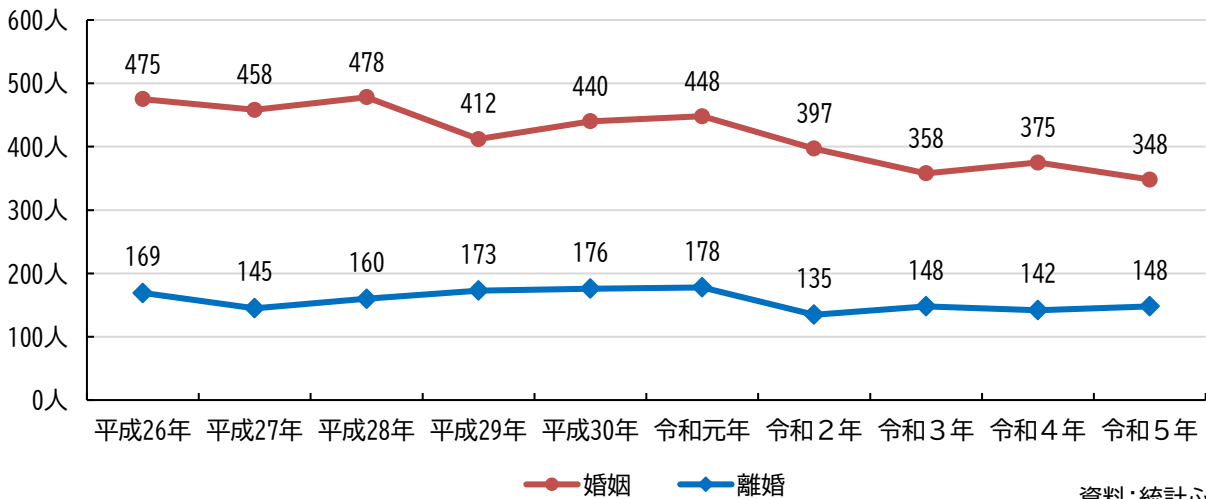
(5) 婚姻の状況

①婚姻件数・離婚件数の推移

本市の婚姻件数は、令和5年は348件となっています。令和2年以降は400件を下回っており、減少傾向となっています。

離婚件数は、令和元年まで横ばいから微増傾向で推移していましたが、令和2年にやや減少し、令和5年は148件となっています。

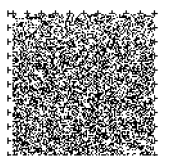
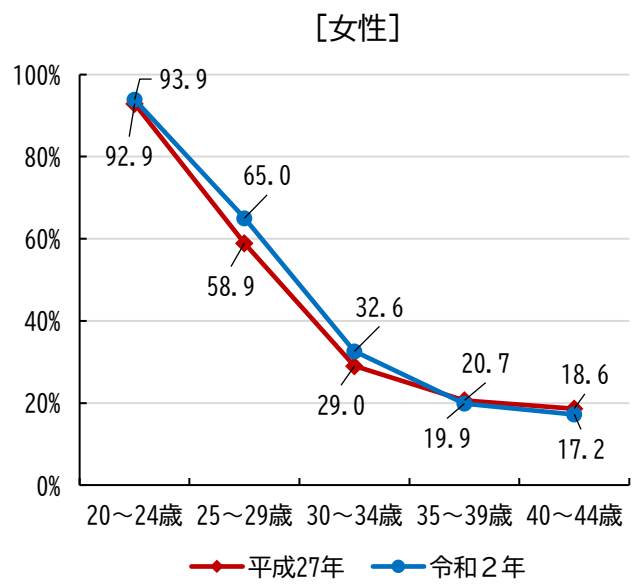
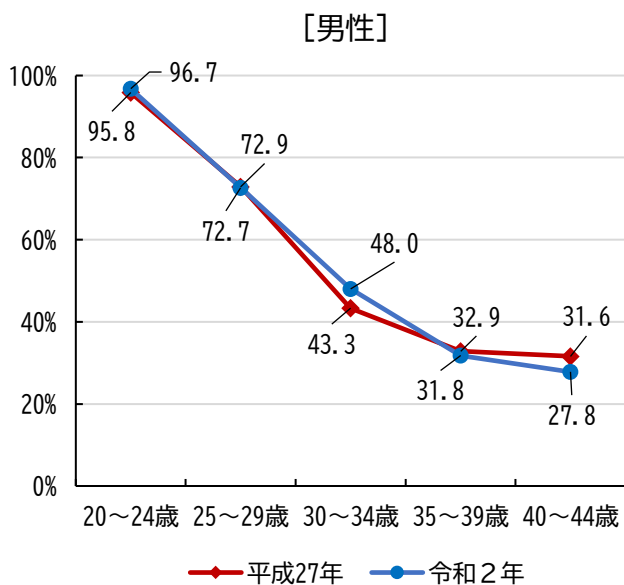
<婚姻件数・離婚件数の推移>



②未婚率の推移

本市の未婚率について、20歳から44歳までを男女及び年齢5歳区分でみると、平成27年と令和2年の比較で、男性では30～34歳、女性では25～29歳の上昇幅が大きくなっています。

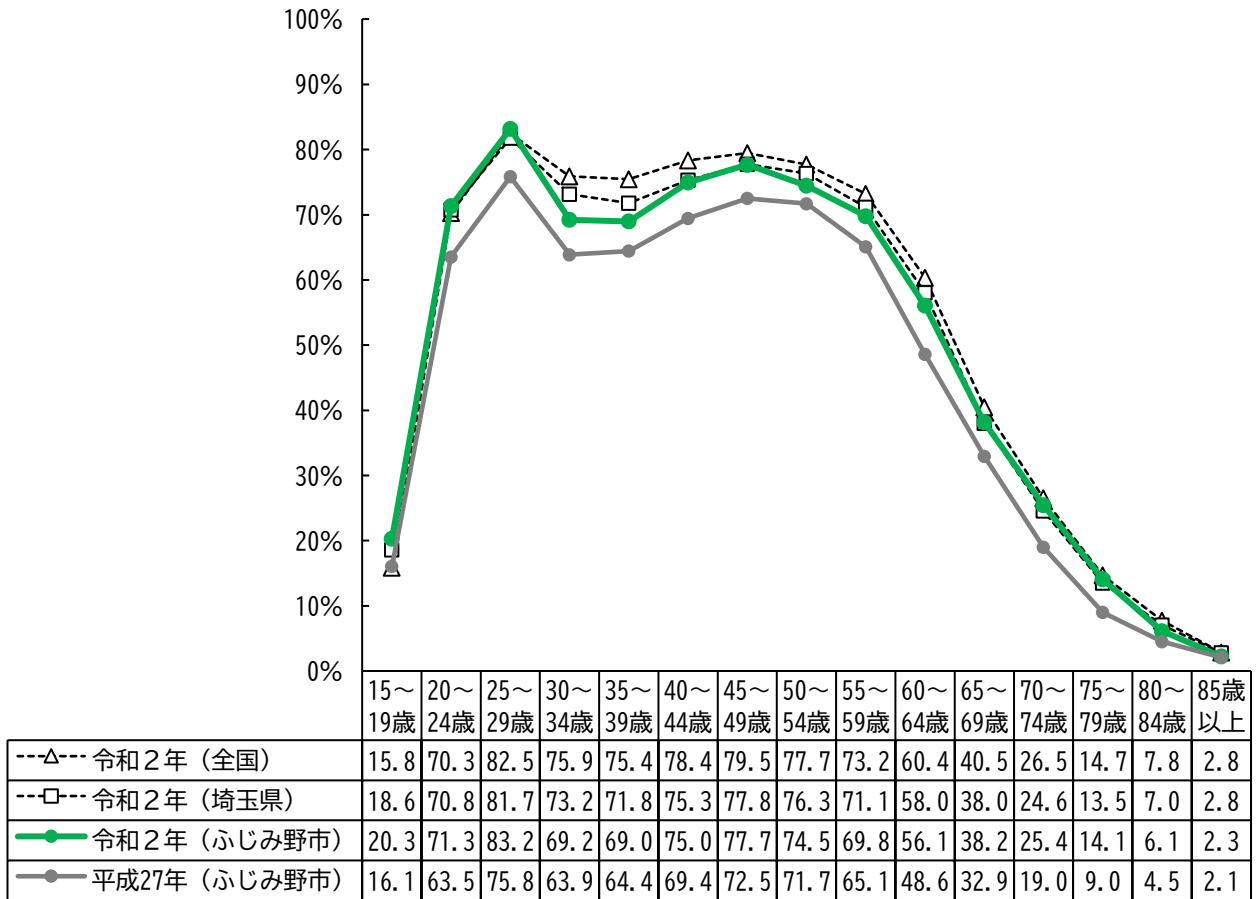
<5歳階級別の未婚率の推移>



(6) 女性就業率の状況

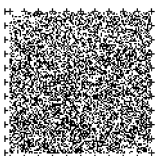
女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に低下し、40歳代で再び上昇する、いわゆる「M字カーブ※¹」となっています。平成27年と比較すると、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向はみられるものの、依然として出産・子育てにより就労を中断している状況がみられます。また、M字カーブの底である30歳代の女性就業率は、全国、埼玉県よりも低い水準となっています。

<女性就業率の推移>



資料:国勢調査

※1 M字カーブ：女性の年齢別就業率をみると、結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後再び上昇している。これをグラフで描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。

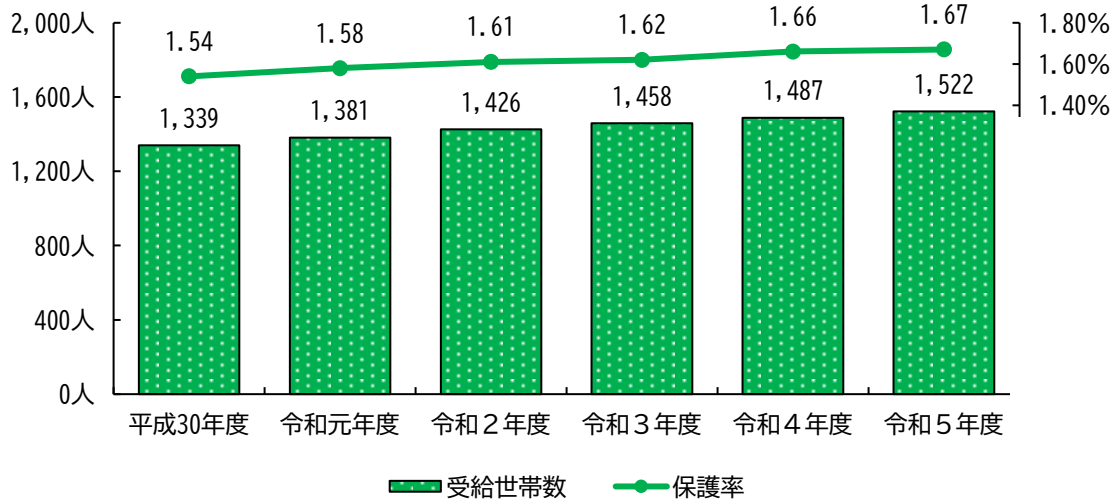


(7) 経済的支援の状況

①生活保護受給世帯数及び保護率

本市の生活保護受給世帯数は増加傾向にあり、令和5年度は1,522世帯、保護率は1.67%となっています。

<生活保護受給世帯数及び保護率の推移>

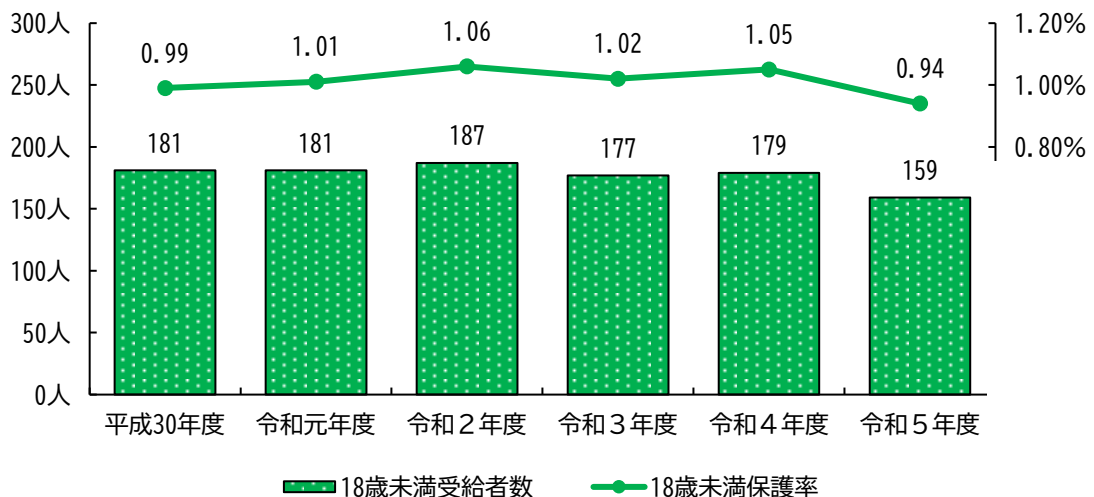


資料:生活福祉課

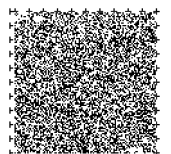
②生活保護受給世帯に属する18歳未満の人数及び保護率

本市の生活保護受給世帯に属する18歳未満の人数は、平成30年度から令和4年度まで横ばいで推移していましたが、令和5年度にやや減少し159人、保護率は0.94%となっています。

<生活保護受給世帯に属する18歳未満の人数及び保護率の推移>



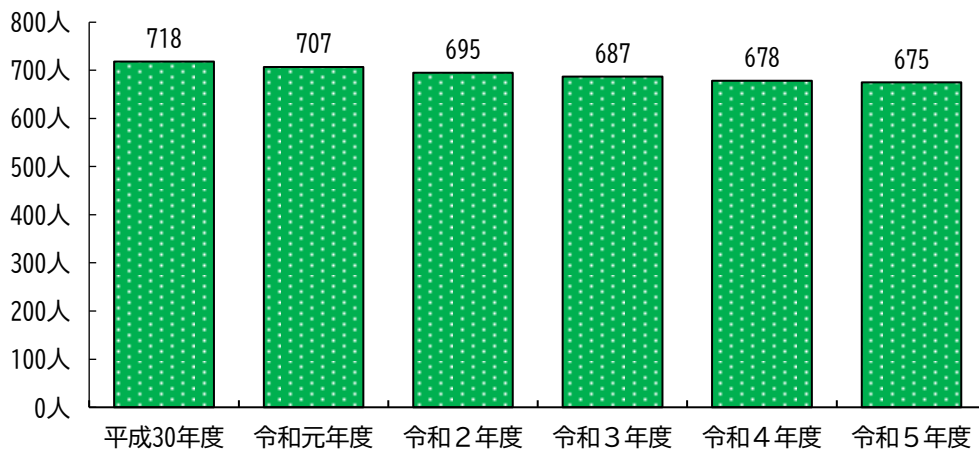
資料:生活福祉課



③児童扶養手当^{※1}受給者数

本市の児童扶養手当受給者数は減少が続いており、令和5年度は675人となっています。

<児童扶養手当受給者数の推移>

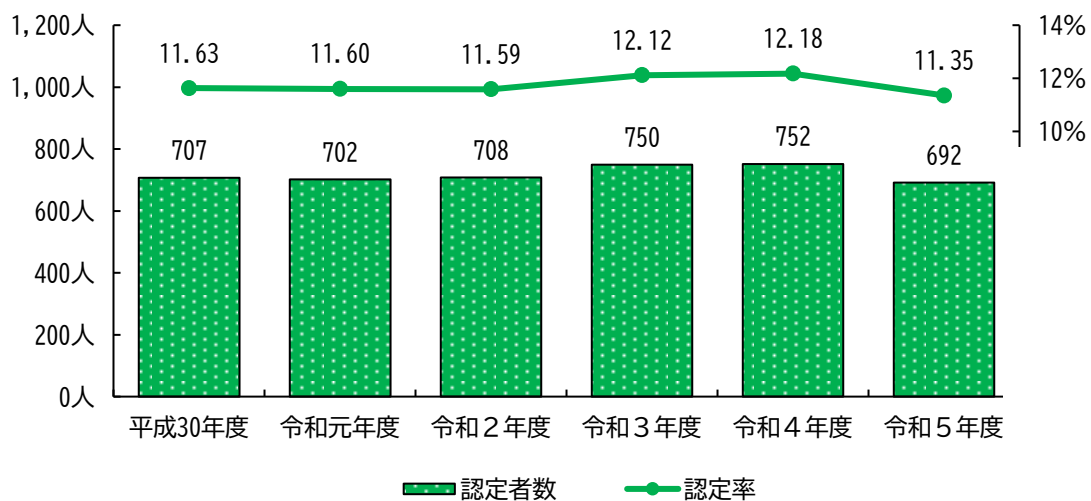


資料:子育て支援課

④小学校就学援助^{※2}費認定者数及び認定率

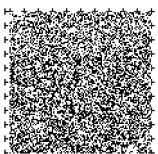
本市の小学校就学援助費認定者数及び認定率は、令和4年度まで横ばいから増加傾向で推移していましたが、令和5年度は692人、11.35%と減少に転じています。

<小学校就学援助費認定者数及び認定率の推移>



資料:学校教育課

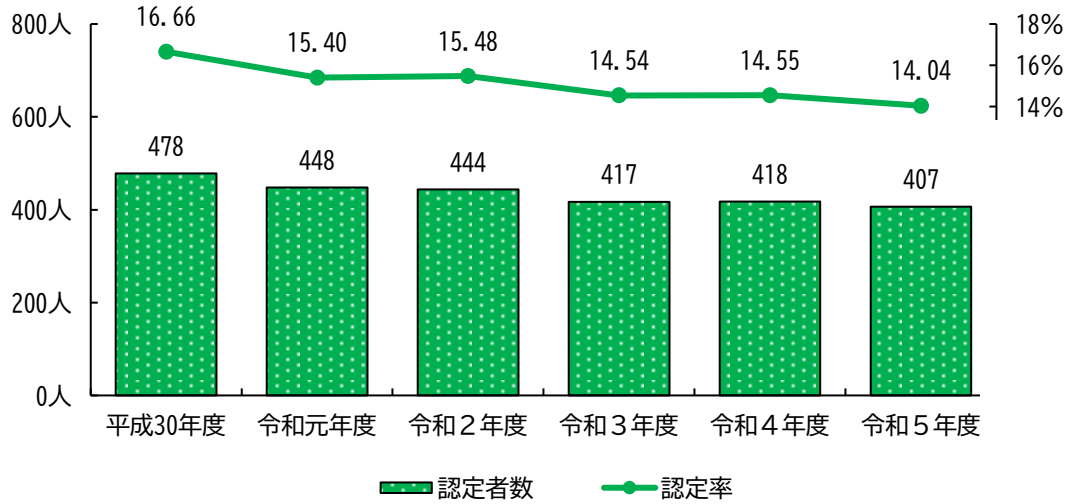
- ※1 児童扶養手当：父母が離婚するなどして、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等の児童のために、地方自治体から支給される手当。
- ※2 就学援助：経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して行われる、学用品費、給食費等教育に必要な援助のこと。



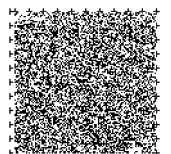
⑤中学校就学援助費認定者数及び認定率

本市の中学校就学援助費認定者及び認定率は、平成 30 年度以降、減少傾向となっており、令和 5 年度は 407 人、14.04%となっています。

<中学校就学援助費認定者数及び認定率の推移>



資料:学校教育課

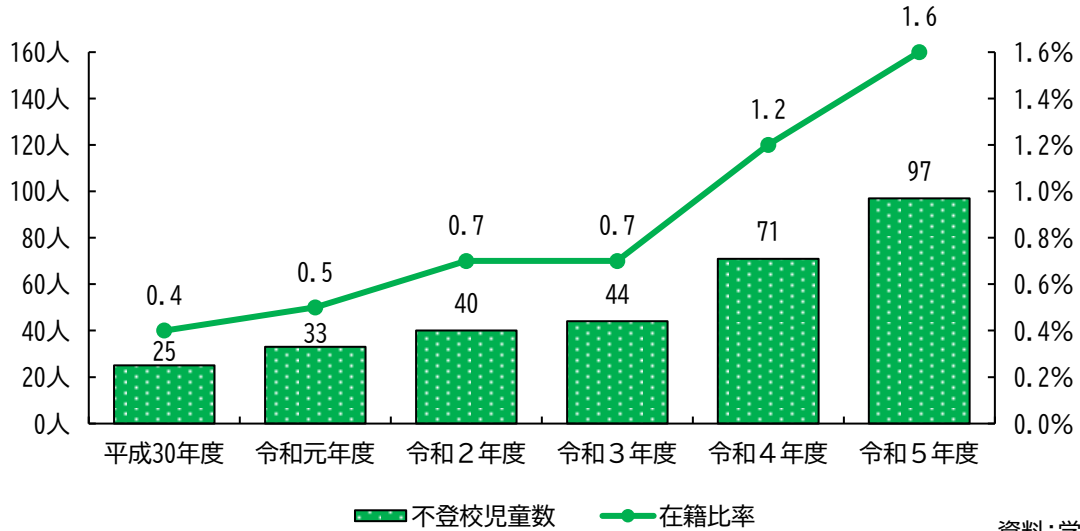


(8) 学校教育関連の状況

①市内小学校の不登校^{※1}児童数及び在籍比率

市内小学校の不登校児童数及び在籍比率は増加傾向にあり、令和5年度は97人、1.6%となっています。

<市内小学校の不登校児童数及び在籍比率の推移>

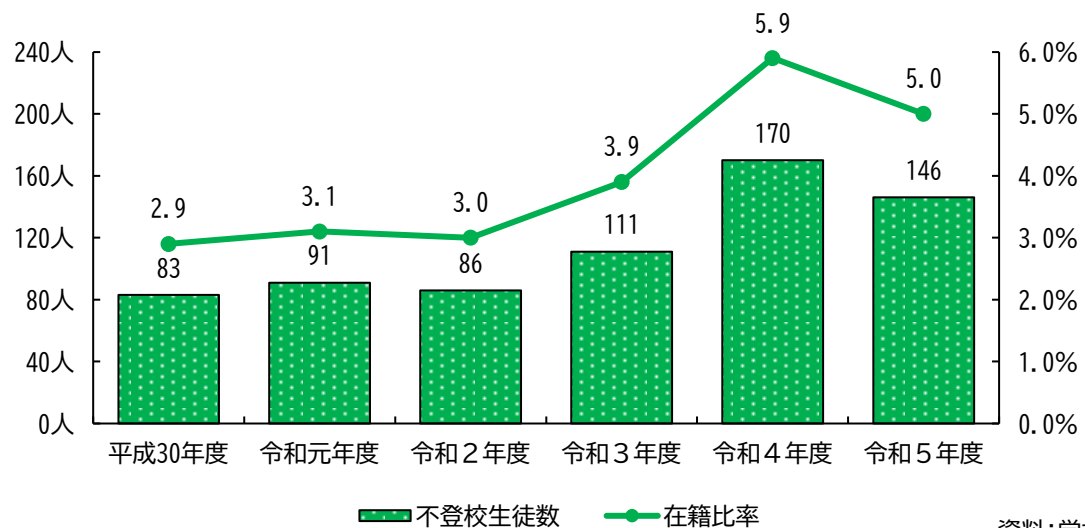


資料:学校教育課

②市内中学校の不登校生徒数及び在籍比率

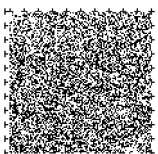
市内中学校の不登校生徒数及び在籍比率は、令和3年度以降100人を超え、令和4年度に170人、5.9%と最も多くなり、令和5年度は146人、5.0%となっています。

<市内中学校の不登校生徒数及び在籍比率の推移>



資料:学校教育課

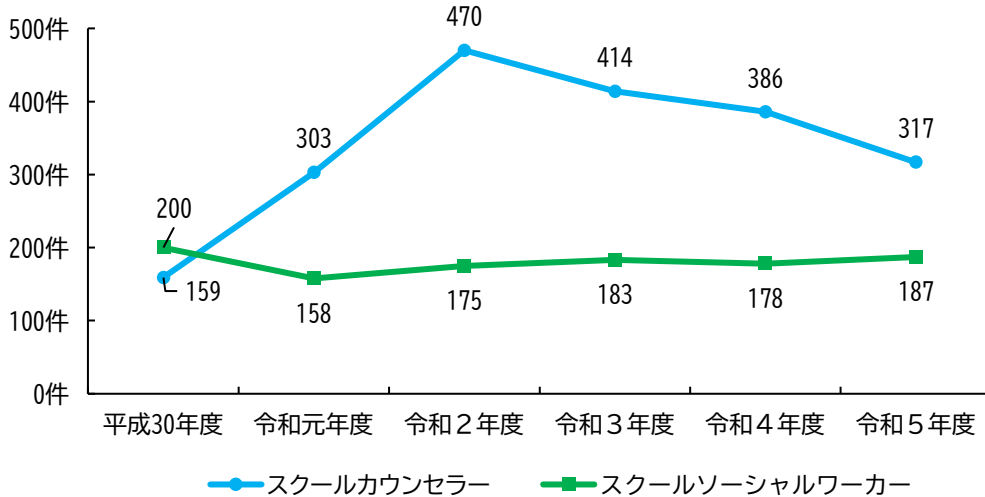
※1 不登校:何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの。



③スクールカウンセラー※¹及びスクールソーシャルワーカー※²相談件数

スクールカウンセラーへの相談件数は、令和2年度に470件と大きく増加したものの、以降は減少傾向にあり、令和5年度は317件となっています。一方、スクールソーシャルワーカーへの相談件数は、令和元年度にいったん減少したものの、令和2年度以降は横ばいから微増傾向となり、令和5年度は187件となっています。

<スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー相談件数の推移>

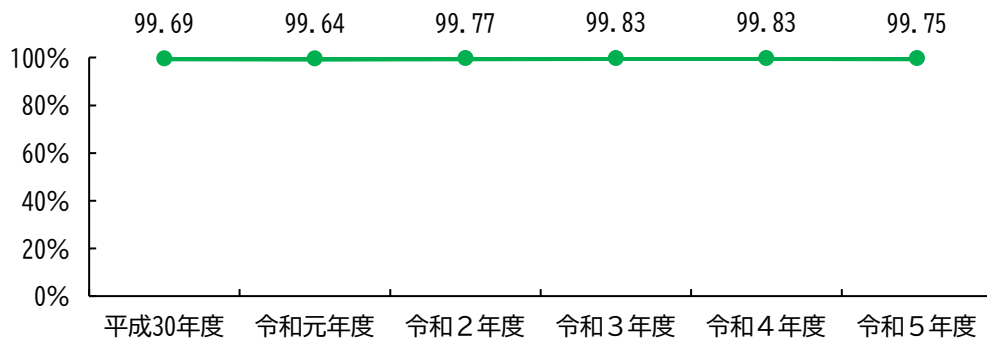


資料:学校教育課

④学校給食費徴収比率

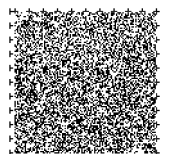
学校給食費の徴収率は、ほぼ100%に近い割合で推移しており、令和5年度は99.75%となっています。

<学校給食費徴収比率の推移>



資料:学校給食課

- ※1 スクールカウンセラー:児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を担う、臨床心理に専門的な知識・経験を有する学校外の専門家。
- ※2 スクールソーシャルワーカー:虐待やいじめの対応など、児童生徒と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、児童生徒を取り巻く環境を調整する社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持つ福祉の専門家。

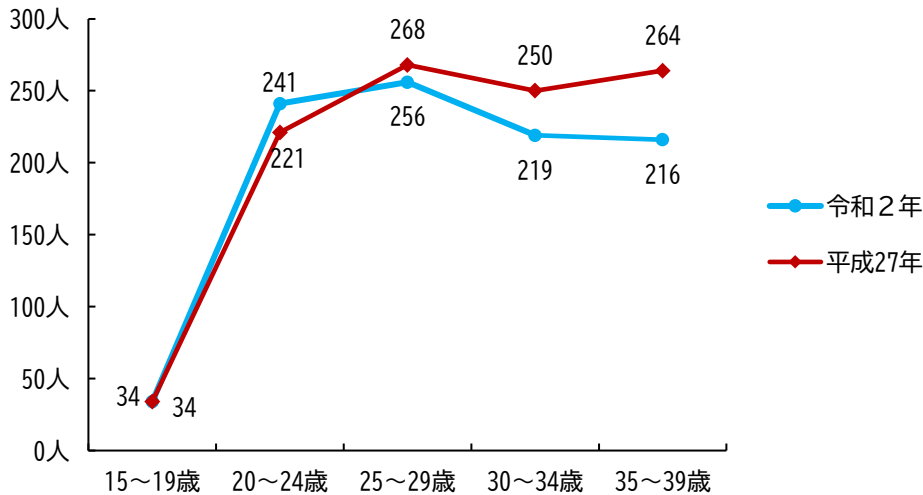


(9) 若者の就労状況

①若年者の完全失業者数及び完全失業率

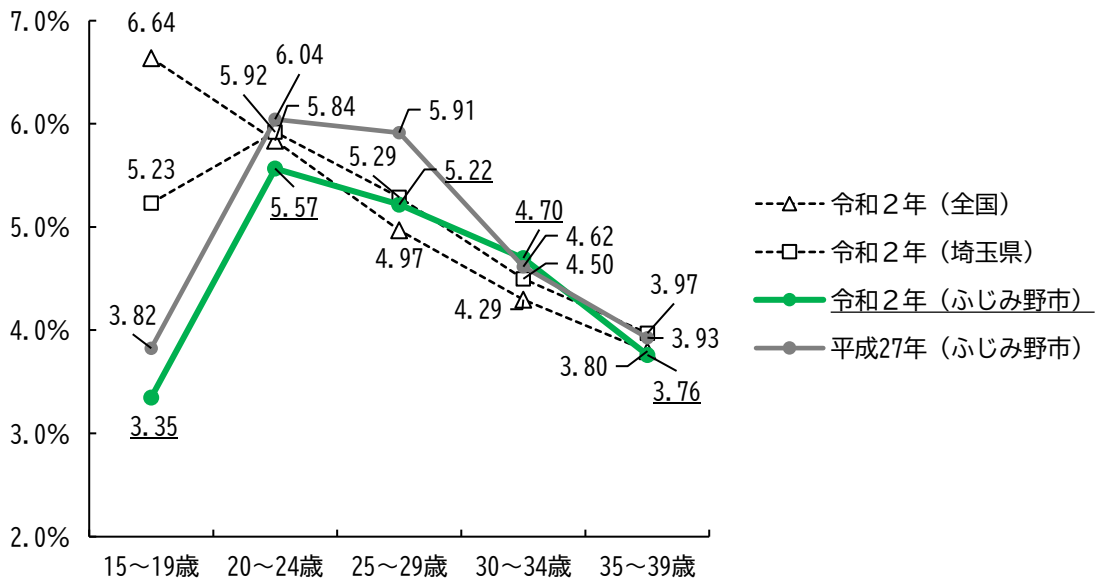
本市の若年者の完全失業者数について、平成27年と令和2年の比較では、20～24歳で微増となっているものの、25歳以上では減少しています。また、完全失業率は、20～24歳で高くなっているものの、全国、埼玉県の水準を下回っており、平成27年との比較でも、29歳以下の年代では低い水準となっています。

<若年者の完全失業者数の推移>

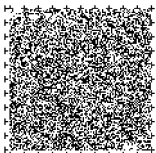


資料:国勢調査(不詳補完値による)

<若年者の完全失業率の推移>



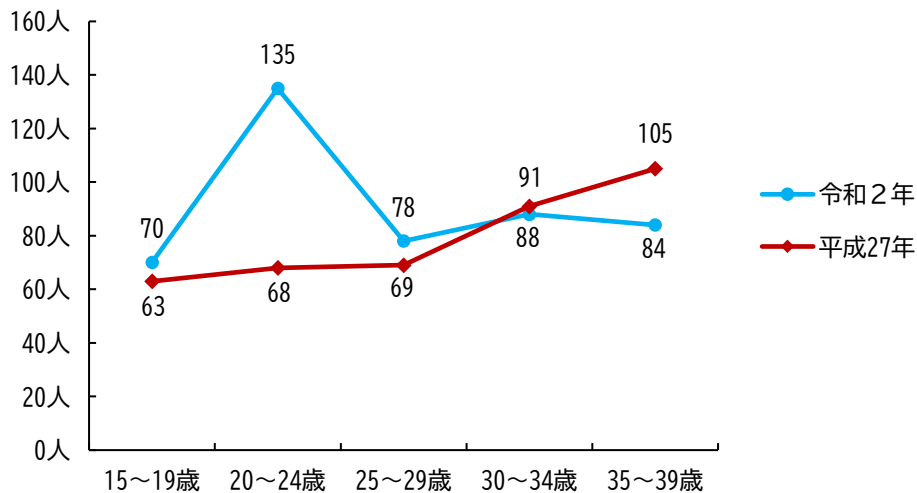
資料:国勢調査(不詳補完値による)



②若年無業者※1数及び若年無業者の割合

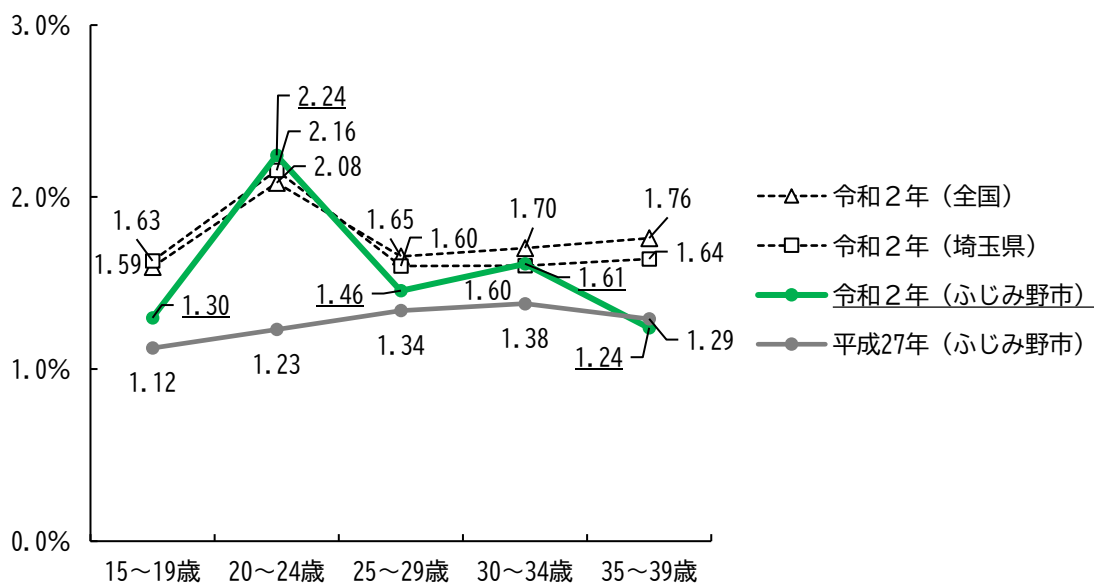
本市の若年無業者数について、平成27年と令和2年の比較では、20～34歳で大きく増加しています。また、各年代の若年無業者の割合は20～24歳と30～34歳でやや高くなっています。

<若年者無業者数の推移>



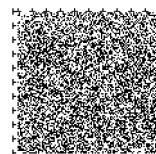
資料:国勢調査(不詳補完値による)

<若年者無業者の割合の推移>



資料:国勢調査(不詳補完値による)

※1 若年無業者：総務省が行っている労働力調査における、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいう。国勢調査では、非労働力人口のうち「その他」に分類される。ここでは35～39歳も参考までに掲載している。

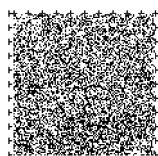


2 前計画における目標指標の達成状況等

(1) 第2期心じみ野市子ども・子育て支援事業計画 目標指標の進捗・達成状況

第2期子ども・子育て支援事業計画では、150の施策（再掲を含む）に177の目標指標を設定し、計画の推進を図りました。令和5年度末時点における指標の進捗状況は、「達成」が84(47.5%)、「未達成」が93(52.5%)となっています。新型コロナウイルスの影響や、目標の性質上、100%や全数を目指すべき指標も含まれるため、未達成が達成を上回りますが、計画期間中に一度は目標を達成したものの令和5年度では目標に届かなかった項目、また、目標値には届かなかったものの数値等に改善がみられた項目も多くあり、概ね順調に進捗しました。なお、基本目標別の達成状況は以下のとおりです。

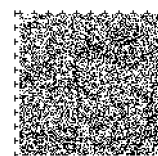
基本目標	指標数	達成	%	未達成	%
1【妊娠期・出産期】 「命の誕生」で心があったかくなるまち	11	4	36.4	7	63.6
2【乳児期・幼児期】 「子どもの健やかな成長」で心があったかくなるまち	35	20	57.1	15	42.9
3【学齢期・思春期】 「夢や希望が叶う教育と保育」で心があったかくなるまち	50	22	44.0	28	56.0
4【子育て期全般】 「親子に安心な生活環境を整え、健康な心と体を育むこと」で心があったかくなるまち	81	38	46.9	43	53.1
全体	177	84	47.5	93	52.5



(2) 第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン 成果指標の進捗・達成状況

第2期子どもの未来応援プランに設定した成果指標は、14項目中6項目の達成にとどまっているものの、ひとり親世帯等に対する新たな支援の展開や「つながる相談窓口」の拡充、重層的支援体制の整備など、残る8項目の目標達成に向けた取組を進めており、本計画においても着実に推進していきます。

基本施策	指標	計画策定時 R1	現状値 R6.3	目標値 R6	達成 状況	
1 教育の 支援	子どもの学習・生活支援事業の参加者数	72人	71人	80人	×	
	生活保護受給世帯及び子どもの学習・生活支援事業に参加する生活困窮世帯の高校生等の中退防止	中退者なし	中退者なし	中退者なし	○	
	地域の教育力を生かした学習の充実	小学校	13校	全小中学校	全小中学校	○
		中学校	1校	19校	19校	
児童生徒の障がいの様子や保護者の要望に応じた特別支援学級の設置	小学校	12校	13校	要望等のある小中学校すべてに設置	○	
	中学校	4校	6校			
2 生活の 支援	子どもの居場所・多世代交流の場(子ども食堂・学習の場等の数)	6か所	13か所	13か所(小学校校区に1か所)	○	
	ひとり親や若者を対象とした家計改善支援の充実	個別プログラムによる支援 未実施	家計改善支援事業を令和6年4月から実施	実施	○	
	子どものいる世帯や若者の住宅支援協力不動産業者数	6件	10件	12件	×	
3 就労の 支援	ジョブスポットふじみ野の利用者で子どものいる生活保護受給者、生活困窮者、ひとり親家庭等の保護者の就職率	85.10%	75.3%	80%以上	×	
	子どものいる保護者や若者が働きやすい職場の開拓	15か所	33か所	30か所	○	
4 経済的な 支援	ひとり親家庭等が利用できるフードパントリーの開催回数	未実施	2回	毎月	×	
	経済的な理由により食料・衣服が買えなかった及び公共料金(電気、ガス、水道)が払えなかった経験が全5項目のうち1項目もなかった保護者の割合	公的支援世帯 56.3% (令和2年度)	29.7%	公的支援世帯 現状値以上	×	
5 包括的な 支援	相談支援包括化推進員等によるアウトリーチ活動の件数(包括的支援体制構築の推進)	364件	232件	440件	×	
	子どものいる世帯が気軽に利用できる総合相談窓口の設置数	15か所	27か所	30か所	×	
	相談相手がいる保護者の割合	公的支援世帯 75.7% (令和2年度)	69.6%	公的支援世帯 現状値以上	×	



(3) 子育て支援に関する主な取組の進捗状況

第2期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）と第2期ふじみ野市子どもの未来応援プラン（令和3～6年度）の計画期間中に進めてきた、子育て支援に関する主な取組の進捗状況は次のとおりです。

①ふじみ野市こどもの未来を育む条例の施行

「こどもの権利を守ること」と「こどもの体力向上を図ること」がこどもの豊かな成長を育む両輪になるものと考え、こどもの未来を育むことを目的に、令和4年4月に「オールふじみ野」で子ども及び子育て家庭を支援する体制を整え、推進していくための条例を施行しました。

令和5年度には、条例に基づくこどもの意見表明及び社会参加の支援として、こどもと地域の大人が話し合いを行い、課題を解決するための取組である福岡中央公園におけるボール遊びを検討するワークショップを開催しました。



<こどもの未来を育むシンポジウム>

②子育てコンシェルジュ事業の拡大実施

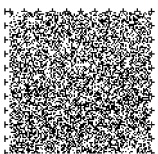
妊娠期から子育て期まで個別のニーズに合わせて寄り添い型の支援を行い、妊娠、出産、子育ての不安軽減に努めました。また、令和5年10月から「はじめて子育てコンシェルジュ事業」の給付金申請受付を実施し、相談対応に努めるとともに、市内の子育て支援拠点の紹介など子育てに関する情報提供を行い、気軽に来所できる場所として足を運んでもらうきっかけとなりました。

③放課後児童クラブの計画的な整備

令和2年度に鶴ヶ丘放課後児童クラブ、令和3年度に大井放課後児童クラブの整備を行い、施設の老朽化、狭あい化を解消し、定員数の拡充を図りました。また、東原・第2東原・第3東原放課後児童クラブの児童数を鑑み、保育に活用できるスペースを整備するとともに、東原小学校と東台小学校の統合による児童数の増加のため、第4東原放課後児童クラブの令和7年4月供用開始に向け、施設整備を進めています。



<大井放課後児童クラブ>



④保育基盤の確保・充実

公立保育所において、施設の長寿命化を図るため継続的な設備修繕を行うとともに、保育の質の向上のため、保育士が積極的に外部研修に参加しました。また、待機児童の解消に向け、保護者が安心して子どもを預けられる保育施設の充実を図るため、民間保育所、認定こども園等の誘致を行いました。



<霞ヶ丘保育所>

⑤ふじみ野市立児童発育・発達支援センターの公設化

発育・発達に不安のある子どもや保護者に寄り添い、地域の中で自立に向けて成長できるよう、切れ目のない支援を展開するため、令和4年度に児童発育・発達支援センターを公の施設としました。

相談機能を充実させるとともに、巡回相談を実施するなど、市関係各課だけでなく、保育施設・幼稚園・学校のほか、医療機関と連携して発達支援体制構築に向けた取組を推進しました。

⑥ひとり親世帯等に対する新たな支援の展開

ひとり親家庭等へ家計や収支のバランスの見直し、活用できる支援の案内等を行うとともに、県が実施する家計改善支援事業の従事者研修等を積極的に受講し、支援員の支援技術向上を図っています。また、令和6年度からはひとり親世帯等に対する新たな支援として、家計改善支援事業を実施しています。

⑦「つながる相談窓口」の拡充

コミュニティソーシャルワーカーを中心とした「つながる相談窓口」の拡充と相談体制のネットワークを整備し、連携体制の強化を図りました。また、「つながる相談窓口」参加法人等との協働の取組の実施や相談支援包括化推進会議を通じ、相談援助技術、知識の向上に努めています。

⑧重層的支援体制の整備

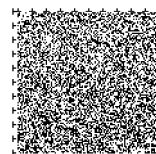
重層的支援体制整備に向け、コミュニティソーシャルワーカーを中心とし、複合的な課題を抱えた相談者の課題を整理し、適切な支援につなげるコーディネート及びアウトリーチを重視した伴走型の継続的な支援を実施しています。また、コミュニティソーシャルワーカーが地域資源の活用や新たな居場所づくり等を地域の力で立ち上げる支援を行っています。

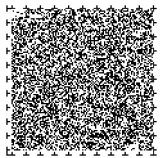
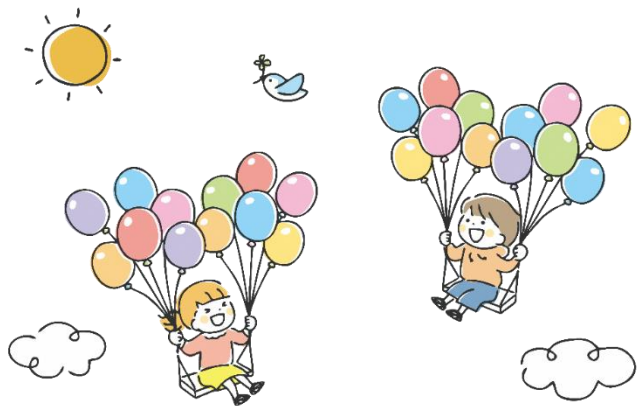


<多世代交流事業>



<フードパントリー>

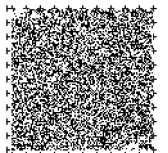


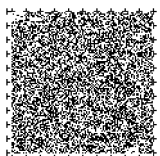




第3章

計画の基本的な考え方





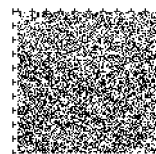
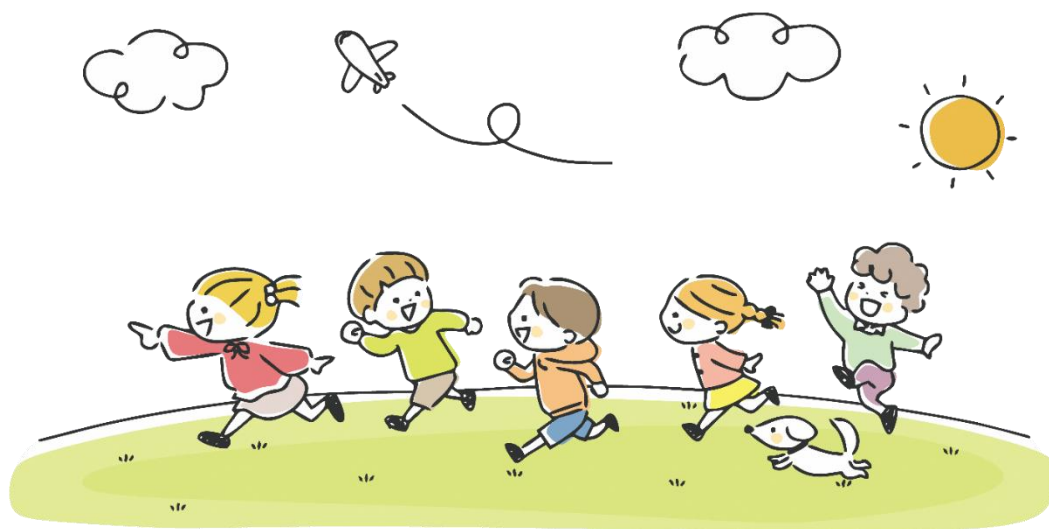
1 基本理念

子どもたちはふじみ野市の将来を担う宝です。ふじみ野市で暮らす子どもが、健やかに育つためには、保護者が安心して子どもを産み育てられ、親子がともに「子育て、親育ち」を通じて、喜びを感じられる環境づくりが必要です。また、未来を担う子どもや若者が、希望や意欲に応じて将来を切り開く力を育成していくため、地域全体で子ども・若者の未来を育むまちづくりを推進していく必要があります。

本市では、一人ひとり掛けがえのない存在である子どもたちが、権利の主体として尊重され、心身ともに健やかに成長できるよう、「ふじみ野市子どもの未来を育む条例」を施行しています。この条例に基づき、「ふじみ野市将来構想 from 2018 to 2030」の後期基本計画では、重点プロジェクトとして「子育てするならふじみ野市・子どもの未来を育むプロジェクト」を掲げ、オールふじみ野で子育て家庭や子ども・若者を支え、育む、“子どもにやさしいまち”の実現に向けた取組を進めています。

これらを踏まえ、本計画では、子育てに優しくあったかいまちを目指し、基本理念を次のように定めます。

**子ども・若者の未来を育む
子育てに優しくあったかいまちふじみ野**



2 基本目標

基本理念の実現に向け、施策の方向性を示すものとして、次の5つの基本目標を掲げます。

基本目標

1 こどもの権利を守り、未来を育む【ライフステージ共通】

全てのこどもが権利の主体として尊重され、自分らしい人生を自ら選択できるよう、地域全体でこどもの権利を守り、豊かな人間性と社会性を育む環境づくりに努めます。また、こども・若者が安心して遊び、過ごせる居場所を確保するとともに、様々な体験や活動の機会を通じて、こども・若者の未来を育みます。

基本目標

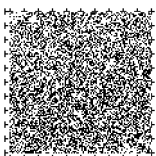
2 こどもの健やかな成長を支援する【出産前～乳幼児期】

子育てや家庭に夢を持ち、子育てに意欲的な世代を育むため、出産前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援や身近な相談体制、情報提供の充実を図ります。また、保護者が負担や孤立感を感じることなく、地域で安心してこどもを育てられるよう、子育て家庭への多様な育児支援や教育・保育サービスの充実を図り、親子がともに成長できるまちづくりを推進します。

基本目標

3 こどもに寄り添い、夢や希望を育む【学齢期・思春期】

安全・安心が確保された場で、こどもたちが学び、成長していくことができるよう、豊かな教育環境の整備に取り組むとともに、こどもの視点に立った放課後等の居場所の整備・充実に努めます。また、こどもへの相談支援体制の充実を図り、地域ぐるみでこどもの夢や希望を育むまちづくりを推進します。



基本目標

4

【青年期・子育て期】 子ども・若者の社会参画と子どもを育む家庭を支援する

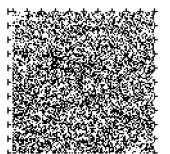
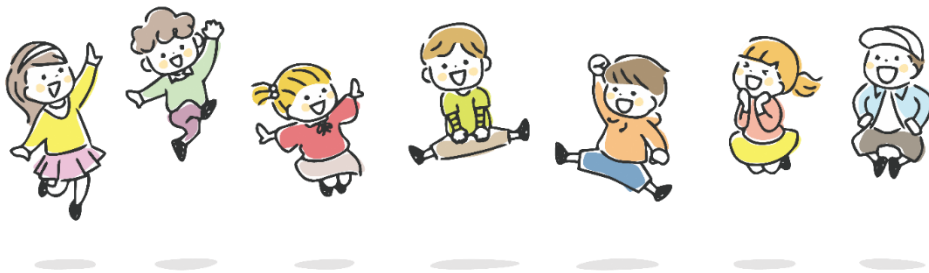
悩みや不安を抱える子ども・若者の社会参画を支援するため、学校教育における相談体制の強化や就職を希望する若者への支援に取り組みます。また、子どもを育む家庭が、子育てと仕事の両立を図れるよう、ワーク・ライフ・バランスの推進や男女ともに希望する人は子育てしながら働き続けられる環境の整備・促進を図ります。

基本目標

5

【ライフステージ共通】 全ての子ども・若者が安心して暮らせるまちづくり

子どもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困などの困難な環境にある子ども・若者や子育て家庭への支援の充実を図ります。また、障がい等のある子どもや家族への支援の充実を図るとともに、全ての子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。



3 計画の体系

<基本理念>

こども・若者の未来を育む 子育てに優しくあったかいまち ふじみ野

基本目標

1 こどもの権利を守り、未来を育む【ライフステージ共通】

基本施策1 こどもの権利に関する理解促進

施策1 こどもの権利の普及啓発・情報発信

施策2 こども・若者が意見を表明する機会の確保

基本施策2 こどもの居場所、体験・活動の充実

施策1 こどもの居場所の充実

施策2 体験・活動機会の充実

基本施策3 こどもの権利侵害・虐待の防止

施策1 児童虐待・いじめ防止対策の推進

施策2 相談・救済体制の整備

基本目標

2 こどもの健やかな成長を支援する【出産前～乳幼児期】

基本施策1 こどもを安心して産み、育てられるための支援

施策1 出産の希望を叶えるための支援

施策2 子育て家庭へ多様な育児支援

基本施策2 こどもの健やかな成長を支える支援の充実

施策1 多様な教育・保育サービスの充実

施策2 こどもの健康づくりの推進

施策3 子育て支援に関する相談・情報提供の充実

基本目標

3 こどもに寄り添い、夢や希望を育む【学齢期・思春期】

基本施策1 安全・安心な居場所づくり

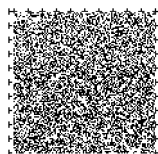
施策1 放課後等の居場所の充実

施策2 こどもの遊び場の推進

基本施策2 こどもの育ちを見守り支える地域づくり

施策1 こどもへの相談支援体制の充実

施策2 地域ぐるみのこども支援の推進



基本目標

【青年期・子育て期】

4

子ども・若者の社会参画と子どもを育む家庭を支援する

基本施策 1 子ども・若者の社会参画支援

施策 1 就労・社会的自立への支援

施策 2 悩みや不安を抱える子ども・若者への支援

基本施策 2 子育てと仕事の両立支援

施策 1 ワーク・ライフ・バランスの推進

施策 2 共働き・共育での推進

基本目標

【ライフステージ共通】

5

全ての子ども・若者が安心して暮らせるまちづくり

基本施策 1 こどもの貧困対策の推進

施策 1 こどもの教育・生活への支援

施策 2 生活に困っている家庭への支援

基本施策 2 配慮を要する子どもとその家庭への支援

施策 1 ひとり親家庭への支援

施策 2 外国につながる子育て家庭への支援

基本施策 3 障がいのある子ども等への支援の充実

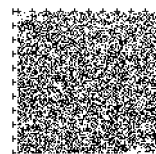
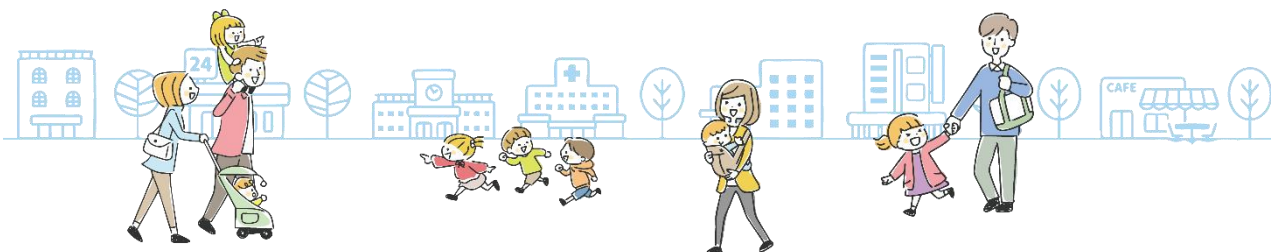
施策 1 発育発達に不安のあるこどもの
早期発見・早期支援

施策 2 障がいのある子ども等への支援体制の充実

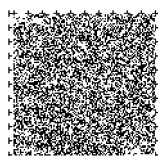
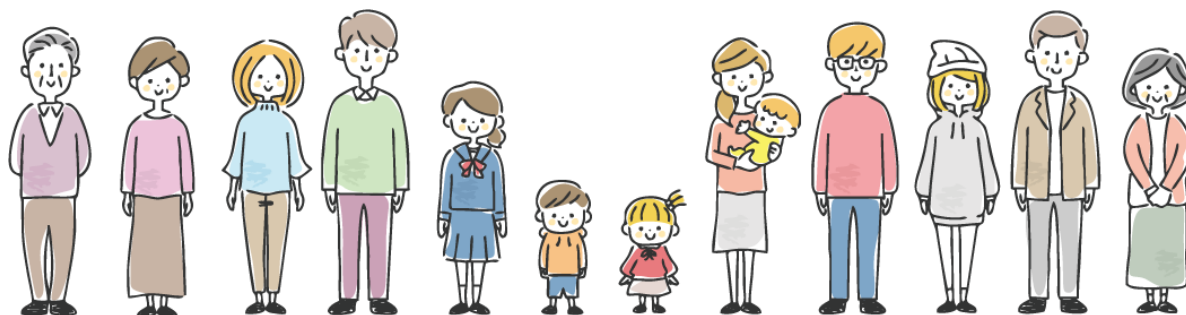
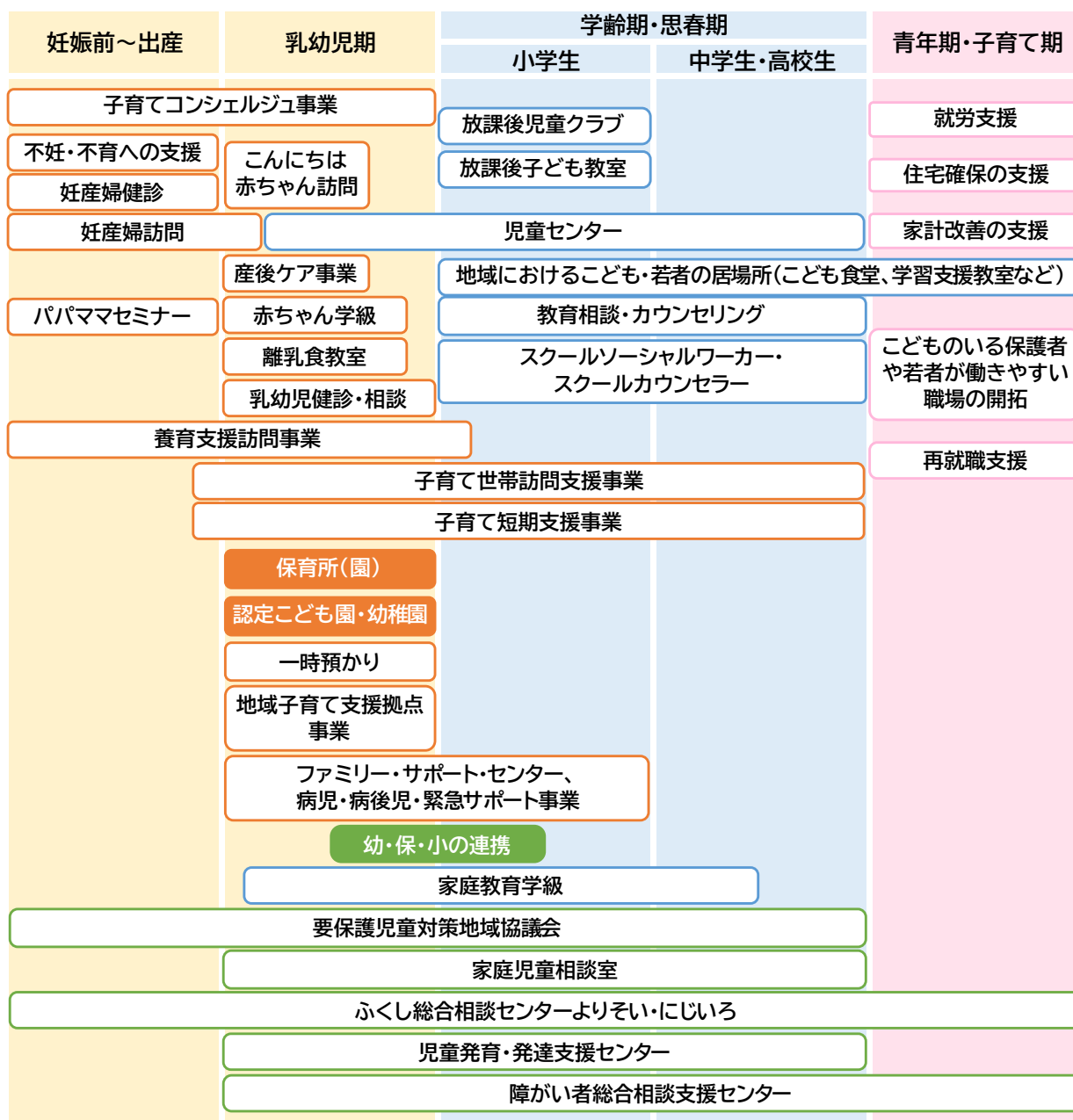
基本施策 4 安全・安心に暮らせるまちづくり

施策 1 安全・安心なまちづくりの推進

施策 2 複合的な課題を抱える家庭等への支援

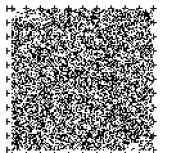


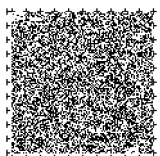
ふじみ野市におけるこども・若者への切れ目のない支援【イメージ】





第4章
施策の展開





基本目標

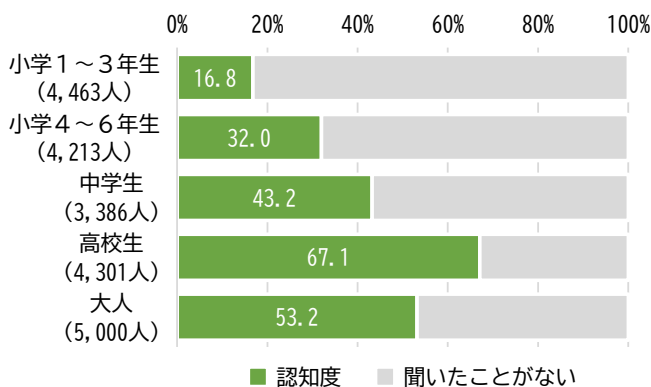
1 こどもの権利を守り、未来を育む【ライフステージ共通】

基本施策1 こどもの権利に関する理解促進

現状と課題

- 本市では、こどもにやさしいまちの実現に向け、「こどもを権利の主体として尊重すること」「こどもの最善の利益を第一に考慮すること」等を基本理念に掲げた「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」を令和4年4月に施行しました。
- 条例の趣旨やこどもの権利について、こども本人やこどもに関わる大人も含め、今後もより多くの市民の理解促進が図られるよう、こどもの権利や未来を大切にすまちづくりに取り組んでいく必要があります。
- 令和5年4月1日に施行された「こども基本法」では、国連による「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の4原則（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）を反映した内容となっています。
- こどもの権利擁護のための取組を推進していくとともに、こども・若者が自ら主体的に意見を表明し、社会に参加していくことができるよう、地域全体で「こどもの最善の利益」について考えていく必要があります。

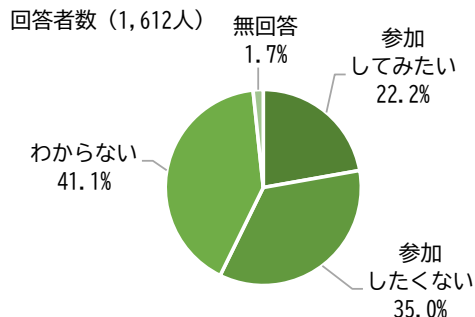
■ 児童の権利に関する条約の認知度



※「認知度」は、「どんな内容がよく知っている」、「どんな内容かすこし知っている」、「名前だけ聞いたことがある」の合計

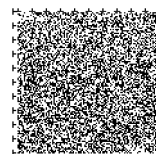
資料：児童の権利に関する条約の認知度等調査（こども家庭庁・令和6年3月）

■ 自分の考えを発表できる場等に参加してみたいか



※小学5年生・中学2年生の児童・生徒を対象とした調査

資料：ふじみ野市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）



施策1 こどもの権利の普及啓発・情報発信

学校教育の場や各種講座・研修の開催等、人権教育の機会を活用し、こどもやこどもに関わる大人がこどもの権利について理解を深められるよう、様々な手法で普及啓発と学習機会の確保に努めます。

主な取組

●こどもの未来を育む条例に基づくまちづくりの推進

こどもの未来を育む条例に基づき、こどもの権利の普及啓発に努めるとともに、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援する体制を整えることにより、こどもにやさしいまちづくりを推進します。

★こどもの権利に関する啓発、学習機会の確保 **新規**

学校教育における人権教育や、人権教育研修会等の機会を通じて、こどもの権利についての理解促進を図ります。

その他の取組

人権教育の充実

column

コラム



ふじみ野市こどもの未来を育む条例

児童虐待件数の増加等、こどもの権利が脅かされる状況が続いていることや、自由な外遊びの場が減少していることにより、こどもの体力が低下していること等、こどもを取り巻く環境が日々変化の中で、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援する体制を整え、整備するための条例を令和4年4月に施行しました。

策定に際しては、庁内外による検討に加え、小学生から高校生までを対象にしたアンケート及びヒアリング調査を実施しました。

また、条例の内容をわかりやすくまとめた副読本(大人用・こども用)を作成しています。



(大人向け)

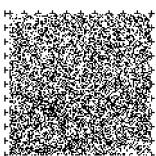


(こども向け)

市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/kosodatehienka/kosodatehiengakari/9219.html>

市ホームページへのリンク



施策2 子ども・若者が意見を表明する機会の確保

子ども・若者の意見が尊重され、社会に参加していくことができるよう、子ども・若者が意見を表明できる機会や場の確保に努めます。

主な取組

★子ども・若者の意見の尊重や参画の促進 **新規**

子ども・若者に関わる事業について、子ども・若者の意見が十分反映されるよう配慮します。また、計画策定や事業実施などへの参加を積極的に推進します。

★教育現場等における、こどもの意見を尊重する環境づくりの推進 **新規**

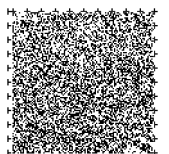
子どもに対して、日頃から意見を表明できる機会を確保することにより、こどもの意見が尊重される環境づくりを推進します。

その他の取組

青少年健全育成団体の活動支援

基本施策1 に関する指標

指標名	実績値	目標値
自分の考えを発表できる場や機会に「参加してみたい」と回答したこどもの割合	令和5年度 22.2%	令和11年度 30.0%
地域活動に「参加している」と回答した子ども・若者の割合	令和5年度 3.4%	令和11年度 8.5%

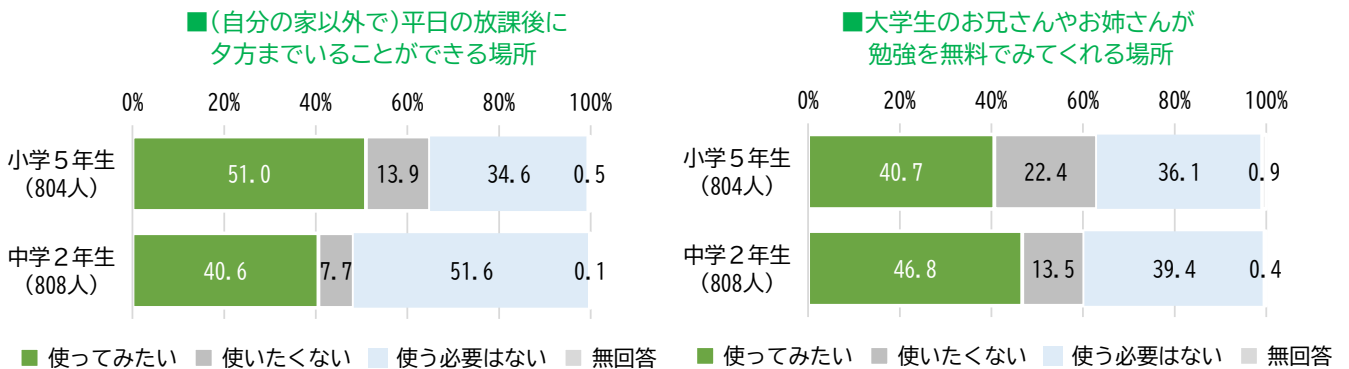


基本施策2

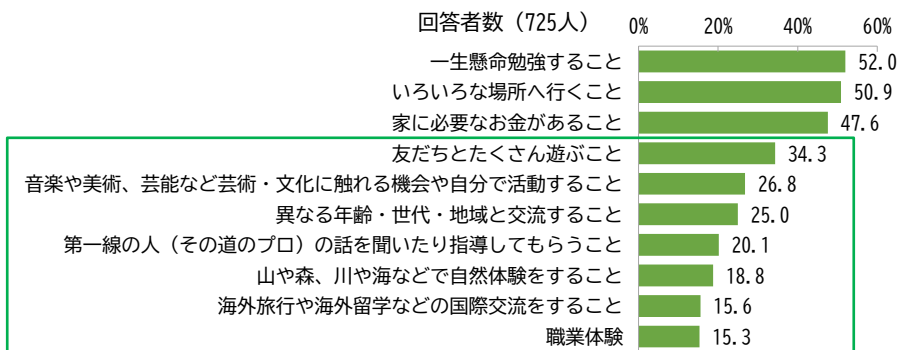
こどもの居場所、体験・活動の充実

現状と課題

- こどもが心身ともに健やかに成長していくためには、一人ひとりが安心して過ごせる居場所を持ちながら、地域の人々との関わりや見守りの中で、様々な遊びや学びの経験を重ねていく必要があります。
- 本市では、小学生を対象に、学校も年齢も違うこども達が、遊びや体験を通して交流する「わんぱく教室」「ふくっ子クラブ」、子どもの遊び文化を育む「子どもまつり」等の開催を通じ、多様な体験活動の場の提供に努めてきました。
- 中学生・高校生の居場所づくりとして、児童センターの夏休み期間中の夜間開館、図書館・公民館の利用促進等に取り組んできました。引き続き、児童センター等の既存の居場所が、こどもにとってより過ごしやすく、多様な体験・活動につながる場となるよう工夫をしていくことが重要になります。
- こどもの居場所の充実のためには、市内で活動するこども食堂や学習支援活動の団体等との連携をこれまで以上に深めていく必要があります。また、生活への支援が必要な家庭のこどもに対しては、学習支援教室の開催や見守り等を通じ、学習や精神面、生活面の支援につなげるとともに、地域における家庭以外の居場所機能の充実に取り組んでいく必要があります。
- ヒアリング調査の結果では、市内でこども食堂を運営する団体から、活動を継続していくために必要なこととして、担い手の確保、市内で活動している他団体との連携強化、様々な世代へのボランティア意識の浸透などが今後の課題として挙げられています。

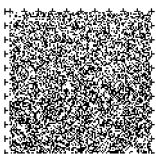


将来を充実したものにするために必要なこと(上位10項目)



※15～39歳のこども・若者を対象とした調査

資料：ふじみ野市こども計画策定のためのアンケート調査報告書(令和6年3月)



施策1 こどもの居場所の充実

こどもが安心して過ごし、遊び、学ぶことができる環境の充実に向け、児童センターや図書館等、年齢に応じた地域の居場所機能の拡充を図ります。また、こども食堂との連携や学習支援教室の開催により、こどもの居場所の確保を図るとともに、こども自身への見守りや支援だけでなく、家庭が抱える問題に対応する支援体制の充実を図ります。

主な取組

●児童センターの充実

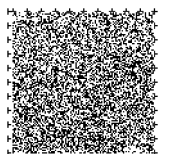
高校生までのこどもに安全な居場所と健全な遊び及び活動を提供することにより、心身ともに豊かに成長するよう、各種事業の充実を図ります。

●公共施設等を活用した居場所づくりの充実

文化施設や図書館等の公共施設を活用し、年齢に応じたこどもの継続した利用に繋がるよう取組の充実を図ります。

●こどもの居場所・多世代交流の場づくりの推進

課題を抱える家庭やこどもの発見及び支援につなげるため、様々な団体等によるこども食堂や多世代交流の場、学習の場など、こどもの居場所づくりの充実を図ります。





こどもの居場所



令和7年1月現在、市内には14か所の「こどもの居場所」が市民団体等によって運営されています。こども食堂として食事の提供やフードパントリーを開催したり、学習支援として勉強できる場を提供しています。また、季節ごとに様々なレクリエーションを行い、多世代交流の場をつくっています。こども達は地域の皆さんのお力によって支えられています。

〜〜わくわく食堂からのメッセージ(ヒアリングの内容抜粋)〜〜

「わくわく食堂」は、こども食堂を始めて6年になります。こども達の話聴いて支えてきましたが、コロナ禍の時は会食ができず、お弁当の配布のみになり、こども達の話聴く機会が減ってしまいました。コロナ禍が収束して会食形式に戻すと、こどもが泣きながら話すこともあり、会食形式で話すこと、コミュニケーションをとることが大事だと再認識しました。

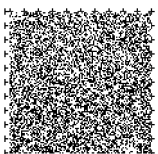
現在利用している方々は本当に食に困っている人は少ない印象ですが、こどもも大人も繋がりが欲しい、話したいといった人との繋がりを求めている方や、食堂に来れば料理をしなくていい、食堂でゆっくり過ごせる時間を送りたいと思っている方が多い印象で、こども食堂はそこを手助けするポジションだと思っています。また、食堂を始めた頃に利用していたこどもがボランティアとして戻ってきてくれることもあり、わくわく食堂としてとてもいい循環だと思っています。



市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/fukushika/fukushisogoshienteam/ibashocheam/14314.html>

市ホームページへのリンク



施策2 体験・活動機会の充実

こどもの豊かな人間性と社会性を育むため、多様な遊びや活動・交流機会の充実を図るとともに、スポーツや文化・芸術、歴史、伝統文化等を学び、体験する機会を推進します。

主な取組

●青少年健全育成団体の活動支援

地域におけるこども同士や世代間による多様な体験・交流の機会の充実を図るために、青少年を対象とした青少年育成団体が主催する活動への支援を行います。

●多様な体験や交流等ができる機会の充実

こどもの豊かな心や創造性を育むため、学校の違うこども達が異年齢集団を形成し、様々な遊びや体験を通して仲間づくりをする場や、地域で継承されてきた郷土文化の体験等、昔の暮らしを学ぶ機会を提供します。

●スポーツや文化・芸術を通じたこどもの健全な育成

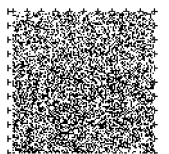
地域の大学、団体等との連携によるスポーツや文化・芸術に親しむ機会の提供を通し、こどもの豊かな心や創造性を育みます。

その他の取組

乳幼児とふれあう事業の推進／環境教育の推進／図書館の充実

基本施策2 に関する指標

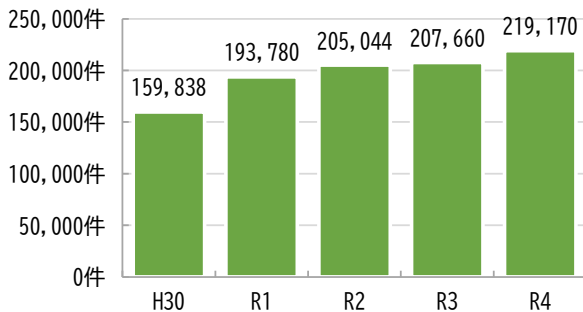
指標名	実績値	目標値
こどもの居場所・多世代交流の場（こども食堂・学習の場等の数）	令和5年度 13か所	令和11年度 18か所



現状と課題

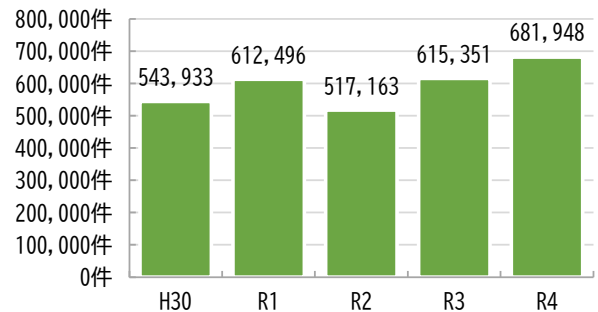
- 全てのこどもは、「児童の権利に関する条約」の精神に基づき、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを保障される権利があります。
- 国の統計によると、全国の児童虐待相談対応件数（令和4年度速報値）は約22万件で過去最多となり、統計を開始した平成2年度以降、一貫して増加しています。また、本市においても児童虐待の通報件数は令和5年度に214件となり、増加傾向にあります。
- 全国の小・中・高等学校等におけるいじめの認知件数は約68万件となっており、前年度と比較して約6万7千件（10.8%）増加となっています。
- 児童虐待、いじめ、ヤングケアラー等は、こどもが誰にも相談できずに苦しんでいる場合が多く、また、こども同士や保護者、育ち学ぶ環境等、こどもの成長に欠かせない基本的な人間関係の中で生じるケースも多くあります。
- 児童虐待やいじめの対策にあたっては、こどもの権利侵害の未然防止とともに、被害の早期発見・早期対応につなぐ各関係機関の協力・連携体制の構築が不可欠であり、被害を受けたこどもの迅速かつ適切な救済等の支援を図る必要があります。
- 児童虐待の防止のためには、親の子育ての不安や負担感を軽減させる支援や地域における親子の孤立を防ぐ体制の充実を図る必要があります。

■児童虐待相談対応件数の推移(全国)



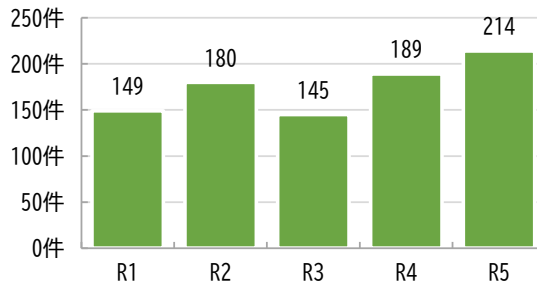
資料：こども家庭庁

■いじめの認知件数の推移(全国)

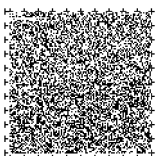


資料：文部科学省

■児童虐待通報件数の推移(ふじみ野市)



資料：子育て支援課



施策1 児童虐待・いじめ防止対策の推進

児童虐待・ヤングケアラー等のこどもの権利侵害の未然防止に向け、相談や訪問等を通じ、保護者の育児に対する不安解消に努めるとともに、児童相談所や警察などの関係機関と連携し、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応を強化します。また、児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、いじめの早期発見・早期解決、未然防止の推進を図ります。

主な取組

●児童虐待の防止と早期発見・対応

こども家庭センターを中心として、こどもに関連する機関への養育相談及びこどもが自ら相談ができる体制を構築します。また、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を開催するなど、関係機関にて連携した支援体制の推進を図ります。

★家庭支援事業の推進 **新規**

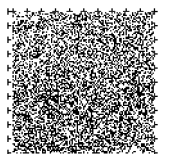
家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問する子育て世帯訪問支援事業や、保護者の疾病や育児疲れ等の事由によりこどもの養育が一時的に困難になった場合、里親家庭で一定期間こどもを預かる子育て短期支援事業を実施し、子育ての負担を軽減し、子育て世帯やこどもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防ぎます。

●いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実

「いじめで苦しむ子ゼロ」を目指し、いじめ見逃しゼロ連絡協議会で調査・研究及び施策の推進を図ります。また、学校においては、いじめアンケート等の実施や日々の生徒指導、道徳の授業等を通して、いじめの早期発見・解決、未然防止の推進を図ります。

その他の取組

児童虐待防止の普及・啓発／養育支援訪問事業の実施／こんにちは赤ちゃん事業の実施



施策2 相談・救済体制の整備

児童虐待やいじめを受けたこどもが相談しやすい体制を整備するとともに、被害を受けたこどもの保護・救済を図ります。

主な取組

●身近な相談窓口の充実

地域の社会福祉法人等が開設した市民の身近な相談窓口「つながる相談窓口」の周知及び充実を図ります。また、地域の相談支援ネットワークを構築するとともに、研修会等を行い、担い手の育成及び相談援助技術、知識の向上を図ります。

●社会的養育を要するこどもへの支援

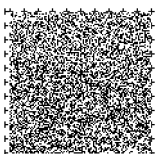
里親入門講座の実施や毎年11月を里親月間として広報啓発活動を行うとともに、里親に関する情報提供及び普及促進を行います。

その他の取組

教育相談・カウンセリングの充実／生活困窮世帯等への包括的な相談支援の実施

基本施策3 に関する指標

指標名	実績値	目標値
要保護児童等のリスク軽減数（累計）	令和5年度 52件	令和11年度 240件
児童会・生徒会等による「いじめで苦しむ子ゼロ」に向けての取組実施校数	令和5年度 10校	令和11年度 18校





「気持ちに寄り添うこと」と「具体的な声掛け」で子育てを効率的に!



こどもが遊んでいたブロックが床に広がっています。もうすぐ食事なので片付けてもらいたいと思っています。そんな時どのように声をかけていますか？



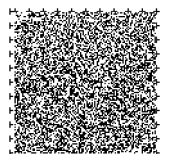
こどもの気持ちを汲んでから具体的に伝えると、行動に移しやすくなるので、お互いにストレスがなくなります。「まだ遊びたい」「ブロックで作ったものを壊したくない」などの思いがあるかもしれません。その時は「まだ遊びたかったね」「よく考えて作ったね、壊したくないよね」と声をかけて、どうしたらいいか一緒に考えてみましょう。その後少しでも片付けが出来たら褒めることも忘れずに♪

こども家庭センターではこどもとの良好な関係の作り方を学ぶ「ふじみん子育てプログラム」を実施しています。

市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/kodomokatei/1090.html>

市ホームページへのリンク



基本目標

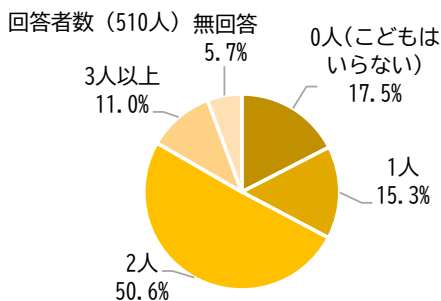
2 こどもの健やかな成長を支援する【出産前～乳幼児期】

基本施策1 こどもを安心して産み、育てられるための支援

現状と課題

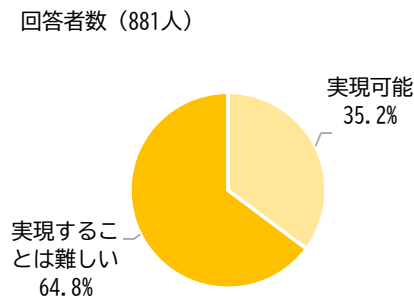
- 近年、働き方やライフスタイルの多様化が進むとともに、世帯の核家族化や地域コミュニティの希薄化など、こども・子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 18歳から39歳までの若者を対象に実施したアンケート調査の結果では、理想とするこどもの人数を「0人（こどもはいらない）」と答えた人が少なからずみられ、現在こどもを持つ保護者（就学前児童の保護者）への調査結果でも、理想のこどもの人数を実現することが難しいと思う人が6割台半ばを占めるなど、安心してこどもを産み、育てられる環境の整備がこれまで以上に重要となっています。
- 本市では、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を目指し、子育てコンシェルジュ事業による寄り添い型支援や、妊婦健康診査の実施、各種相談・情報提供体制の強化を図り、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や母子保健サービスの充実に努めてきました。
- 子育て家庭への様々な育児支援を展開する中で、気軽に利用できる親子の交流や子育て相談の場として、市内13か所に子育て支援拠点を設置し、保護者の子育てに関する不安や孤立感の解消とともに、こどもの健やかな成長につなぐ環境づくりに力を入れてきました。
- 子育て支援拠点の利用者数は、コロナ禍の影響で一時的に落ち込みましたが、令和3年度以降は徐々にコロナ前の水準に戻りつつあり、利用者の満足度も高くなっています。今後もより多くの子育て親子の利用が進むよう、取組の周知と事業内容の充実を図っていく必要があります。
- 子育て支援の充実にあたっては、親子がともに不安や負担を感じることなく楽しく子育てができるよう、親子の触れ合いや子育て家庭の交流を促進するとともに、保護者が一時的・緊急的に保育を必要とする場合に、保育所等で適切な預かりサービスを提供していくことも重要です。

■理想のこども数



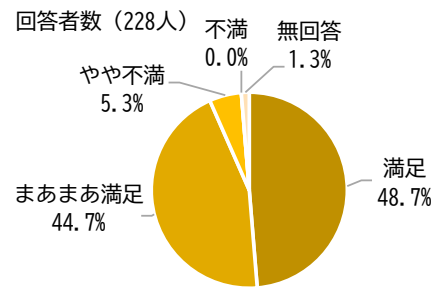
※18～39歳の若者を対象とした調査

■理想のこども数が実現可能と思うか



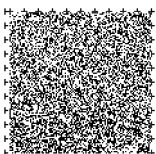
※就学前児童の保護者を対象とした調査

■子育て支援拠点の利用者満足度



※就学前児童の保護者を対象とした調査

資料：ふじみ野市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）



施策1 出産の希望を叶えるための支援

妊婦健康診査や各種講座の開催を通じ、母子の健康保持と安心して妊娠・出産できる体制づくりに努めます。また、身近な相談・情報提供の充実とともに、産後ケアや育児・子育ての不安軽減を図り、出産前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない支援体制の推進を図ります。

主な取組

●子育てコンシェルジュ事業の充実

子育てに関する情報を提供し、相談対応のみならず、保健センター等関係機関へ同行するなど個別ニーズを把握するとともに、妊娠期から子育て期まで寄り添い型の支援を行い、妊娠、出産、子育ての不安軽減に努めます。

●不妊・不育への支援

不妊治療及び不妊、不育に係る費用を助成することで、こどもを望む夫婦の家計負担の軽減を図ります。

●出産前の支援の充実

出産前から、出産や子育てに関する相談や講座の実施や、仲間づくりの機会を提供し、安心してこどもを産み育てられる環境づくりの推進を図ります。

●こんにちは赤ちゃん事業の実施

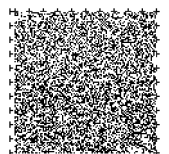
生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握し、相談・助言を行います。

●産後支援事業の実施

宿泊型のケアや家事援助ヘルパーの派遣等の産後支援を行い、安心して子育てができる体制の推進を図ります。

その他の取組

妊婦健康診査の実施



施策2 子育て家庭へ多様な育児支援

気軽に相談や助言を受けられる場や交流の場の提供など、子育て家庭への多様な育児支援の充実を図り、保護者が不安や孤立感を感じることなく、地域で安心して子どもを育てられるまちづくりの推進を図ります。

主な取組

●地域子育て支援拠点の充実

地域子育て支援拠点の利用促進や内容の充実を図り、乳幼児をもつ親子の交流や子育てに関する相談を実施することで、乳幼児の健やかな育ちを支援します。

●子育て家庭の交流の充実

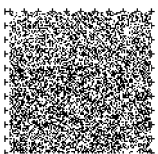
様々な交流行事を実施することで、親同士、子ども同士の交流を促進します。また、子育て家庭を応援するための活動の場や相談の場の充実を図ります。

●地域人材を活用した育児支援

子育てサポーターや保育ボランティア等、地域の人材を活用した育児支援の推進を図ります。

基本施策1 に関する指標

指標名	実績値	目標値
子育て家庭にとって暮らしやすいまちだと思うと回答した人の割合（就学前児童保護者）	令和5年度 86.7%	令和11年度 増加
子育て支援拠点利用者延べ人数	令和5年度 3,715人/月	令和11年度 3,929人/月





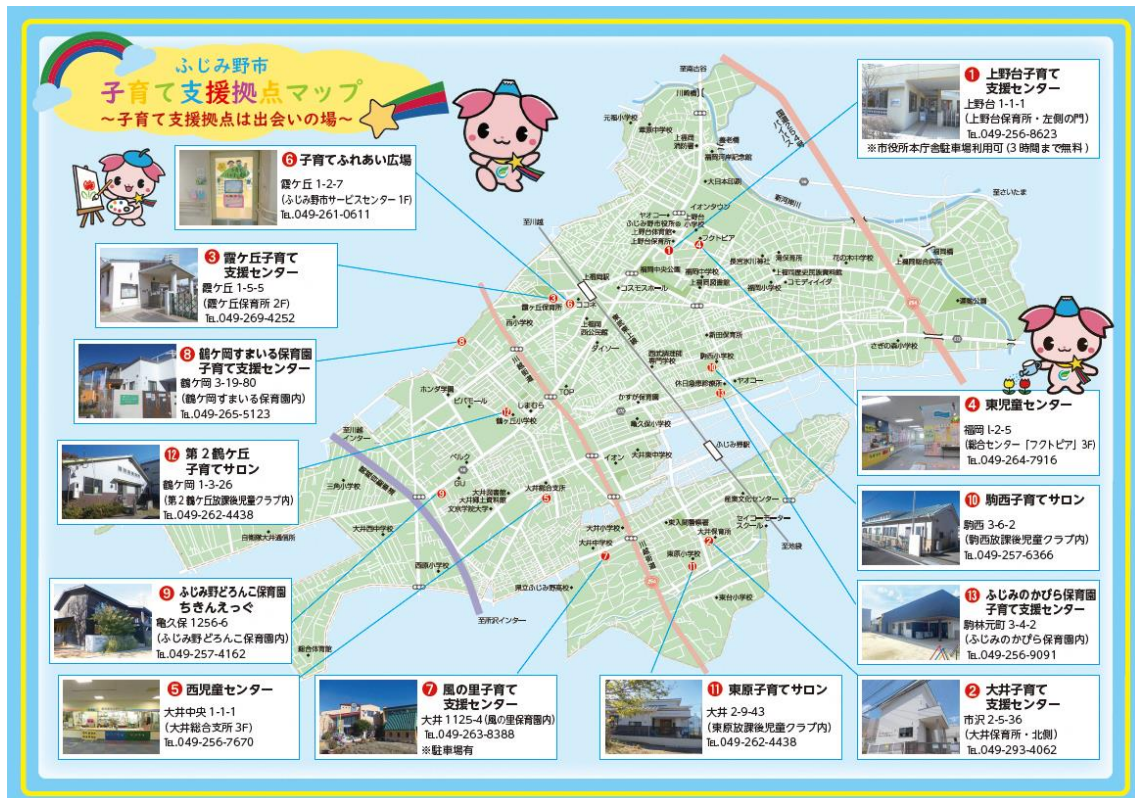
地域に根ざした子育て支援拠点



ふじみ野市内には令和7年1月現在、13か所の地域子育て支援拠点があります。拠点ごとの特色を活かしながら様々な事業を行い、妊婦、子育て中の親子、祖父母など幅広い世代の方が利用し、子育て情報の交換や親子交流を図っています。また、身近にある施設のため、気軽に子育て相談をすることもできます。

地域子育て支援拠点での子育て仲間との出会いや交流を通して「親子のつながり」や「子育て支援の輪」が広がっています。

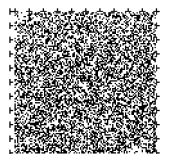
今後も様々な方法で幅広く市民に周知を行い、地域に根ざした子育て支援拠点の充実を図っていきます。



市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/kosodateshienka/uenodaikosodateshiencenter/kosodateitiran/index.html>

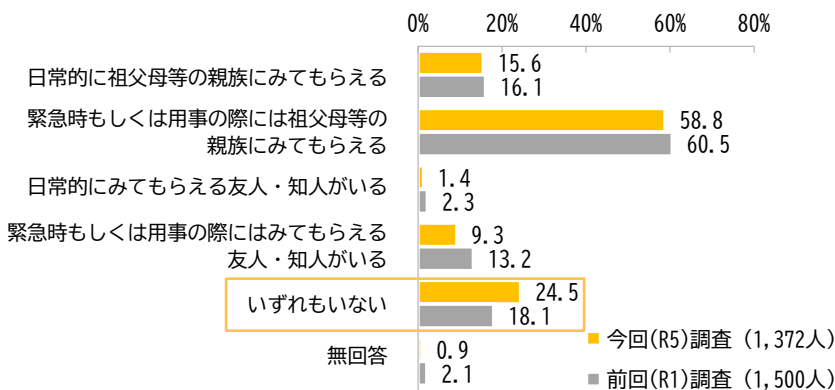
市ホームページへのリンク



現状と課題

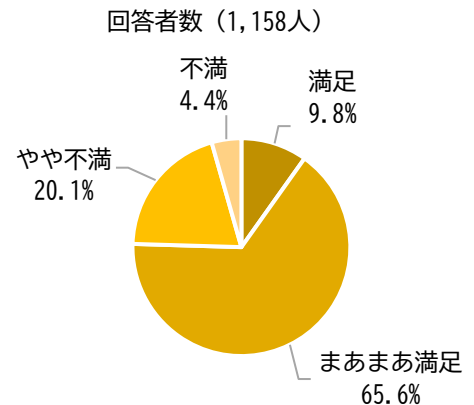
- 共働き世帯の増加や、社会全体の働き方に対する意識の変化が進む中、子育て家庭の教育・保育サービスへのニーズも多様化しています。
- 就学前児童の保護者へのアンケート調査の結果では、教育・保育サービスの平日定期利用のうち、認可保育所の利用者が5割台半ばと前回調査と比べ増加している一方、幼稚園の利用者は約3割と減少しています。また、現在の利用状況にかかわらず、今後利用したい教育・保育サービスについても、幼稚園の利用意向は減少傾向にあります。
- 幼児期の教育や保育は、将来にわたる人格形成の面でも非常に重要な要素であるため、多様化するニーズに適切に対応していくとともに、必要とする全てのこどもが質の高い教育・保育を受けられるよう、質と量の両面から総合的な展開を図っていく必要があります。
- 就学前児童の保護者調査の結果によると、約4人に1人の割合で、緊急時も含め、日頃お子さんをみてもらえる親族・知人が「いない」と回答しており、家庭とともに社会全体で子育てを支援していく環境が求められます。
- こどもの健やかな成長のためには、各種健康診査や予防接種等の保健事業による発育・発達支援や疾病の予防に加え、乳幼児期からの食育推進等、子育て家庭の健康管理意識の醸成を図ることが重要です。
- 保護者が育児に不安を感じることなく子育てしていくためには、適切なタイミングで子育て支援に関する情報を入手でき、必要に応じて相談やアドバイスを受けることができる体制の充実を図ることが必要です。アンケート調査の結果では、本市の子育て情報の発信力に対する満足度は7割台半ばとなりますが、「不満」または「やや不満」と答えた方は合わせて2割台半ばとなり、引き続き子育て情報の発信力強化に取り組んでいく必要があります。

■ お子さんをみてもらえる親族・知人の有無



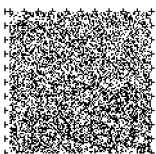
※就学前児童の保護者を対象とした調査

■ 子育て情報の発信力に対する満足度



※就学前児童の保護者を対象とした調査
※無回答を除く集計

資料：ふじみ野市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）



施策1 多様な教育・保育サービスの充実

保護者の働き方やライフスタイルの変化、共働き世帯の増加等、多様化する利用者ニーズを的確に把握し、利用者の視点に立った教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の量的・質的な充実を図ります。

主な取組

● 幼児教育・保育の基盤と質の向上

保育所（園）等の継続的な施設整備や修繕を進めることに加え、保育士の専門性を高めるために研修等を充実させることにより、幼児教育・保育の質の向上を図ります。

● 延長保育の充実

保護者の就労形態の多様化に対応するために、長時間保育がこどもに与える影響を考慮しながら、ニーズに応じた延長保育の充実を図ります。

● 病児・病後児保育の充実

病気又は病気の回復期にある生後6か月から小学校6年生までのこどもで、保護者の就労などの理由で保育が難しい場合に、保育所（園）等や医療機関などで保育を行う病児・病後児保育の充実を図ります。また、多様なニーズに対応するため、病児・病後児緊急サポート事業の充実を図ります。

● 休日保育の充実

保護者の就労形態の多様化に対応するため、認可保育所（園）に通所（園）するこどもを対象に、私立保育所（園）で休日保育の充実を図ります。

● 幼稚園における預かり保育の充実

保護者のニーズに対応し、幼稚園において開園時間終了後に行う預かり保育の充実に努めます。

● 子育て短期支援事業の充実

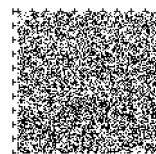
疾病等により、こどもを一時的に養育できない場合への対応として、緊急サポート事業等により提供体制の充実を図ります。

● 一時預かりの充実

保護者が、仕事や病気などで一時的・緊急的に保育できなくなった場合や育児疲れの解消などを図るために、保育所（園）等による一時預かりの充実を図ります。

★ 乳児等通園支援事業の実施（こども誰でも通園制度） **新規**

幼稚園、認定こども園、保育所（園）等の余裕定員等を活用し、就労要件を問わず全てのこどもの育ちを応援する新たな通園制度について、令和8年度からの実施を目指します。



●ファミリー・サポート・センターの充実

利用しやすい充実した環境づくりに向けて、制度や活動内容について各種媒体で発信し、周知を図る等、提供会員及び両方会員の増加を図ります。また、活動に不安がある提供会員をサポートし、定期的な活動に繋がります。

その他の取組

幼稚園・保育所（園）・小学校の連携

column

コラム



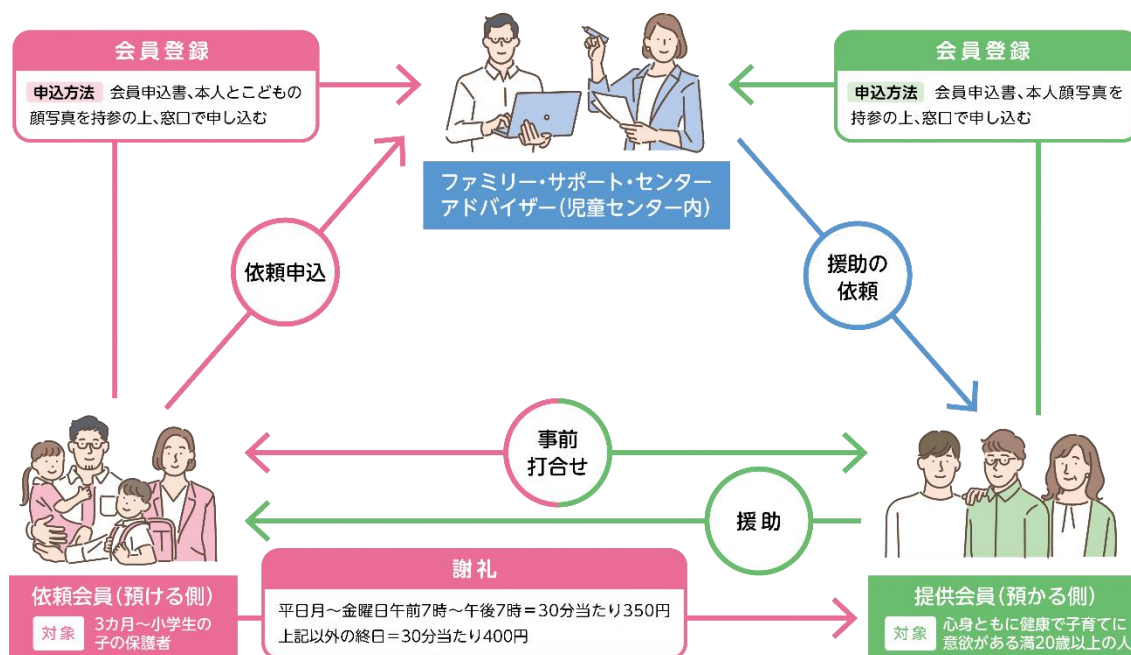
サポートし合う子育て～ファミリー・サポート・センター～



子育ての手助けが必要な人（依頼会員）と、子育ての手助けができる人（提供会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをするボランティア活動です。

保育園、学校、習い事への送迎やその前後の預かり、冠婚葬祭、病気、外出、就労時の預かりなどが主な活動内容です。

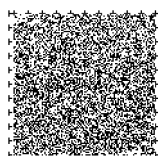
会員は随時募集しています。



市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/kosodatshienka/kosodatshienkakari/2480.html>

市ホームページへのリンク



施策2 こどもの健康づくりの推進

健康診査や予防接種などは、こどもの成長、発達を確認する場として重要な機会であることを周知し、受診勧奨や受診しやすい環境づくりに取り組むとともに、乳幼児期からの健康管理意識について、啓発を推進します。

主な取組

●健康診査の推進

乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すための保健指導や疾病などの早期発見、虐待予防などの観点から乳幼児健康診査を推進します。また、保健師や地域の関係機関の従事者と協働し、きめ細やかで切れ目のない支援体制の構築を図ります。

●予防接種の推進

乳幼児を感染症から守るため、各種予防接種を奨励し、予防接種に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、かかりつけ医と連携を図りながら、計画的に接種が受けられるよう推進を図ります。

●乳幼児期からの食育の推進

こどもの心身の健全な育成に向け、乳幼児健康診査やパパママセミナーなどの各種教室において栄養指導や食育を推進するとともに、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着の推進を図ります。また、家庭、保育所（園）等が医療・保健機関と連携し、こどもの体質に応じたアレルギー対策を実施します。

●歯科健康教育の推進

早い時期から歯科保健に対する意識啓発と適正な生活習慣を身につけられるよう、歯科健康教育、歯磨き指導、歯の健康フェア等を実施します。

column

コラム



病児・病後児保育とは？

ふじみ野市に住所があり、原則として保育所、幼稚園、家庭保育室、放課後児童クラブに在籍している児童が病気又は病気の回復期にあるため集団保育ができず、保護者のやむを得ない理由により家庭での保育が困難な場合に利用することができます。

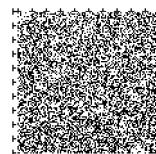
なお、ふじみ野市は、富士見市、三芳町それぞれと覚書を締結しているため、2市1町内に所在する病児・病後児保育園を広域ご利用することができます。

（令和7年1月現在 ふじみ野市 3園、富士見市 2園）

市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/shikiichiran/hoikuka/hoikugakari/sisetu/1584.html>

市ホームページへのリンク





楽しく食べるこどもへ「食育5つの力」を身につけよう!

食育とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識や選択力を身につけ、健全な食生活を実践する力を育むことです。生涯にわたっておいしく健康に食べるために、家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わい、こどもたちの「食育5つの力」を伸ばしましょう。



- ① 食べ物を選ぶ力
- ② 食べ物の味がわかる力
- ③ 料理ができる力
- ④ 食べ物のいのちを感じる力
- ⑤ 元気なからだがわかる力

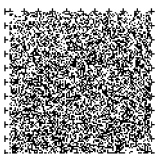


3歳児健康診査の食育講話で配布している「ふじみんランチョンマット(ぬり絵)」

市ホームページ URL

https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/hokencenter/chiikikenkoshiengakari/kodomonokenkou/syokuji_eiyou/1025.html

市ホームページへのリンク



施策3 子育て支援に関する相談・情報提供の充実

こどもの成長段階に応じて、保育所（園）等の施設利用に関する情報提供だけでなく、育児不安やこどもの発育・発達に関する相談体制・情報提供の充実を図ります。

主な取組

●多様な情報媒体による子育て情報の提供の充実

ホームページ、市報、冊子、SNS、アプリなどの多様な媒体を活用して、子育て関連施設、子育て支援サービス、保育サービス、各種講座や関係機関の子育て支援活動の情報提供の充実を図ります。

●育児不安のある保護者への相談支援の充実

子育て不安や悩みの軽減のため、保健師、家庭児童相談員等が関係機関と連携した相談支援の充実を図ります。

●健康相談の充実

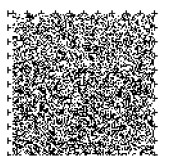
保健・福祉・医療の連携をすることにより、乳幼児健康診査後の発達相談や栄養指導、生活指導などの健康相談の充実を図ります。

その他の取組

子育てコンシェルジュ事業の充実／出前子育てサロンの推進／家庭教育セミナーの実施

基本施策2 に関する指標

指標名	実績値	目標値
保育所待機児童数	令和5年度 0人	令和11年度 0人
子育て情報の発信力に対する満足度（就学前児童保護者）	令和5年度 75.4%	令和11年度 増加



基本目標

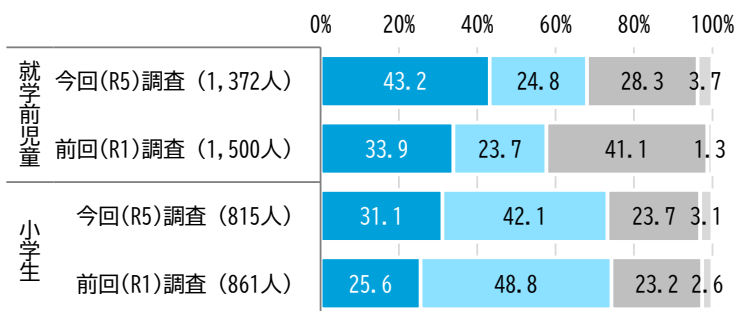
3 こどもに寄り添い、夢や希望を育む【学齢期・思春期】

基本施策1 安全・安心な居場所づくり

現状と課題

- 国においては、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童対策を推進してきましたが、共働き世帯の増加等に伴う需要の高まりが受け皿整備を上回る状況となっており、放課後児童クラブの待機児童解消に至っていないことから、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和5年12月には、新たに「放課後児童対策パッケージ」を取りまとめました。
- 本市では、放課後児童クラブの利用者ニーズを踏まえ、支援員等の配置体制の確保や児童定員数の増加に対応した計画的な施設の改修・整備に取り組み、待機児童ゼロを継続しているところですが、アンケート調査の結果によると、母親のフルタイム勤務が増加しており、引き続きこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の確保が重要となっています。
- 令和4年4月に施行した「ふじみ野市こどもの未来を育む条例」では、身近で自由な外遊びの場が減少したことにより、こどもの体力が低下し続けている状況を早急に解決すべき課題としてとらえ、「自由な外遊びの場の確保」として、市の果たすべき役割や地域住民等から理解・協力を求めることについて規定しています。
- こども・若者からの意見聴取の結果では、公園に関する意見等が多く寄せられており、「ボール遊びができる公園があればいい」という声も多数見られる結果となっています。こどもたちが地域の人々の見守りやふれ合いの中で、生き生きと成長していくことができるよう、こども・若者にとって魅力的な居場所づくりを、地域とともに取り組んでいくことが重要です。

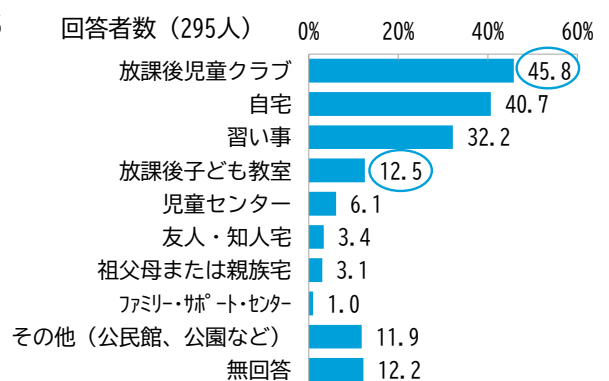
■母親の就労状況



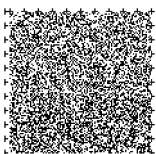
- フルタイム（産休・育休等を含む）
- パート・アルバイト等（産休・育休等を含む）
- 就労していない
- 無回答

※就学前児童・小学生の保護者を対象とした調査

■小学校低学年の希望する放課後の過ごし方



※就学前児童の保護者を対象とした調査



資料：ふじみ野市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）

施策1 放課後等の居場所の充実

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの充実を図ります。また、放課後子ども教室の充実や、放課後児童クラブと放課後こども教室の連携を推進するとともに、児童センターをはじめとした公共施設における、安全・安心なこどもの居場所づくりの充実を図ります。

主な取組

●放課後児童クラブの充実

放課後留守家庭児童が安全に生活できる場を提供し、待機児童ゼロを継続するために、支援員等の配置体制の整備、運営管理指導、支援員の資質向上による安全・安心なこどもの居場所づくりの充実を図ります。

●放課後子ども教室の充実

全ての児童の安全・安心な放課後の居場所を確保するため、地域住民等の参画や放課後児童クラブとの連携により、学習・体験・交流活動の充実を図ります。

その他の取組

児童センターの充実

column

コラム



放課後子ども教室『ほうかごマーケット』

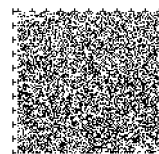
ふじみ野市では、各小学校にて週に1回放課後子ども教室を実施しています。地域のボランティアの方が指導員となって小学校ごとに企画・運営しています。その中の1つの企画である『ほうかごマーケット』では、児童が工作したものでおみやげやさんごっこを行いました。児童がアイスクリームやさんやストラップやさんなど様々なおみやげやさんとなって、学年を越えて交流を深めることができました。



市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/so-shikiichiran/shakaikyoikuka/shakaikyoikugakari/2235.html>

市ホームページへのリンク



施策2 こどもの遊び場の推進

様々な遊びを通じて、自主性や創造性、協調性を育むことができるよう、こどもが自由に遊び、活動できる場の推進を図ります。

主な取組

●こどもの未来を育む条例に基づくまちづくりの推進 **再掲**

こどもの未来を育む条例に基づき、こどもの権利の普及啓発に努めるとともに、オールふじみ野でこども及び子育て家庭を支援する体制を整えることにより、こどもにやさしいまちづくりを推進します。

●公園環境の整備

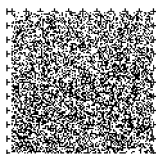
都市計画マスタープランに基づき、安心して遊ぶことができる公園の環境整備に取り組みます。また、老朽化した遊具の入替など公園のリニューアルを実施し、こどもが安全に遊ぶことのできる公園環境を整備します。

その他の取組

公共施設等を活用した居場所づくりの充実

基本施策1 に関する指標

指標名	実績値	目標値
放課後児童クラブの利用者満足度	令和5年度 84.2%	令和11年度 増加
公園でボール遊びができるようなゾーン・ルールを設定する取組	令和5年度 実施	令和11年度 実施





福岡中央公園におけるボール遊び



ふじみ野市では、「こどもの未来を育む条例」に基づき、子どもたちの公園におけるボール遊びについて検討を進めています。

令和5年度には、福岡中央公園をモデルケースとして、地域の大人と小・中学生の子どもたちがワークショップを行い、出された様々な意見と現状の課題を整理した上で、令和6年4月から福岡中央公園内の一部の区画において、ルールに基づきボール遊びをできるようにしました。

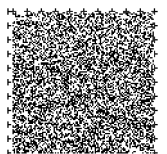
今後は他の公園についても、同様の取組ができるよう検討していきます。



市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/kosodateshienka/kosodateshiengakari/13395.html>

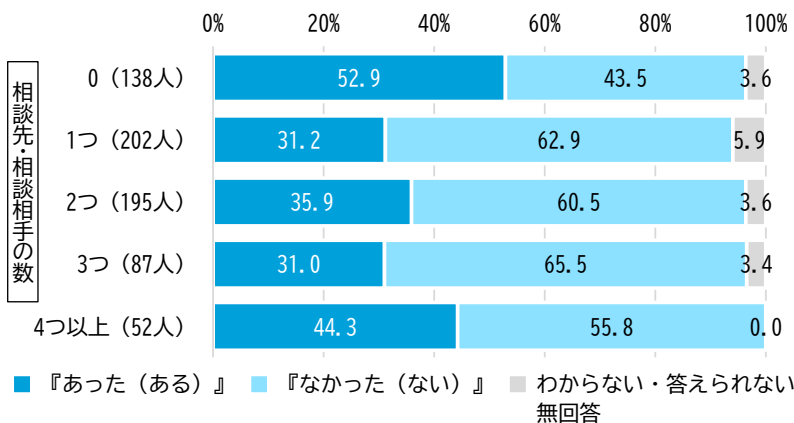
市ホームページへのリンク



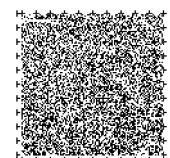
現状と課題

- 学齢期・思春期は、こどもから大人へと移る変化の大きな時期であり、精神的にも不安定な時期です。こども・若者が一人で悩みや困難を抱え込むことがないよう、身近な場でこども・若者自身や保護者が、気軽に相談できる環境の充実を図っていくことが重要です。
- アンケート調査の結果によると、社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験が『あった(ある)』と答えたこども・若者の割合は、相談先や相談相手の数が「0(相談する人がいない、誰にも相談しない)」の人で5割を超えて高くなっています。また、小学5年生で、学校以外でなんでも相談できる場所があれば、「使ってみたい」との回答が4割台半ばと多くなっています。
- 各学校において、専門的な知識や経験をもとに支援を行うスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の相談体制の充実に努めるとともに、「ふくし総合相談センター」における寄り添い型の包括的・総合的な支援や、地域の社会福祉法人等が開設した「つながる相談窓口」の周知・活用により、地域の相談支援ネットワークの推進を図る必要があります。
- 本市では、平成30年度から学校を核としてひとつづくりとまちづくりの好循環を生み出すため、学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みとして、ふじみ野市版コミュニティ・スクール「地域協働学校」の取組をスタートさせています。
- 令和2年度には、市内全小中学校に学校運営協議会が設置され、「地域とともにある学校づくり」が進められるとともに、令和4年度からは、行政も含めた地域の様々な主体と学校をつなぐことを目的とした「地域コーディネーター(地域学校協働活動推進員)」を各小中学校に配置し、より豊かな教育活動の実現を目指しています。
- こどもたちを取り巻く家庭環境が多様化する中、家庭・学校・地域が十分に連携し、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、こども・若者の成長を地域ぐるみで見守る地域づくりに取り組んでいく必要があります。

■ 相談先・相談相手の数別「社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験の有無」

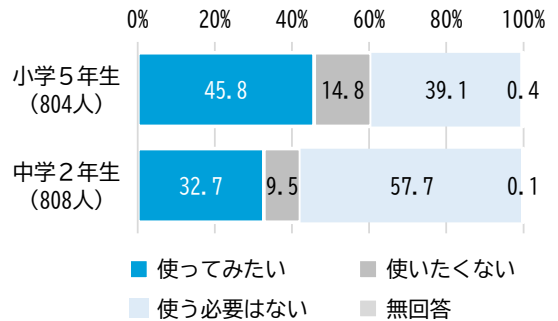


■ 『あった(ある)』 ■ 『なかった(ない)』 ■ わからない・答えられない無回答



※15～39歳のこども・若者を対象とした調査
 ※「0」は「相談する人がいない」または「誰にも相談しない」
 ※『あった(ある)』は、「今までに経験があった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」、『なかった(ない)』は、「どちらかといえば、なかった(ない)」/「なかった(ない)」の合計

■ なんでも相談できる場所(学校以外)があれば使ってみたいと思うか



※小学5年生・中学2年生の児童生徒を対象とした調査

施策1 こどもへの相談支援体制の充実

学齢期・思春期におけるこどもたちへの相談支援体制の充実に努めるとともに、各種団体・関係機関等と連携したこどもの居場所づくりや多世代交流の場の提供を通じ、地域におけるこども・保護者への支援ネットワークの充実に図ります。

主な取組

●教育相談・カウンセリングの充実

様々な悩みや不安をもつこどもへの支援として、教育相談室に公認心理師の資格を有する相談員及び適応指導員等を配置し、教育相談やカウンセリングを実施します。また、各中学校にさわやか相談室を設置し、さわやか相談員、スクールカウンセラー、学び育ちサポーターによる相談活動の充実に図ります。

★児童生徒のSOSの出し方に関する教育 **新規**

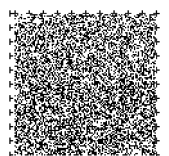
国や県からのリーフレットを児童生徒に配布し、児童生徒が自ら相談できる場所を周知しています。各学校においてもアンケートや面談を実施し、児童生徒が悩みや不安を相談できる場を設定しています。また、ソーシャルスキル・トレーニング等の実践的な学びを行うことで、自ら進んで行動できる児童生徒を育成します。

●こどもの居場所・多世代交流の場づくりの充実 **再掲**

課題を抱える家庭やこどもの発見及び支援につなげるため、様々な団体等によるこども食堂や多世代交流の場、学習の場など、こどもの居場所づくりの推進を図ります。

その他の取組

地域におけるこども・若者・保護者の支援ネットワークづくり／身近な相談窓口の充実／生活困窮世帯等への包括的な相談支援の実施



施策2 地域ぐるみのこども支援の推進

家庭・学校・地域が連携・協働し、家庭や地域の教育力の向上と、こどもの成長を地域ぐるみで見守る支援体制の推進を図ります。

主な取組

●家庭教育学級の開催支援

市内小中学校PTAが開催する家庭教育学級の開催を支援することにより、子育てに関する課題やよりよい親子関係のための学習を支援するとともに、親同士の交流や情報交換を行うことで親同士の関係性を形成し、家庭の教育力の向上につなげます。

●開かれた特色ある学校づくりの推進

地域協働学校として、学校運営協議会を中心に地域との連携・協力を図り、地域の教育力を取り入れ、地域との連携・協力の推進を図ります。

●幼稚園・保育所（園）・小学校の連携の推進

全国的に課題となっている小1プロブレムの解消に向けて、小学校就学予定の園児について情報交換を実施するなど、相互理解を深めるため連携に取り組みます。

●様々な体験学習を通じた学びの機会の提供

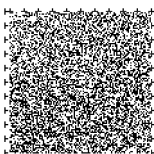
小中学校において、福祉体験、職業体験等によるキャリア体験学習に取り組みます。また、学校の違うこども達が知的好奇心を刺激するような学びの機会を提供します。

その他の取組

子どもの学習・生活支援教室の実施

基本施策2 に関する指標

指標名	実績値	目標値
地域学校協働活動事業数	令和5年度 153件	令和11年度 234件



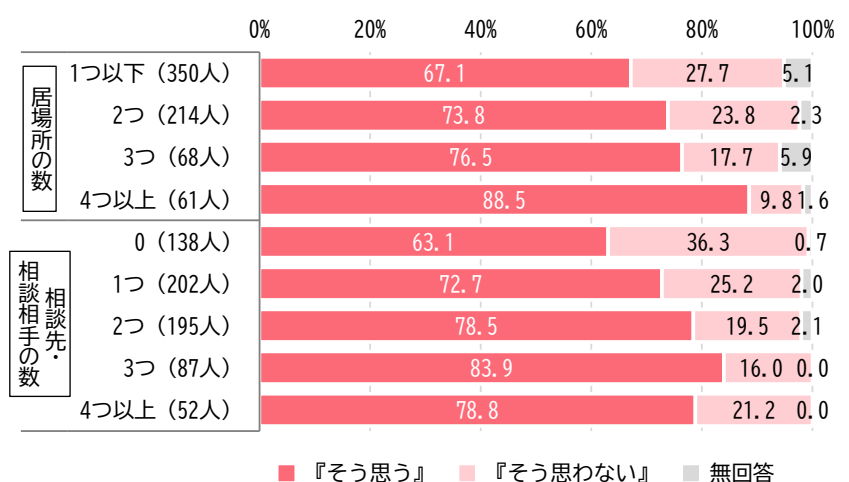
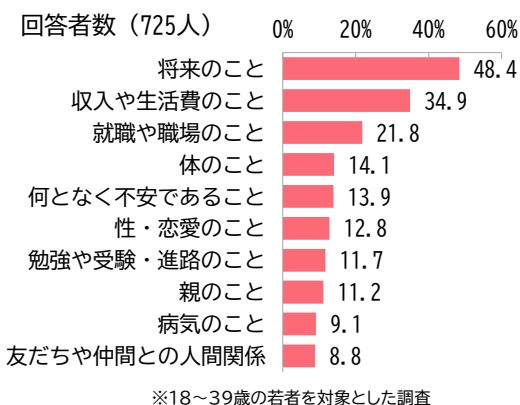
基本施策1 子ども・若者の社会参画支援

現状と課題

- 子ども・若者を対象としたアンケート調査の結果では、現在、困っていることや悩んでいることとして「将来のこと」や「収入や生活費のこと」「就職や職場のこと」等が上位に挙げられています。一方、将来、社会のために役立つことをしたいかの質問に『そう思う』と答えた子ども・若者の割合をみると、安心して過ごせる居場所や、相談先・相談相手の数が多い人ほど、社会貢献の意欲が高い傾向がみられます。
- 全ての子ども・若者が、置かれた環境に左右されることなく、地域や社会で活躍していくためには、本人の希望や意欲に応じた選択が尊重されるとともに、就労や社会参加に向け、一人ひとりの状況に応じた相談支援や、悩みや不安に寄り添う居場所の充実が必要です。
- 国では、令和4年11月にひきこもりの実態調査を実施しており、15歳～39歳のひきこもり当事者は全国で約61万人、40歳～64歳では約85万人の計約146万人と推計しています。この調査を基に埼玉県内のひきこもり当事者を推計すると、15歳～39歳で約4万人、40歳～64歳では約5万人の計約9万人と推計されています。
- 近年、小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、生きづらさや悩みを抱える子ども・若者を社会全体で支える体制を整えることが重要です。
- 加えて、スマートフォンやSNSが子どもにも急速に普及し、それらの利用に伴うインターネット上での誹謗中傷やいじめ、犯罪被害等が増加していることから、子ども・若者が安全にインターネットを利用できる環境を整えることが重要です。

■現在、困っていることや悩んでいること

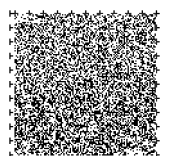
■居場所、相談先・相談相手の数別「社会のために役立つことをしたいか」



※15～39歳の子ども・若者を対象とした調査

※「0」は「相談する人がいない」または「誰にも相談しない」
 ※『そう思う』は、「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」、
 『そう思わない』は、「どちらかといえば、そう思わない」「そう
 思わない」の合計

資料：ふじみ野市子ども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）



施策1 就労・社会的自立への支援

ハローワークをはじめとする関係機関や企業等との連携を通じて、若者や子育て世帯の保護者の就職支援を推進するとともに、学校や地域の若者支援に取り組む団体、関係機関等と連携し、若者の社会的自立を支える包括的・総合的な支援を行います。

主な取組

● こどものいる保護者や若者が働きやすい職場の開拓

こどもを抱える保護者や若者が働きやすい、通いやすい身近な地域の職場や事業所を開拓し、就労支援に活用します。

● 雇用情報の提供

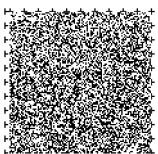
ふるさとハローワークの連携体制を強化するとともに、求人情報提供端末や窓口での閲覧により、情報提供を行います。

● 若者の社会的自立の確立

若者が消費者被害に巻き込まれ、深刻な状況に陥らないよう、主体的に考え行動できる自立した消費者になるため、若年層に向けた出前講座を行います。

その他の取組

子どもの学習・生活支援教室の実施／生活困窮世帯等への包括的な相談支援の実施



施策2 悩みや不安を抱える子ども・若者への支援

家庭の問題を抱えていたり、ひきこもりの状態にあるなど、悩みや不安、生きづらさを抱える子ども・若者や保護者同士の交流機会を提供するとともに、身近な相談窓口の充実を図り、地域で子ども・若者・保護者の支援を行います。

主な取組

● 身近な相談窓口の充実 **再掲**

地域の社会福祉法人等が開設した市民の身近な相談窓口「つながる相談窓口」の周知及び充実を図ります。また、地域の相談支援ネットワークを構築するとともに、研修会等を行い、担い手の育成及び相談援助技術、知識の向上を図ります。

● 引きこもり状態にある方とその家族の支援

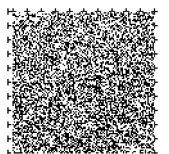
不登校やひきこもり状態にある子どものいる保護者が、共通の悩みや経験を共有できる機会や場を提供します。専門職による講義を行い、ストレス耐性の向上を目指します。

その他の取組

教育相談・カウンセリングの充実／こころの健康づくりの推進／子どもの学習・生活支援教室の実施

基本施策1 に関する指標

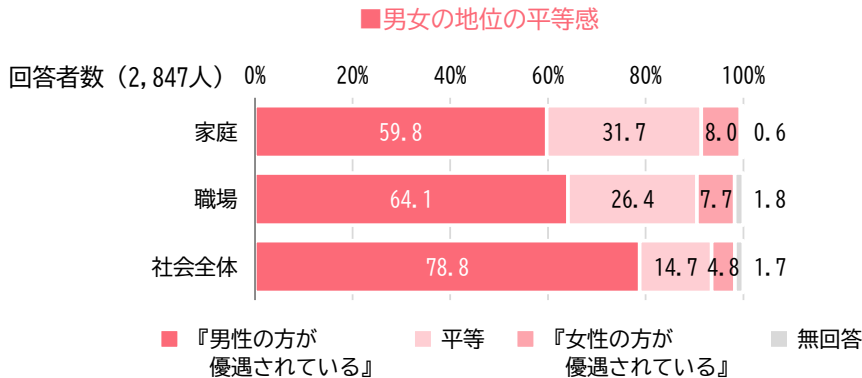
指標名	実績値	目標値
自分の将来について明るい希望を持っていると回答した子ども・若者の割合（15歳～39歳）	令和5年度 54.1%	令和11年度 増加



基本施策2 子育てと仕事の両立支援

現状と課題

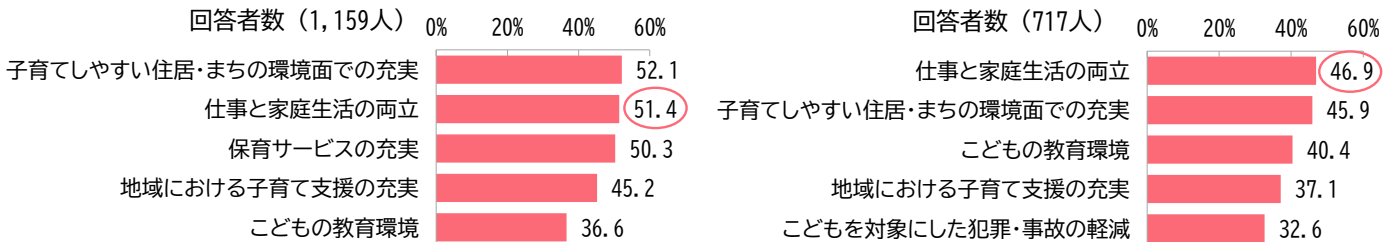
- 国では、令和2年に策定した第5次男女共同参画基本計画において、「仕事と生活の調和が図られ、男女がともに充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」を目指すべき社会に掲げ、働き方改革の推進や各種制度の見直し・強化、男性の育児休業の取得推進等、社会全体で仕事と生活の両立を支援する環境づくりを進めています。
- 内閣府が令和4年に実施した世論調査の結果をみると、“家庭”における男女の地位が「平等」であると答えた人が約3割だったのに対し、『男性の方が優遇されている』の割合は約6割となっています。“職場”や“社会全体”における男女の平等感についても、“家庭”以上に男女の平等感が低くなっています。
- 共働き家庭が増加する中、地域においても男女共同参画意識の啓発や子育て支援サービスの充実を図ることで、男女がともに仕事と家庭のバランスが取れたライフスタイルを選択できるよう、後押ししていくことが重要です。
- 保護者へのアンケート調査の結果では、子育て支援・対策として有効だと思うことや、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、「仕事と家庭生活の両立」が小学生の保護者では第1位、就学前児童の保護者でも第2位に挙げられており、居住環境や教育・保育環境の充実とともに、引き続き重点的に取り組んでいく必要があります。



※『男性の方が優遇されている』は、「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」、
『女性の方が優遇されている』は、「女性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計

資料：男女共同参画社会に関する世論調査（内閣府・令和4年11月調査）

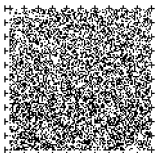
■有効だと思う子育て支援・対策(子育ての辛さを解消するために必要なこと)(上位5項目)



※就学前児童の保護者を対象とした調査

※小学生の保護者を対象とした調査

資料：ふじみ野市こども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）



施策1 ワーク・ライフ・バランスの推進

性別にかかわらず、一人ひとりが対等に自らの意思によって、社会のあらゆる分野の活動に参画する男女共同参画意識を高めるとともに、子育てしやすい就労環境の実現に向けた企業等への理解促進と各種制度の周知・啓発、子育て世帯の交流促進の推進を図ります。

主な取組

●男女共同参画意識の高揚

男女共同参画の意識の浸透に向け、あらゆる機会を通じて市民に働きかける啓発活動を行います。

●ワーク・ライフ・バランスの普及及び啓発

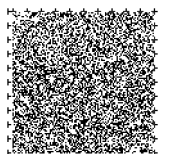
仕事と生活の調和を目指すために、各種情報ツールを活用し、より幅広い層にワーク・ライフ・バランスの普及及び啓発を行うとともに、企業の子育てに対する理解と協力を求めます。

●育児休業・看護休暇制度等の周知及び啓発

働きながら子育てをしていくために育児休業や看護休暇制度などを周知し、子育てしやすい就労環境の実現に向け、商工会や事業主に対して理解と協力を求めます。

その他の取組

こどものいる保護者や若者が働きやすい職場の開拓



施策2 共働き・共育での推進

夫婦がともに仕事と家庭を両立し、喜びを感じながら子育てに向き合えるよう、各種子育て支援事業の拡充を図るとともに、男性の育児参加の促進や育児休業後の再就職に関する制度の周知等、共働き・共育てを応援する環境づくりの推進を図ります。

主な取組

●父親の育児参加の推進

パパママセミナーへの父親の参加を推進し、男女が共通認識をもって子育てができるように促します。また、母子健康手帳交付時等において、子育て応援手帳「子育てYELL」を配布し、父親の育児参加意識を啓発します。

●再就職への支援の推進

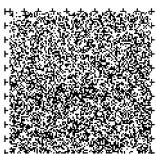
出産や育児休業により仕事を中断し、その後再就職を希望している人に対し、セミナーなどを開催するとともに、ホームページ、SNS、市報などの媒体を用いて情報提供を行い、再雇用制度を普及・啓発します。

その他の取組

一時預かりの充実／延長保育の充実／病児・病後児保育の充実／休日保育の充実／幼稚園における預かり保育の充実／放課後児童クラブの充実／放課後子ども教室の充実／ファミリー・サポート・センターの充実

基本施策2 に関する指標

指標名	実績値	目標値
再就職支援セミナー参加者数	令和5年度 5人/年	令和11年度 20人/年

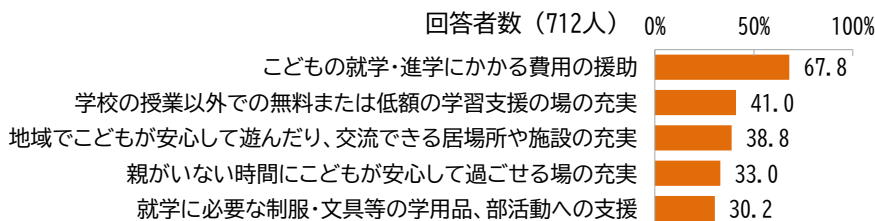


基本施策1 こどもの貧困対策の推進

現状と課題

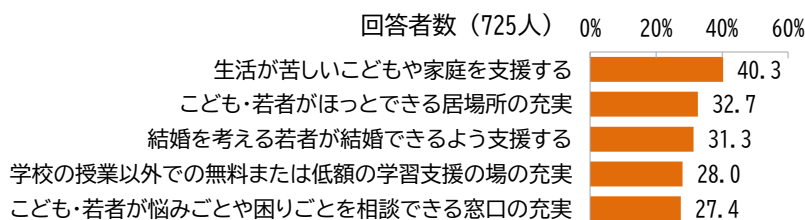
- 令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、子どもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へと改められるとともに、法の目的や基本理念の充実等、抜本的な改正が行われました。
- 本市では、平成30年3月に第1期となる「ふじみ野市子どもの未来応援プラン（ふじみ野市子どもの貧困対策推進計画）」を策定し、その後、令和3年4月からは第2期計画に基づき、子どもや子育て家庭の教育、生活、就労、経済的支援に加え、複合化・複雑化した課題を抱える家庭への包括的支援体制の強化を図るなど、こどもの貧困対策に関する取組を総合的に展開してきました。
- 0歳から18歳までの子どもがいる保護者へのアンケート調査の結果をみると、現在必要としていることや重要だと思うこととして、「こどもの就学・進学にかかる費用の援助」や「学校の授業以外での無料または低額の学習支援の場の充実」、15歳から39歳までの子ども・若者への調査結果では、子ども・若者への支援のために必要なこととして、「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」ことや「子ども・若者がほっとできる居場所の充実」などが上位に挙げられています。
- 全ての子ども・若者が安心して暮らせるまちづくりに向け、子育て世帯が安定した生活を送るための支援とともに、身近な場所での学習支援や子ども・若者が気軽に相談できる居場所づくり等、地域や社会全体の課題としてこどもの貧困の解消に取り組んでいくことが必要です。

■現在必要としていること、重要だと思う支援等(上位5項目)



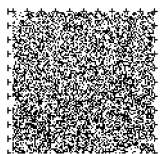
※0歳～18歳の子どもがいる世帯の保護者を対象とした調査

■子ども・若者(39歳ぐらいまでの人)への支援のために必要なこと(上位5項目)



※15～39歳の子ども・若者を対象とした調査

資料：ふじみ野市子ども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）



施策1 こどもの教育・生活への支援

全てのこどもが、家庭の経済的状況や環境に左右されることなく、教育機会が確保され、安心して生活を送ることができるよう、教育・保育に関する保護者の負担軽減に向けた支援を行います。

主な取組

●子どもの学習・生活支援教室の実施

生活保護世帯や生活困窮世帯、ひとり親家庭等のこどもに対して学習支援教室を実施し、学校等関係機関と連携してこどものみではなく世帯全体を支援します。

●保育料の負担軽減

幼稚園、保育所（園）、放課後児童クラブ等を利用する家庭に対し、世帯構成や市民税額に応じて保育料を減免します。

●学校教育に関する負担の軽減

学校教育に係る就学援助費・特別支援教育就学奨励費の支給、入学準備金・奨学金の利子補給を行い、経済的負担を軽減します。

column

コラム



こどもの学びと生活を支える居場所



本市では家庭の経済的な事情などにより、学習が進んでいない中高生等を対象とした「子どもの学習・生活支援教室」を開催しています。教室での学習支援、進学や進路に関する相談、日常生活習慣に関する支援、食料支援等を行い、こどもだけでなく、こどもの家族も支援しています。

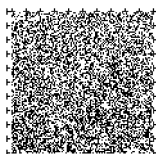
教室は、ふじみ野市役所本庁舎の会議室、ふじみ野市役所大井総合支所2階のゆめぼると、ステラ・ウェストの3か所で行っています。令和7年1月現在、76名のこども達が登録し、開催時間中は、好きな時間に教室へ来て勉強したり、他のこどもや大人と交流したりしています。教室では、学習以外にも季節に合わせたイベントを開催し、こども達に楽しい思い出が残るような工夫をしています。教室に来づらいこども達には、家庭訪問等での学習支援や支援員との交流を行い、支援から漏れるこどもがないようにしています。



市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/sos/hikiichiran/fukushika/fukushisogoshienteam/gakusyuuushienn/2124.html>

市ホームページへのリンク



施策2 生活に困っている家庭への支援

全ての子どもや保護者が自立的で安定した生活を確保できるよう、身近な相談窓口や関係機関との連携の中で、困難を抱える世帯の把握に努めるとともに、個々の世帯や子どもの状況に合わせた寄り添い型の包括的・総合的な支援に取り組みます。

主な取組

●生活困窮世帯等への包括的な相談支援の実施

「ふくし総合相談センターよりそい・にじいろ」において、福祉、就労、心理の専門職が課題を抱える家庭や子どもや若者の相談に応じ、また、アウトリーチを実施する等個々の状況に合わせた寄り添い型の包括的・総合的な支援をします。

●各種健診・相談の機会をとらえた困窮リスクの発見

妊婦健康診査や乳幼児健康診査、育児相談、歯科健康診査等の各種健診、相談の場のほか、保育所（園）との連携により、課題を抱える家庭や子どもの発見及び支援につなげます。

●生活困窮世帯の住宅確保の支援

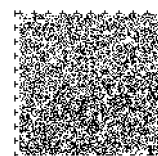
離職等から2年以内で住まい（賃借）を喪失するか、喪失するおそれのある子どものいる世帯に対して、住居確保給付金制度を活用し、家賃の助成と就労支援等を行います。

その他の取組

フードパントリーの推進／子どものいる生活保護受給者・生活困窮者、ひとり親家庭等への就労支援の充実／身近な相談窓口の充実／子どもの居場所・多世代交流の場づくりの推進

基本施策1 に関する指標

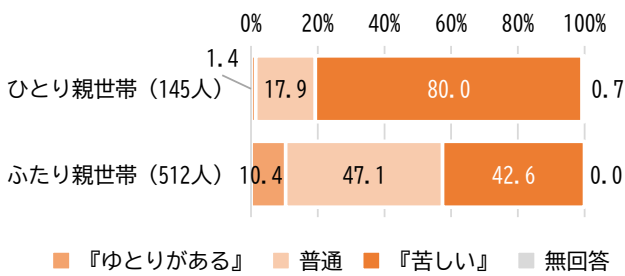
指標名	実績値	目標値
つながる相談窓口の設置数	令和5年度 27 か所	令和11年度 33 か所
子どもの学習・生活支援教室参加延べ人数	令和5年度 1,870 人	令和11年度 2,625 人



現状と課題

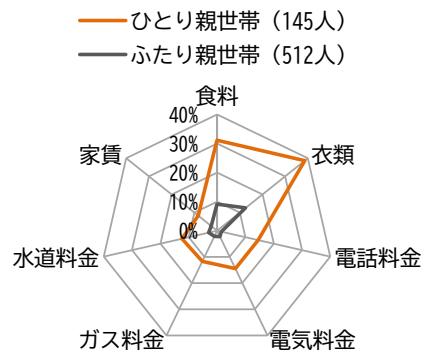
- 令和3年の全国ひとり親世帯等調査によると、母子家庭の母親の平均年収は272万円であり、生活保護を受給している母子世帯は9.3%となっています。また、令和4年の国民生活基礎調査によると、日本国民全体の相対的貧困率が15.4%であるのに対し、ひとり親世帯（大人が1人の世帯）の相対的貧困率は44.5%と、生活に困難を抱える世帯の割合が高くなっています。
- 改正「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の公布を受け、子ども貧困大綱において定める指標に追加された「ひとり親世帯の養育費受領率」は26.4%（母子世帯28.1%、父子世帯8.7%）にとどまっており、養育費確保への支援も課題となっています。
- アンケート調査の結果をみると、ひとり親世帯で現在の暮らしの状況が『苦しい』と回答した人の割合が8割に上っています。また、生活に必要な食料や衣料が購入できなかったり、公共料金等の支払いができなかった経験があると答えた人の割合が、ひとり親世帯で高い結果となっており、生活の安定に向けた支援が求められています。
- 本市の外国籍の児童人口は増加傾向で推移しており、これまでも保育所（園）の受け入れ態勢の整備や子育て情報の提供や相談の場における対応の充実を図ってきました。
- 外国籍の子どもや、日本国籍であっても保護者が外国人の場合など、外国にルーツのある子どもや家庭の中には、言葉や文化、習慣等の違いから就学や生活など様々な場面で困難を抱える場合があります。
- 外国につながる子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らせるよう、日本語の習得に向けた支援に加え、外国人にも分かりやすい子育て支援情報の提供に取り組んでいくことが必要です。

■現在の暮らしの状況



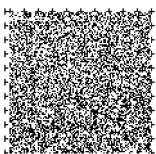
※0歳～18歳の子どもがいる世帯の保護者を対象とした調査
 ※『ゆとりがある』は「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」、『苦しい』は「やや苦しい」と「苦しい」の合計

■必要な食料・衣類が購入できない、公共料金等が支払えないことが『あった』



※「食料」「衣類」は「よくあった」と「ときどきあった」の合計
 「電話」～「家賃」は「あった」の割合

資料：ふじみ野市子ども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）



施策1 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の抱える課題の解消や生活の安定のため、相談体制の充実を図るとともに、就労や経済面における支援のほか、養育費確保の支援に取り組みます。

主な取組

●ひとり親家庭等に対する相談・支援

各種助成の実施、手当・貸付制度の周知、養育相談等を行い、ひとり親家庭等が抱える様々な問題と解決に向けた支援のために、相談体制の充実を図ります。

●こどものいる生活保護受給者・生活困窮者、ひとり親家庭等への就労支援

「ジョブスポットふじみ野」の就職支援ナビゲーターと生活保護ケースワーカー、生活困窮者就労支援員等が連携し、利便性、効率性の高い支援を一体的に進め、こどものいる世帯の支援を行います。

●ひとり親世帯向け安全・安心で快適な住居の提供

関係機関との連携を図りながら、マイホーム借上げ制度や県営住宅・市営住宅等の情報提供を行います。

その他の取組

子どもの学習・生活支援教室の実施

column

コラム



相談しやすいハローワーク「ジョブスポットふじみ野」



「ジョブスポットふじみ野」は、生活保護を受給している方、生活に困窮している方、ひとり親家庭の保護者に向けた職業紹介・相談・支援を行っています。

専用のパソコンで全国の最新の求人情報を検索できるほか、「どのような仕事が合っているのか」「求職活動の方法がわからない」「応募書類の書き方や面接の受け方について知りたい」といったお悩みに対して就職支援ナビゲーターがアドバイスをを行い、利用者の希望に寄り添った就労支援を行います。また、ハローワークで実施する職業訓練の情報提供も行っています。

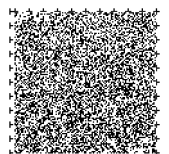
ジョブスポットふじみ野では、生活福祉課やふくし総合相談センターにおける福祉サービスとハローワーク川越における就職活動のサポートを一体的に提供しています。



市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/fukushika/fukushisogoshienteam/soudancheam/14312.html>

市ホームページへのリンク



施策2 外国につながる子育て家庭への支援

外国につながる子どもや子育て家庭が地域で安心して暮らせるよう、多言語による子育て情報の提供や相談体制の充実を図るとともに、保育所（園）への受け入れを実施し、児童生徒への日本語適応指導等、個々の状況に応じた支援を図ります。

主な取組

●外国籍の子どもに対する保育所（園）の受け入れ体制の支援

外国籍の子どもが、保育所（園）での生活に対応できるように関係機関と連携をとりながら、受け入れを支援します。

●外国籍の児童生徒等への支援

外国籍の児童生徒及び帰国児童生徒への日本語適応指導を実施し、日本語の指導や学校生活への支援を行います。

●外国籍市民への総合的な子育て情報及び相談体制の提供

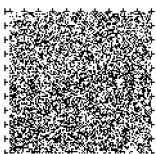
関係機関と連携し、多言語による相談や「外国語版生活ガイドブック」の作成・配布、インターネットを活用した外国語版生活ガイドホームページの開設及び更新を行います。また、外国語版の母子手帳や乳幼児健診の問診票を作成し、充実した支援を行います。

★多文化サービスの実施 **新規**

外国語で書かれた絵本などを活用し、英語のおはなし会や多言語のおはなし会を実施します。

基本施策2 に関する指標

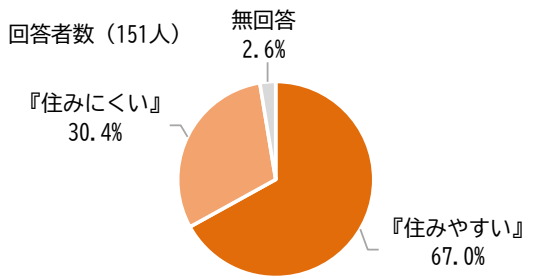
指標名	実績値	目標値
ジョブスポットふじみ野利用による就職割合	令和5年度 75.3%	令和11年度 80%
外国語版で作成している乳幼児健診問診票の種類	令和5年度 1種類	令和11年度 3種類



現状と課題

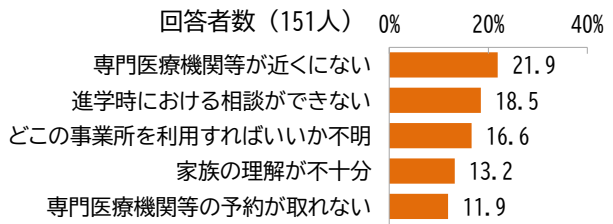
- 子どもの発達に関する社会意識の変化や理解の広まりにより、発育や発達に不安を抱える子どもや保護者の支援ニーズが増加・多様化しています。
- 本市では、地域における発育・発達に不安を抱える子どもや障がいのある子どもへの支援の中核的役割を担う機関として「ふじみ野市立児童発育・発達支援センター」を設置し、発育・発達に不安のある子どもに対し、乳幼児健診や発達相談等の機会をとらえ、疾病や障がい等の早期発見と早期に必要な支援につなぐ体制の充実を図ってきました。
- 障がい等により支援が必要な子どもの健やかな成長を支えていくためには、保健・医療・福祉・教育、就労等の関係機関の連携を強化し、保護者への支援を含め、子どもの成長に応じた切れ目のない支援を行っていけるよう、身近な地域における障がいのある子ども等への支援体制の充実を図ることが必要です。
- ヒアリング調査の結果では、障がい者支援団体から、放課後等デイサービスの普及が進んだ結果、保護者の負担が減った一方で、小学校卒業後の放課後の居場所確保と保護者の就労継続が難しくなっている点、学校への送迎に関する困難や不登校のこどもの増加、グレーゾーンのこどもの通いの場がないことなどが課題として挙げられています。
- 全てのこどもが安全・安心に過ごせるよう、保育所（園）・幼稚園・放課後児童クラブにおける障がいのある子ども等の受け入れ体制の充実とともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場を提供する特別支援教育の推進により、インクルーシブ教育システムの実現に向けた環境を整えていくことが重要です。
- 専門的な支援が必要となる医療的ケア児が、身近な地域教育・保育の場で支援を受けられるよう、関係機関との協議の場を設け、サービスや支援の提供体制を確保していくことが必要です。

■ふじみ野市の住みやすさ(障がい児調査)



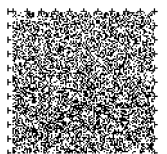
※障がい児を対象とした調査
 ※『住みやすい』は、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」、
 『住みにくい』は、「どちらかといえば住みにくい」と「住みにくい」の合計

■発育・発達に関する相談で困っていること(障がい児調査・上位5項目)



※障がい児を対象とした調査

資料：第2期ふじみ野市障がい者プラン（後期）策定のためのアンケート調査（令和4年度実施）



施策1 発育発達に不安のあるこどもの早期発見・早期支援

令和4年度から公設化した児童発育・発達支援センターを中心に、各種健診や専門職・関連機関との連携により、発育発達に不安のあるこどもの早期発見と早期からの発達に係る支援を行います。

主な取組

●児童発育・発達支援センター事業の実施

発育発達に不安のあるこどもに係る発達総合相談、巡回相談支援、親子支援、専門職による個別訓練、障害児通所支援を通して早期発見・早期支援を行います。また、発達が気になるこどもが地域でともに育ち、安心して生活できるよう、地域の中核施設として地域の支援機関に向けた総合的な支援を行います。

●発育発達に不安のあるこどもへの支援体制の充実

発育発達に不安のあるこどもを対象に療育支援を行い、日常生活における基本的な動作、集団生活への適応訓練等を行う施設の充実を図ります。また、児童発育・発達支援センターが保育所（園）、幼稚園等を訪問し、発育発達に不安のあるこどもが集団生活を通じて自立した生活ができるよう、専門的な支援の充実を図ります。

●疾病等の早期発見及び発育発達に係る相談

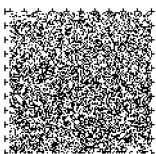
医師・臨床心理士などによる専門的な相談・指導や適切な専門機関の紹介、検査費用の助成により、疾病等の早期発見及び発育発達に係る相談を実施します。また、児童発育・発達支援センターと連携を図り、個別ケースへの支援を行います。

●子ども・子育て連携体制の確立

発育発達に不安のあるこどもについて、子育て支援課、障がい福祉課、保育課、こども家庭センター、保健センター、学校教育課などの機関で構成する会議を開催し、支援体制の構築による連携を強化します。

その他の取組

健康診査の充実／健康相談の充実



施策2 障がいのある子ども等への支援体制の充実

障がいのある子どもや発育・発達に不安を抱える子ども及び医療的ケアが必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送ることができるよう、情報提供や相談支援及び専門的な支援の充実を図るとともに、各施設や関係機関との連携を図りながら切れ目のない支援体制の充実を図ります。

主な取組

●保育所（園）・幼稚園・放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受け入れ体制の充実

保育所（園）・幼稚園・放課後児童クラブにおいて、保育を必要とする障がいのある子どもの受け入れのための職員体制や研修の充実を図ります。また、障がいのある子どもの保育を行う私立の保育施設を支援します。

●障がいのある子どもの教育の充実

障がいのある子どもが必要な教育・支援を受けることができる「多様な学びの場」を用意し、誰もが地域の学校で学べる体制の充実を図ります。また、特別支援学級に介助員を適正に配置し、一人ひとりに応じた指導を行うとともに、関係機関と連携し、適正な就学支援・進路相談を行います。個別の支援を要する児童生徒には、通級指導教室による指導を行います。

★障がい者（児）図書館サービスの提供 **新規**

対面朗読、録音図書の作成、さわる絵本、布絵本、大活字本等の貸出しを行うとともに、全国の図書館から「録音図書」の取り寄せを行います。障がいについての理解を深めるための本を集めた「りんごの棚のコーナー」の充実を図ります。

●障がいのある児童をもつ親子を対象とした支援の充実

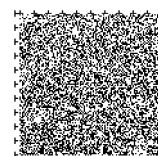
おひさまの会において、ダウン症のお子さんとその保護者の交流する場を提供し、親同士の仲間づくりや情報交換、子育て相談などを行います。

●医療的ケア児に対する支援の充実

日常的に医療的ケアを必要とする子どもが身近な地域で支援を受けられるよう、関係機関との協議の場を設け、サービスの提供体制を確保します。また、学校及び在宅に看護師を派遣することで保護者負担を軽減します。

基本施策3 に関する指標

指標名	実績値	目標値
児童発育・発達支援センターにおける、個別支援及び親子支援事業利用者実人数	令和5年度 311人	令和11年度 1,200人





発育発達に不安のあるお子さんや保護者に寄り添い、切れ目のない支援を展開する拠点



児童発育・発達支援センターとは？

児童発育・発達支援センター(児童発達支援センター)は、発育発達に特性のあるこども及び障がいのあるこどもの、健全な発達において中核的な役割を担う機関として、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、かつ、そのこどもの家族や障害児通所支援事業者等の関係機関に対し、専門的な助言などの必要な支援を行う児童福祉施設です。

児童発育・発達支援センターにおける支援体制

地域支援

地域住民への講演や、こどもに係る支援者向けの研修を行い、発達支援に係る普及啓発を行います。

発達総合相談支援

保健師・社会福祉士・臨床心理士(公認心理師)の専門的な視点より、発育・発達に係る総合相談を行います。

巡回相談支援

市内の保育園及び幼稚園等へ公認心理師等が訪問し、地域のこどもに係る支援者への支援を行います。

専門発達相談支援

公認心理師等による心理検査及び小児科医の視察、支援カンファレンスを行い、こどもの成長をサポートします。

親子支援(さくらんぼ教室)

発育発達に特性のある概ね3歳未満の無所属のこどもの小集団を活用しながら活動し、保護者をサポートします。

専門療育相談・個別療育支援

言語聴覚士及び作業療法士等の専門職により、発育発達に係る訓練等を行い、こどもの成長をサポートします。

障害児相談支援・特定相談支援

障害福祉サービスのうち児童発達支援等の利用に係る支援計画を作成し、こどもと保護者の生活をサポートします。

児童発達支援

障害福祉サービスにおける児童発達支援の支給決定を受けたこどもへ、小集団を活用した療育支援を行います。

保育所等訪問支援

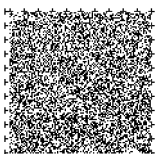
障害福祉サービスにおける保育所等訪問支援の支給決定を受けたこどもが所属先へ訪問し、療育支援を行います。



市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/kosodateshienka/jihatsu/index.html>

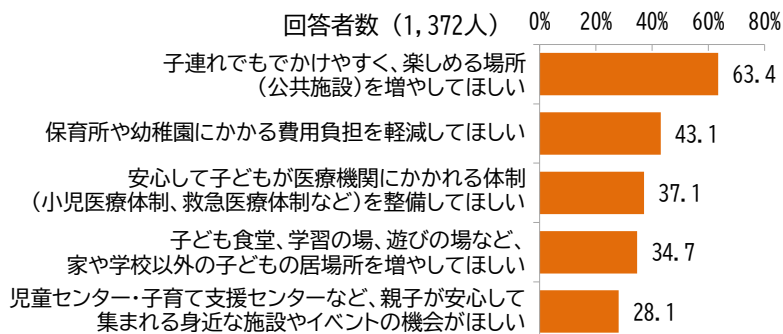
市ホームページへのリンク



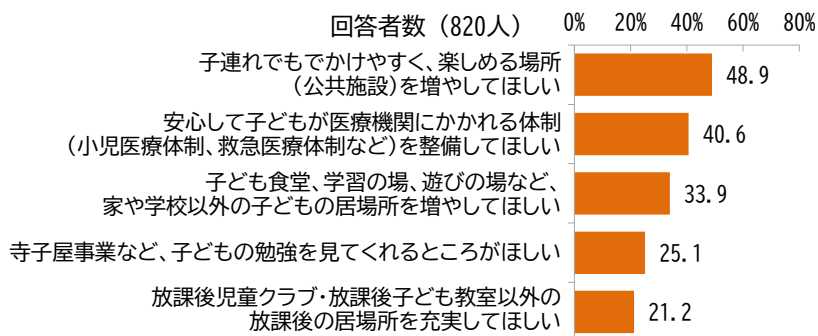
現状と課題

- アンケート調査の結果では、子育て支援の充実で期待することとして、就学前児童・小学生の保護者ともに「子連れでもでかけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」が第1位に挙げられており、親子が安心して過ごし、楽しめるまちづくりが求められています。安全・安心な外出環境や子どもたちが安全に遊ぶことのできる環境づくりに向けて、子どもや子育て家庭の声を取り入れたまちづくりを推進していく必要があります。
- また、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」との回答も上位に挙げられており、地域の医療体制の充実に対する期待も高くなっています。加えて、子どもたちを犯罪被害から守るため、地域住民や関係機関等との連携を図り、防犯意識の高揚や、地域の防犯力を高める取組も重要です。
- 誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりに向けては、ケアラー・ヤングケアラーへの支援など、近年増加している複雑化・複合化した課題や、既存の支援制度では解決が難しい制度の狭間の課題を抱える子ども・若者、子育て世帯等への対応を図るため、子育て・生活困窮・高齢・障がいといった分野や属性を越えて多様な機関が連携して支援を行う「多機関の協働による包括的支援体制」のさらなる充実に取り組んでいくことが必要です。

■子育て支援の充実で期待すること

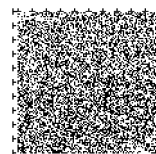


※就学前児童の保護者を対象とした調査



※小学生の保護者を対象とした調査

資料：ふじみ野市子ども計画策定のためのアンケート調査報告書（令和6年3月）



施策1 安全・安心なまちづくりの推進

子育て家庭のニーズや地域性を踏まえながら、公共施設などのユニバーサルデザインの視点に立ったバリアフリー化や安全な遊び場の確保など、子どもや親が安全に外出できる環境と子どもが安全に遊んだり過ごしたりすることができる環境を整備します。また、地域住民や関係機関等との連携を図り、子どもたちの安全の確保に努めるとともに、道路環境や公共施設の整備、地域の医療体制の推進を図ります。

主な取組

●交通安全教育の推進

警察、幼稚園、保育所（園）、学校、関係団体などと連携し、交通安全教室を実施します。また、教職員や保護者、交通指導員等の地域住民と協力し、登下校時の安全確保の推進を図ります。

●防犯と非行防止活動の推進

地域における防犯活動や、防犯情報メールの発信等により、防犯意識の高揚を図ります。また、「ふじみ野市防犯推進会議」の加盟団体の拡充や、非行防止パトロール、社会を明るくする運動等の実施により、市全域での防犯と非行防止活動の推進を図ります。

●地域の医療体制の推進

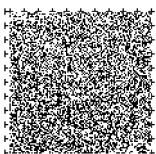
東入間医師会、市医師会及び近隣の救急病院と連携を図り、休日・夜間における救急医療体制を確保します。また、県の救急電話相談や休日における救急診療等について市民へ周知し、地域医療体制の推進を図ります。

●施設等の安全確保と危機管理意識の高揚

子どもが利用する全ての施設や参加する事業について、職員の危機管理意識を高め、日頃から危機管理マニュアルに基づき十分安全点検や訓練を実施し、施設や事業の安全確保の推進を図ります。

その他の取組

赤ちゃんの駅の設置／道路の段差解消の推進



施策2 複合的な課題を抱える家庭等への支援

地域全体で子どもや保護者を見守る支援ネットワークの構築と、多機関の協働による包括的支援体制のさらなる充実により、複合化・複雑化した課題や、既存の支援制度では対応が難しい課題を抱える家庭を支援します。

主な取組

●生活困窮世帯等への包括的な相談支援 **再掲**

「ふくし総合相談センターよりそい・にじいろ」において、福祉、就労、心理の専門職が課題を抱える家庭や子どもや若者の相談に応じ、また、アウトリーチを実施する等個々の状況に合わせた寄り添い型の包括的・総合的な支援をします。

●身近な相談窓口の充実 **再掲**

地域の社会福祉法人等が開設した市民の身近な相談窓口「つながる相談窓口」の周知及び充実を図ります。また、地域の相談支援ネットワークを構築するとともに、研修会等を行い、担い手の育成及び相談援助技術、知識の向上を図ります。

●ケアラー・ヤングケアラーへの支援

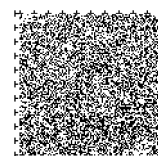
病気や高齢、精神的な課題を抱える家族の介護や家事、精神面のフォローを担わざるを得ないケアラー・ヤングケアラーの実態や支援について関係課で認識するとともに、要保護児童対策地域協議会で情報共有を図ります。また、子どもに身近な学校や地域との連携、アウトリーチなどにより、ケアラー・ヤングケアラーやその家族が孤立しないよう「埼玉県ケアラー支援条例」の目的も踏まえ支援します。

●フードパントリーによる支援

フードパントリーを開催し、経済的な支援及び支援が必要な家庭や子どもの発見につなげます。

基本施策4 に関する指標

指標名	実績値	目標値
年に1回以上、期間を定めて実施する、子どもが利用する全ての施設の安全点検	令和5年度 実施	令和11年度 実施
コミュニティソーシャルワーカー（CSW）による多機関協働事業の活動延べ件数	令和5年度 1,400件	令和11年度 1,920件





困りごとや不安を抱えている方への支援



経済面、仕事、住まい、介護、病気、ひきこもりなど、何をどこに相談したら良いのか分からない、さまざまな困りごとの相談は、ふくし総合相談センター「よりそい」と「にじいろ」にご相談ください。

生活費や仕事、住まいなど、さまざまな生活の困りごとのご相談をお受けします。

支援員が寄り添いながら、関係機関、地域と連携して問題の解決を支援します。お気軽にご相談ください。



相談無料

相談内容

- ✓ 借金などの返済が計画的にできない
- ✓ 病気や事故で生活が立ち行かず、困っている
- ✓ 離婚後、生活費や養育費のやりくりがきびしい
- ✓ 仕事をやめて家賃や光熱費が払えない
- ✓ 仕事の探し方がわからない
- ✓ 働きたいけどブランクがある
- ✓ 生活費がぎりぎりなので、より収入の多い仕事に転職したい
- ✓ 子どもの学習を支援してほしい
- ✓ 家族がひきこもりで将来が心配

ほかにも複数の問題を抱えている方、どこに相談すればよいかわからない方など、ご遠慮なくお問い合わせください。

ふじみ野市

ふくし総合相談センター



開設 月～金曜日
午前 8時30分～
午後 5時15分
(祝日・年末年始除く)

実務主任 ふじみ野市 社会福祉課 大塚 昭子(あきこ)
運営受託者 社会福祉法人 ふじみ野市社会福祉協議会

ふくし総合相談センター

よりそい

アクセス



●東武東上線「上福岡駅」東口
徒歩15分

場所 ふじみ野市福岡1-1-1
ふじみ野市役所本庁舎 2階
地域福祉課内
☎049-262-8130

よりそい にじいろ

名称の由来



よりそい
複合的な相談者の悩みを受け止め、問題解決まで寄り添いながら支援するセンターをめざします。

にじいろ
七色の虹のように「多機関・多世代をつなぎ、地域住民同士の支え合いの架け橋となるセンターをめざします。」

ふくし総合相談センター
(よりそい)のサテライト

にじいろ

アクセス



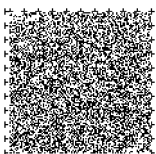
●東武東上線「ふじみ野駅」西口
徒歩20分

場所 ふじみ野市大井中央1-1-1
ふじみ野市役所大井総合支所 1階
☎049-264-7204

市ホームページ URL

<https://www.city.fujimino.saitama.jp/soshikiichiran/fukushika/fukushisogoshienteam/soudancheam/14312.html>

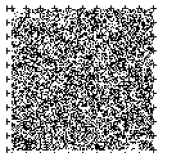
市ホームページへのリンク

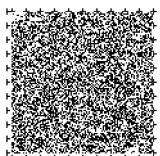




第5章

子ども・子育て支援事業計画





1 子ども・子育て支援事業計画について

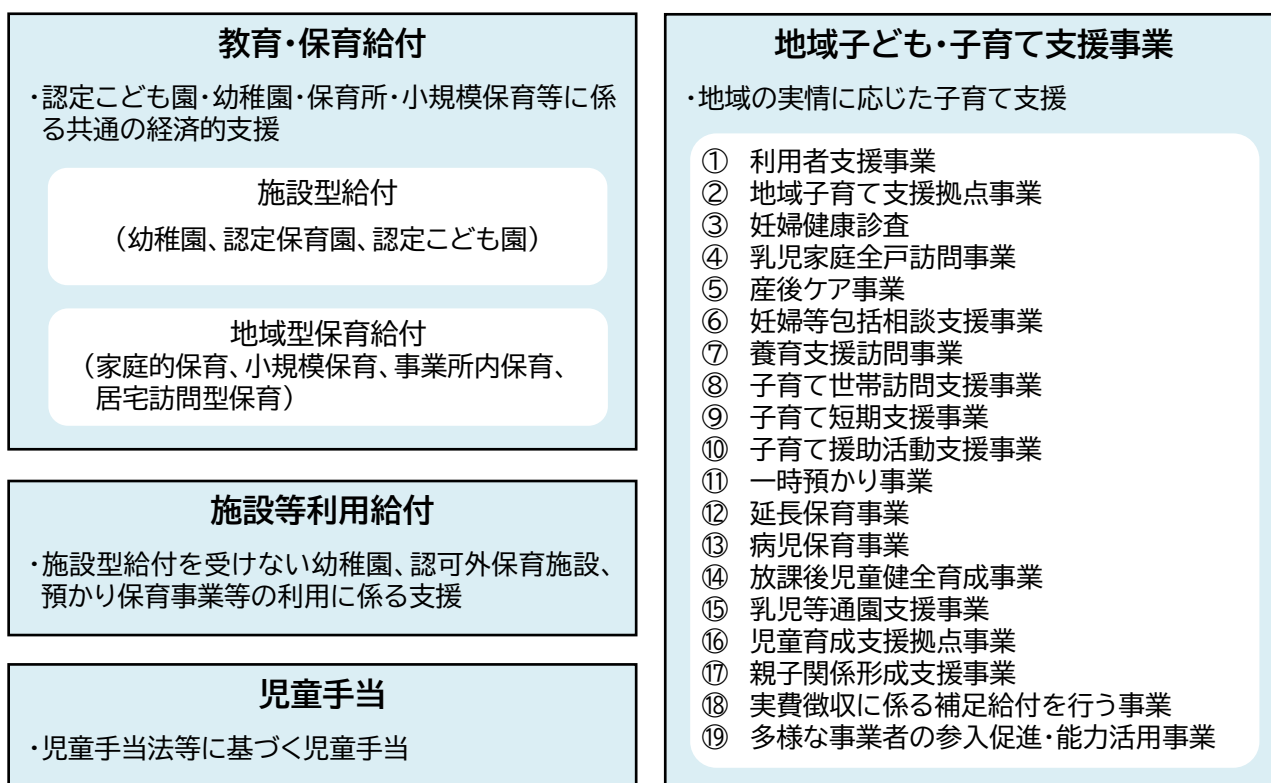
子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法により義務づけられた、5年間の計画期間における幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についての「量の見込み」、「提供体制の確保の内容」及び「実施時期」等を示した計画です。

本章は、教育・保育の総合的な提供と質の向上、保育の量的確保、子育て支援事業の充実を図るため、令和7年度から令和11年度の5年間の計画期間とする「第3期ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

(1) 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度の概要は次のとおりです。

<制度における給付・事業の体系>

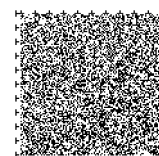


①教育・保育給付

【施設型給付】

都道府県が認可する教育・保育施設（認定こども園、新制度移行幼稚園、保育所）が対象となり、以下の給付が基本になります。

- ・満3歳以上のこどもに対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- ・満3歳未満のこどもの保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



【地域型保育給付】

市が認可する地域型保育事業への給付、主に満3歳未満の乳児・幼児が対象です。

- ・小規模保育：小規模な環境（定員6人～19人）で保育を実施する事業
- ・家庭的保育：家庭的な雰囲気のもと、少人数（定員5人以下）で保育を実施する事業
- ・居宅訪問型保育：保育を必要とする乳児・幼児の居宅において保育を実施する事業
- ・事業所内保育：事業所内の施設などで、従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもに保育を実施する事業

②施設等利用給付

幼児教育・保育の無償化の開始に伴い創設された給付制度です。下記の対象施設等を利用した場合に、かかった利用料について一定の給付があります。幼稚園等の預かり保育料並びに認可外保育施設等の利用料の給付を受けるためには、保育の必要性の認定(施設等利用給付認定第2号・第3号)が必要です。

[給付の対象]

幼稚園（新制度未移行園）の保育料、幼稚園等（新制度移行園及び未移行園）の預かり保育料、認可外保育施設等（一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業）の利用料

※対象施設は、市区町村から「施設等利用給付の対象施設である確認」を受けた施設等です。

③地域子ども・子育て支援事業

全ての子育て家庭を支援する事業です。保育の必要性にかかわらず、家庭で子育てしている保護者も利用できます。

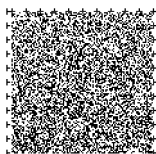
(2) 教育・保育の認定

教育・保育を利用するこどもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて給付が支給される仕組みとなります。

<教育・保育の認定区分>

認定区分	利用時間	施設・事業
●1号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定以外のこども	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
●2号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園
●3号認定こども 満3歳未満のこどもであって、保護者の労働や疾病等により、家庭において必要な保育を受けることが困難であるこども	保育標準時間 保育短時間	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業

- 教育標準時間：1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間：1日最大11時間の保育(主にフルタイムの労働を想定)
- 保育短時間：1日最大8時間の保育(主にパートタイムの労働を想定)



2 教育・保育施設の状況

(1) 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

令和6年5月1日現在、幼稚園が7園、認定こども園が2園あり、在園児童数は802人となっています。令和2年度以降、減少傾向で推移しています。

<幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)の利用状況>

単位:か所、人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	9	9	9	9	9
定員	2,135	2,135	2,135	2,135	2,135
在園児童数	1,473	1,335	1,226	1,152	1,085

資料:保育課(各年5月1日現在)

(2) 認可保育所（園）・認定こども園（保育所部分）等

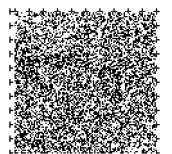
令和6年5月1日現在、市立保育所が5施設、私立保育園が16施設、認定こども園が2施設、小規模保育事業所が4施設、事業所内保育事業所が1施設あり、在園児童数は2,192人となっています。令和2年度以降、増加傾向で推移しています。

<認可保育所(園)・認定こども園(保育所部分)等の利用状況>

単位:か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数	27	27	28	28	28
市立保育所数	5	5	5	5	5
私立保育園数	15	15	16	16	16
認定こども園	2	2	2	2	2
小規模保育事業所	4	4	4	4	4
事業所内保育事業所	1	1	1	1	1

資料:保育課(各年5月1日現在)



単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
定員	2,371	2,386	2,436	2,436	2,436
市立保育所定員数	530	530	530	530	530
私立保育園定員数	1,583	1,583	1,633	1,633	1,633
認定こども園定員数	195	210	210	210	210
小規模保育事業所定員数	58	58	58	58	58
事業所内保育事業所定員数※	5	5	5	5	5
在園児童数	2,158	2,171	2,179	2,187	2,192
市立保育所児童数	441	417	386	390	387
私立保育園児童数	1,483	1,508	1,552	1,548	1,556
認定こども園児童数	187	198	192	197	202
小規模保育事業所児童数	44	45	45	47	44
事業所内保育事業所児童数※	3	3	4	5	3

※事業所内保育事業所は、従業員枠の数は除き、地域枠の数のみの計上
資料:保育課(各年5月1日現在)

(3) 待機児童^{※1}数

待機児童数は、令和2年度以降、減少傾向で推移し、令和6年4月1日現在では、2人となっています。

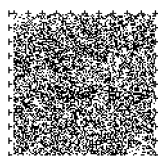
<保育所(園)の待機児童数の推移>

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	0	0	0	0	0
1歳	5	1	1	0	1
2歳	0	0	0	0	0
3歳	0	0	2	0	1
4歳	0	0	0	0	0
5歳	0	0	0	0	0
合計	5	1	3	0	2

資料:保育課(各年4月1日現在)

※1 待機児童:保育所(園)入所要件を満たしており、入所申込書が提出されているが、保育所(園)に入所していない児童のこと。(他に入所可能な保育所(園)があるにもかかわらず、特定の保育所(園)を希望して待機している児童などを除く。)



(4) 小学校児童数・中学校生徒数

小学校児童数は、令和2年度以降、6,000人前後で推移し、令和6年5月1日現在で、5,817人となっています。また、中学校生徒数は、令和2年度以降、2,850人前後で推移し、令和6年5月1日現在で、2,891人となっています。

<小学校児童数の推移>

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校児童数	5,993	6,059	6,052	5,945	5,817
1年生	1,029	1,001	1,029	908	871
2年生	1,003	1,027	990	1,010	904
3年生	982	1,005	1,026	1,001	1,008
4年生	999	994	1,010	1,021	1,001
5年生	1,030	1,003	995	1,014	1,008
6年生	950	1,029	1,002	991	1,025

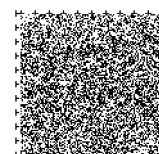
資料:学校基本調査(各年5月1日現在)

<中学校生徒数の推移>

単位:人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
中学校生徒数	2,826	2,832	2,832	2,852	2,891
1年生	941	907	980	958	942
2年生	987	939	912	988	956
3年生	898	986	940	906	993

資料:学校基本調査(各年5月1日現在)



(5) 放課後児童クラブ

市立放課後児童クラブは、令和5年度の開設施設数が29か所で平均登録児童数は1,451人と、増加傾向で推移しています。

<市立放課後児童クラブ平均登録児童数の推移>

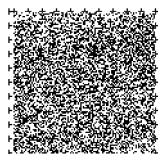
単位:人

児童クラブ名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福岡小学校	137	128	133	149	152
福岡	52	47	44	56	54
第2福岡	46	43	49	53	49
第3福岡	39	38	40	40	49
駒西小学校	119	132	135	130	122
駒西	48	58	62	58	64
第2駒西	43	37	39	35	32
第3駒西	28	37	34	37	26
上野台小学校	140	153	193	212	229
上野台	66	49	59	60	61
第2上野台	74	45	58	62	65
第3上野台	—	32	37	43	47
第4上野台	—	27	39	47	56
西小学校	132	140	125	126	134
西	64	81	64	67	77
第2西	68	59	61	59	57
元福小学校	28	38	45	50	44
さぎの森小学校	79	75	84	88	84
大井小学校	76	89	95	102	104
大井	76	89	95	44	44
第2大井	—	—	—	39	42
第3大井	—	—	—	19	18
鶴ヶ丘小学校	147	142	138	135	122
鶴ヶ丘	71	68	76	78	66
第2鶴ヶ丘	76	74	62	57	56
東原小学校	89	106	112	126	137
東原	44	34	34	45	48
第2東原	45	37	37	40	42
第3東原	0	35	41	41	47
西原小学校	40	32	42	41	52
亀久保小学校	125	136	144	150	137
亀久保	40	44	49	49	44
第2亀久保	42	47	44	47	47
第3亀久保	43	45	51	54	46
三角小学校	116	117	127	131	107
三角	79	84	82	85	62
第2三角	37	33	45	46	45
東台小学校	24	17	18	23	27
合計	1,252	1,305	1,390	1,463	1,451

資料:子育て支援課

※平均登録児童数とは、各月の登録児童数を合計し、12か月で割って算出したものとなります。

※令和元年度の第3東原放課後児童クラブは、開設するまでの需要がなかったため、休止となっています。



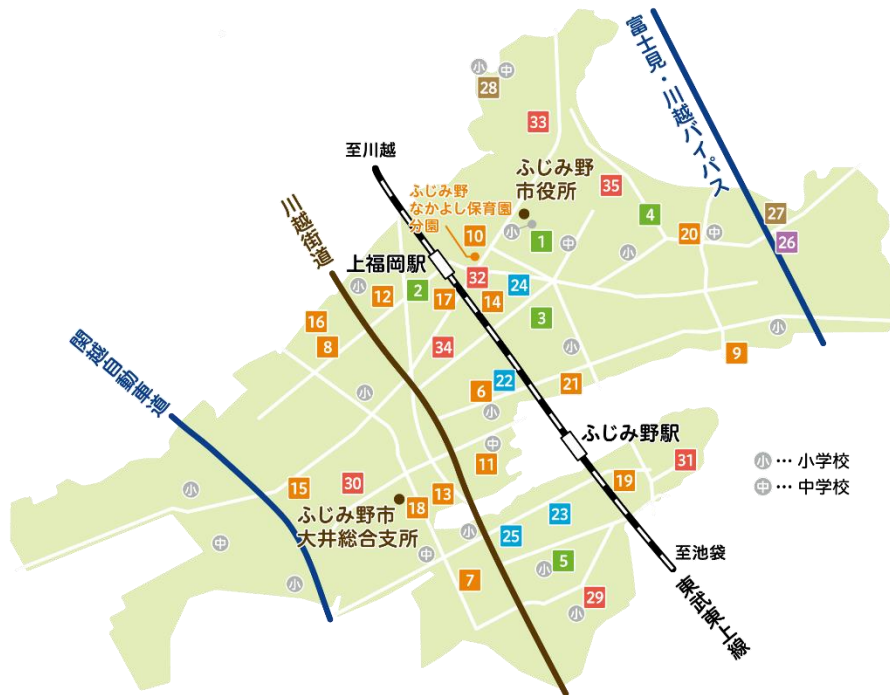
3 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域の設定は、国の考え方にに基づき、本市の特性や教育・保育施設の整備状況、第1期計画期間における教育・保育事業の実績等を踏まえ、市全域を1区域で設定し、教育・保育事業の提供体制を確保します。

【教育・保育提供区域に対する国の考え方】

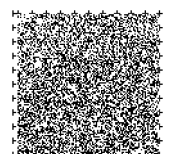
市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

<保育所(園)・幼稚園マップ>



No.	保育所名
1	上野台保育所
2	霞ヶ丘保育所
3	新田保育所
4	滝保育所
5	大井保育所
6	かすが保育園
7	風の里保育園
8	ゆずり葉保育園
9	たんぼぼ保育園
10	ふじみ野なかよし保育園
11	麦っ子保育園
12	たんぼぼ第二保育園
13	亀久保ひまわり保育園
14	三丁目すまいる保育園
15	ふじみ野どろんこ保育園
16	鶴ヶ岡すまいる保育園
17	上福岡おひさま保育園
18	緑保育園

No.	保育所名
19	子どものその苗間保育園
20	花の木なかよし保育園
21	ふじみのかびら保育園
22	いちご保育室
23	おともだち保育室
24	たけっ子保育室
25	ひよこ保育室
26	上福岡総合病院 さくらんぼ保育室
27	子どものその幼保連携型認定こども園
28	幼保連携型認定こども園星和幼稚園
29	なみき幼稚園
30	文京学院大学ふじみ野幼稚園
31	みほの幼稚園
32	香取幼稚園
33	香取第二幼稚園
34	新双葉幼稚園
35	ながみや幼稚園



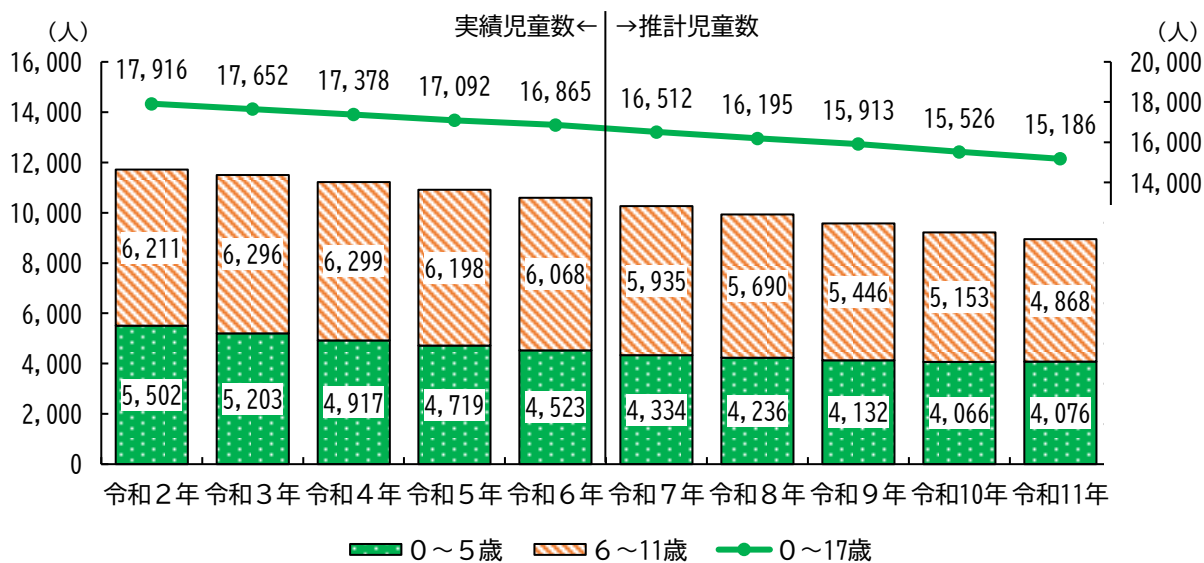
4 推計児童数

計画期間中の推計児童数については、「ふじみ野市人口ビジョン※1」の将来展望を踏まえながら、直近の人口動態及び宅地開発の状況等を勘案し、児童数を見込んでいます。

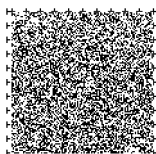
単位:人

年齢区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	663	655	649	641	632
1歳	678	693	684	678	671
2歳	655	682	697	689	683
3～5歳	2,338	2,206	2,102	2,058	2,090
合計(0～5歳)	4,334	4,236	4,132	4,066	4,076
6～11歳	5,935	5,690	5,446	5,153	4,868
0～17歳	16,512	16,195	15,913	15,526	15,186

<実績児童数と推計児童数>



※1 ふじみ野市人口ビジョン：人口動態の現状、地域特性を整理・分析し、施策効果による人口の将来展望を予測推計したもの



5 量の見込みと提供体制の確保の内容

(1) 教育・保育の量の見込みと確保の内容

「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（保育ニーズ）」に対応できるよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容（提供量（定員）」を定めます。

■ 1号認定（3～5歳）

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

1号認定		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,015	958	913	894	908
②確保の内容 (提供量)	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	385	515	515	515	515
	新制度未移行の幼稚園	1,505	1,190	1,190	1,190	1,190
	合計	1,890	1,705	1,705	1,705	1,705
②-①		875	747	792	811	797

※上記の「新制度未移行の幼稚園」とは、国で創設された「施設型給付」対象の幼稚園とならず、施設型給付に伴う市の「確認」を受けない幼稚園のことをいいます。

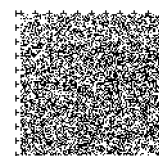
なお、「新制度未移行の幼稚園」は、希望に応じて市の「確認」を受けることで、特定教育・保育施設へ移行することが可能となっています。

■ 2号認定（3～5歳）

【量の見込みと確保の内容】

単位：人

2号認定		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		1,225	1,155	1,101	1,078	1,095
②確保の内容 (提供量)	特定教育・保育施設 (保育所(園)、認定こども園)	1,436	1,436	1,436	1,436	1,436
	認可外保育施設	103	103	103	103	103
	合計	1,539	1,539	1,539	1,539	1,539
②-①		314	384	438	461	444



■ 3号認定（0歳）

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

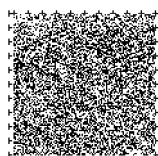
3号認定（0歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		164	162	160	158	156
②確保の内容 (提供量)	特定教育・保育施設 (保育所(園)、認定こども園)	197	197	197	197	197
	特定地域型保育施設	15	15	15	15	15
	認可外保育施設	15	15	15	15	15
	合計	227	227	227	227	227
②-①		63	65	67	69	71

■ 3号認定（1歳）

【量の見込みと確保の内容】

単位:人

3号認定（1歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		380	389	384	380	376
②確保の内容 (提供量)	特定教育・保育施設 (保育所(園)、認定こども園)	338	338	338	338	338
	特定地域型保育施設	29	29	29	29	29
	認可外保育施設	18	18	18	18	18
	合計	385	385	385	385	385
②-①		5	-4	1	5	9



■ 3号認定（2歳）

【量の見込みと確保の内容】

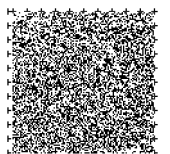
単位:人

3号認定（2歳）		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		377	392	401	397	393
②確保の内容 (提供量)	特定教育・保育施設 (保育所(園)、認定こども園)	402	402	402	402	402
	特定地域型保育施設	33	33	33	33	33
	認可外保育施設	39	39	39	39	39
	合計	474	474	474	474	474
②-①		97	82	73	77	81

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

現在の量の見込みは、実績の利用率・伸び率、児童人口推計等を勘案し、算出しています。

提供体制の確保に当たっては、本市はコンパクトシティであり、市の中心部を通過している東武東上線沿線の東西には乳幼児期の教育・保育施設がバランス良く整備されていることから、教育・保育の提供区域は市全域を1区域として状況把握を行います。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、「量の見込み」に基づく「確保の内容(利用定員や実施か所数)」を定め、実施時期や提供体制の確保策を定めます。

①利用者支援事業

【事業概要】

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整等を実施する事業です。

- 基本型：全ての妊産婦及びこどもとその家族からの相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や利用者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援に繋げるものです。
- こども家庭センター型：妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待の予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目ない対応を実施するものです。

【市の現状】

基本型については、上野台・大井子育て支援センターで実施しています。令和6年度には、児童福祉部門と母子保健部門を統合した、こども家庭センターを開設しました。令和7年度からは、上野台・大井子育て支援センターを地域子育て相談機関として位置付ける予定です。

こども家庭センター型は、こども家庭センター、保健センター、大井子育て支援センターで実施しています。

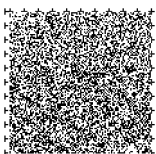
【量の見込みと確保の内容】

単位:か所

利用者支援事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
確保の内容 量の見込み	基本型	2	2	2	2	2
	こども家庭センター型	3	3	3	3	3

【提供体制の確保策(確保の考え方)】

国の動向を注視しながら、支援体制の確保に努めます。



②地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

未就学児のこどもとその保護者を対象に、親子で遊ぶ中で子育てに関する情報交換や交流、仲間づくりができる場所を提供する事業です。

【市の現状】

7か所の子育て支援センター、2か所の児童センター、3か所の子育てサロンと1か所の子育てふれあい広場で実施しており、令和5年度の実績は3,699人日／月となっています。

【量の見込みと確保の内容】

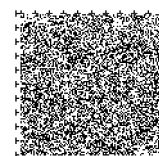
単位：人日／月

地域子育て支援 拠点事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,657	3,702	3,735	3,797	3,929
②確保の内容	9,056	9,056	9,056	9,056	9,056
②-①	5,399	5,354	5,321	5,259	5,127
実施か所数	13	13	13	13	13

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

提供体制として、現在13か所の施設で実施しており、9,056人日／月の受け入れが可能です。

子育てを取り巻く環境の変化等に伴い、子育てに不安を抱える保護者も増加していることから、関係機関と連携を図りながら安心して子育てできる体制整備に努めます。



③妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要な医学的検査を実施する事業です。

【市の現状】

妊娠期間中に必要な健診 14 回の妊婦健康診査及び、H I V抗体検査、子宮頸がん健診（細胞診）、B型・C型肝炎ウイルス検査、H T L V - 1抗体検査、性器クラミジア検査の助成券を妊婦届出時に交付しています。また、里帰り等のため委託医療機関以外で受診された方に対しても償還払いにより助成しており、令和5年度の実績は708人となっています。

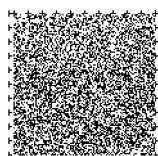
【量の見込みと確保の内容】

単位:人

妊婦健康診査	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 確保の内容	663	655	649	641	632

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

妊婦と胎児の健康保持のため、医療機関との調整を図り、提供体制の確保に努めます。



④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握、養育についての相談・助言を行う事業です。

【市の現状】

全数訪問に努めており、全数把握に近い状況で実施しています。長期の里帰り等で、訪問ができなかった家庭も4か月健診時に全数把握をしています。また、助産師及び保健師が訪問し、専門的な支援を実施しており、令和5年度の実績は622人となっています。

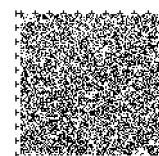
【量の見込みと確保の内容】

単位:人

乳児家庭 全戸訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 確保の内容	663	655	649	641	632

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

新生児・乳児がいる全ての家庭を対象にした訪問体制を確保します。



⑤産後ケア事業

【事業概要】

出産医療機関を退院後、心身ともに不安定になりやすい時期に、助産師等が母体・乳児のケア、育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行います。

【市の現状】

ショートステイ型の施設を令和6年10月より1施設増やし、現在2施設でサービスの提供しております。また、本施設では、利用対象者を「4か月未満の母子」から「出産後1年以内の母子」へ拡げ、より多くの方々に利用できる体制の整備を行っております。

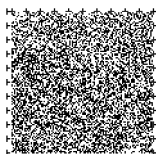
【量の見込みと確保の内容】

単位：人日

産後ケア事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	126	124	123	122	120
②確保の内容	126	124	123	122	120
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

支援を必要とする母親のニーズを踏まえ、母子に対して心身のケアや育児サポートを行う支援体制の確保に努めます。



⑥妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊産婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

【市の現状】

令和4年度から出産・子育て応援交付金の伴走型相談支援として、妊婦等に対して2回目は希望制ではありますが、3回の面談を行い、妊婦等の心身の状況、子育て環境の把握や子育てに関する相談支援の提供に努めております。

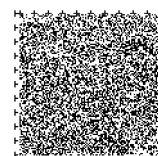
【量の見込みと確保の内容】

単位:回

妊婦等包括相談 支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,989	1,965	1,947	1,923	1,896
②確保の内容	1,989	1,965	1,947	1,923	1,896
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

伴走型相談支援同様の支援体制の確保に向け、相談員である保健師や助産師等の人員の確保に努めます。



⑦養育支援訪問事業

【事業概要】

保護者への養育支援が必要な家庭や保護者が養育することが困難な家庭、または出産前に支援が必要な家庭に対し、訪問により養育に関する相談・指導・助言その他の支援を行う事業です。

【市の現状】

妊娠期からの継続した支援を特に必要とする家庭や、「こんにちは赤ちゃん事業」などの結果、養育支援が特に必要な家庭等に対し、保健師、助産師、看護師、保育士等訪問支援者が訪問し、保護者の心身の健康や養育に関する相談・支援を行っています。令和5年度の実績は29人回／年となっています。

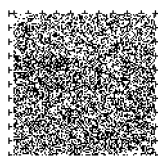
【量の見込みと確保の内容】

単位：人回／年

養育支援訪問事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	120	120	120	120	120
②確保の内容	120	120	120	120	120
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

養育支援が特に必要である家庭等を把握し、支援を行う体制を確保します。



⑧子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【市の現状】

児童や保護者または妊婦からの相談や、関係機関からの情報提供・相談等により支援が必要な家庭に対しヘルパー等の訪問支援員が訪問し、家事や子育て等の支援を行います。令和7年度からの事業実施を予定します。

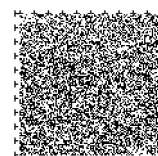
【量の見込みと確保の内容】

単位：人回

子育て世帯訪問 支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	36	36	36	36	36
②確保の内容	36	36	36	36	36
②-①	0	0	0	0	0

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

家事や子育て等の支援が特に必要である家庭等を把握し、支援を行う体制を確保します。



⑨子育て短期支援事業

【事業概要】

(緊急サポート)

疾病、出産等による入院、冠婚葬祭、災害または事故、精神的または身体的な理由等で休息をとる必要があり、こどもを一時的に養育できない場合に、養育協力家庭でこどもを預かる事業です。

(ショートステイ)

保護者の疾病や育児疲れ等の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合について、児童養護施設等でこどもを預かり宿泊を伴う養育支援を行う事業です。

【市の現状】

(緊急サポート)

緊急サポート事業により短期支援事業を行っており、令和5年度の実績は16人日/年となっています。

(ショートステイ)

里親家庭でこどもを預かり、宿泊を伴う養育支援を行います。令和7年度からの事業実施を予定します。

【量の見込みと確保の内容】

単位:人日/年

子育て短期支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	110	110	110	110	110
緊急サポート事業	100	100	100	100	100
ショートステイ	10	10	10	10	10
②確保の内容	110	110	110	110	110
緊急サポート事業	100	100	100	100	100
ショートステイ	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0
実施か所数	4	4	4	4	4

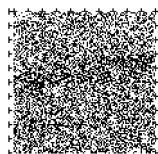
【提供体制の確保策（確保の考え方）】

(緊急サポート)

提供会員の確保及び利用者の事前登録の拡充を図ります。

(ショートステイ)

子育ての支援が特に必要である家庭等を把握し、支援を行う体制を確保します。



⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

こどもの預かり等、子育ての援助を希望する者（利用会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に対する連絡・調整を実施する事業です。

【市の現状】

生後3か月から小学生のこどもを対象に実施しており、令和5年度の実績は3,892人日／年となっています。

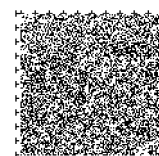
【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／年

子育て援助活動 支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,174	4,234	4,277	4,301	4,351
②確保の内容	4,174	4,234	4,277	4,301	4,351
②-①	0	0	0	0	0
活動人数	247	250	253	256	259

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

援助希望者の多様なニーズに対応するため、提供会員の確保に努め、活動人数の増加を図ります。



⑪一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園等で一時的に預かる事業です。

【市の現状】

幼稚園7か所、認定こども園2か所で実施している在園児を対象とした一時預かり事業の令和5年度の実績は15,583人日／年となっています。また、保育所（園）6か所、子育てふれあい広場で実施している一時預かり事業の令和5年度の実績は4,007人日／年となっています。

【量の見込みと確保の内容】

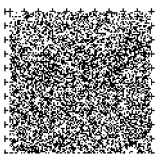
単位：人日／年

一時預かり事業 【幼稚園、認定こども園】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	13,515	13,414	13,412	13,748	14,589
②確保の内容	57,585	57,585	57,585	57,585	57,585
②-①	44,070	44,171	44,173	43,837	42,996
実施か所数	9	9	9	9	9

一時預かり事業 【保育所等】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4,533	4,558	4,570	4,619	4,752
②確保の内容	15,120	15,120	15,120	15,120	15,120
②-①	10,587	10,562	10,550	10,501	10,368
実施か所数	7	7	7	7	7

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

継続した需要が見込まれるため、受け入れ体制が減ることのないように実施体制について協議を行います。



⑫延長保育事業

【事業概要】

利用決定を受けた保育利用可能時間を延長してこどもを保育する事業です。

【市の現状】

市内 28 か所の認可保育所（園）全園で延長保育を実施しており、令和 5 年度の実績は 1,239 人／年となっています。

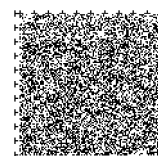
【量の見込みと確保の内容】

単位:人／年

延長保育事業	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,258	1,272	1,282	1,303	1,347
②確保の内容	1,486	1,486	1,486	1,486	1,486
②-①	228	214	204	183	139
実施か所数	28	28	28	28	28

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

利用者の増加が見込まれるため、受け入れ体制が減ることのないように実施体制について協議を行います。



⑬病児保育事業

【事業概要】

市内在住の乳幼児や保育施設（認可保育所・幼稚園）、放課後児童クラブに通所している児童で病気の療養中または回復期に家庭での保育に欠ける場合に一時的に保育する事業です。

【市の現状】

病児保育対応型^{※1} 4か所（ふじみ野市3か所、富士見市1か所）、病後児保育対応型^{※2} 1か所（富士見市）で実施しております。令和5年度の実績は542人日／年となっています。

【量の見込みと確保の内容】

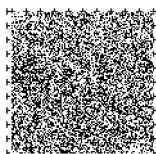
単位：人日／年

病児保育事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	584	614	640	670	713
②確保の内容	5,280	5,280	5,280	5,280	5,280
②-①	4,696	4,666	4,640	4,610	4,567
実施か所数	5	5	5	5	5

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

現在の提供体制を維持し、支援体制を確保します。

- ※1 病児保育対応型：児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業。
- ※2 病後児保育対応型：児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペースまたは専用施設で一時的に保育する事業。



⑭放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間保育できない就学児童に対し、放課後に適切な遊び及び生活の場を与え、児童の健全な育成を図る事業です。

【市の現状】

29か所の放課後児童クラブを東西の地域に分け、指定管理者による運営を行っています。また、待機児童対策及び多様な保育ニーズへの対応のために、社会福祉法人への委託を2か所行っています。令和5年度の実績は、1年生から6年生までの合計で1,546人となっています。

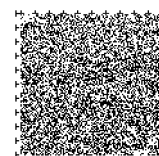
【量の見込みと確保の内容】

単位:人

放課後児童健全育成事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	440	404	416	405	369
	2年生	392	396	361	368	356
	3年生	319	314	317	289	295
	4年生	212	199	196	198	181
	5年生	147	156	150	152	158
	6年生	50	51	53	50	49
	合計	1,560	1,520	1,493	1,462	1,408
②確保の内容		1,568	1,568	1,568	1,568	1,568
②-①		8	48	75	106	160
実施か所数		32	32	32	32	32

【提供体制の確保策（確保の考え方）】

利用児童数シミュレーションを適切に行い、待機児童ゼロを継続するために、支援員等の配置体制の整備及び老朽化した施設の整備を実施することで提供体制の確保に努めます。



⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

幼稚園、認定こども園、保育園等の余裕定員等を活用し、満3歳未満で保育所に通っていないこどもを対象とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、親の就労要件を問わず保育を行います。

【市の現状】

国の動向や先行自治体の取組を調査、研究し、令和8年度から実施します。

【量の見込みと確保の内容】

単位：人日／月

乳児等通園支援事業	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	—	50	49	48	48
0歳児	—	15	14	14	14
1歳児	—	18	18	17	17
2歳児	—	17	17	17	17
②確保の内容	—	50	49	48	48
0歳児	—	15	14	14	14
1歳児	—	18	18	17	17
2歳児	—	17	17	17	17
②-①	—	0	0	0	0

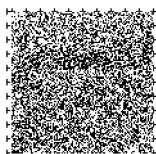
【提供体制の確保策（確保の考え方）】

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の余裕定員等を活用し、提供体制の確保に努めます。

【乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び当該教育・保育等の推進に関する体制の確保策（確保の考え方）】

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制の整備に努めます。

幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行支援に努めます。



⑯児童育成支援拠点事業

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、居場所となる場を開設し、抱える課題に応じて生活習慣の形成や学習のサポート、相談支援等を行い、子ども及び家庭のアセスメントを通して、個々のこどもの状況に応じた包括的な支援を行います。

【市の現状】

国の動向や先行自治体の取組を調査、研究しつつ、各課が実施している取組の整理等を行うことで、包括的な支援体制の整備に努めます。

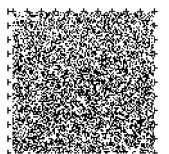
⑰親子関係形成支援事業

【事業概要】

親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等を学ぶための講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニングを提供することにより、健全な親子関係の形成を支援するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の横のつながりの構築を支援する事業です。

【市の現状】

国の動向や先行自治体の取組を調査、研究しつつ、既存のプログラム「ふじみんプログラム」の実施と並行し、新たなプログラムを展開して、悩みや不安を抱える保護者への支援を行います。



⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入に要する費用または給食費の副食材料費用の一部を助成する事業です。

【市の現状】

本事業による給付の対象者に周知を行い、適切に助成を行います。

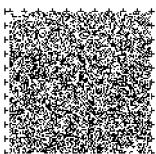
⑲多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

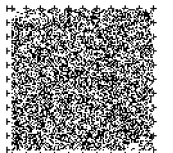
【市の現状】

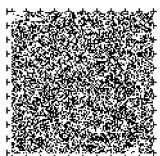
待機児童数の状況等を勘案しながら、民間事業者等を含む多様な主体による事業展開の促進を図ります。





第6章
計画の推進





1 計画の推進体制

計画を推進するためには、こども・若者や子育て家庭のみならず、地域の住民や事業者、関係機関、団体、行政が相互に連携し、より子育てしやすいまちづくりに向けて、それぞれに積極的な姿勢が求められています。

社会の変化等に柔軟に対応しつつ、適切な支援につながるよう、ふじみ野市全体（オールふじみ野）で本計画に取り組んでいく必要があります。

(1) 関係機関等との連携強化

本計画の推進にあたっては、行政が核となるため、庁内の関係各課、学校、関係機関・団体と連携を強化し、本計画に掲げる支援施策に取り組むとともに、教育・保育事業者、市民との連携を一層強化し、広く意見を取り入れながら、施策の充実を図っていきます。

(2) 計画の周知

計画の推進を図るには、こども・若者や子育て家庭への支援に対する市民意識の醸成が不可欠であるため、計画の趣旨や基本理念、基本目標や施策の取組等について、関係者・団体へ積極的に周知するとともに、市報やホームページなど様々な媒体を活用して広く市民にお知らせします。

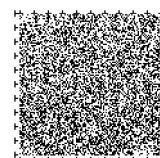
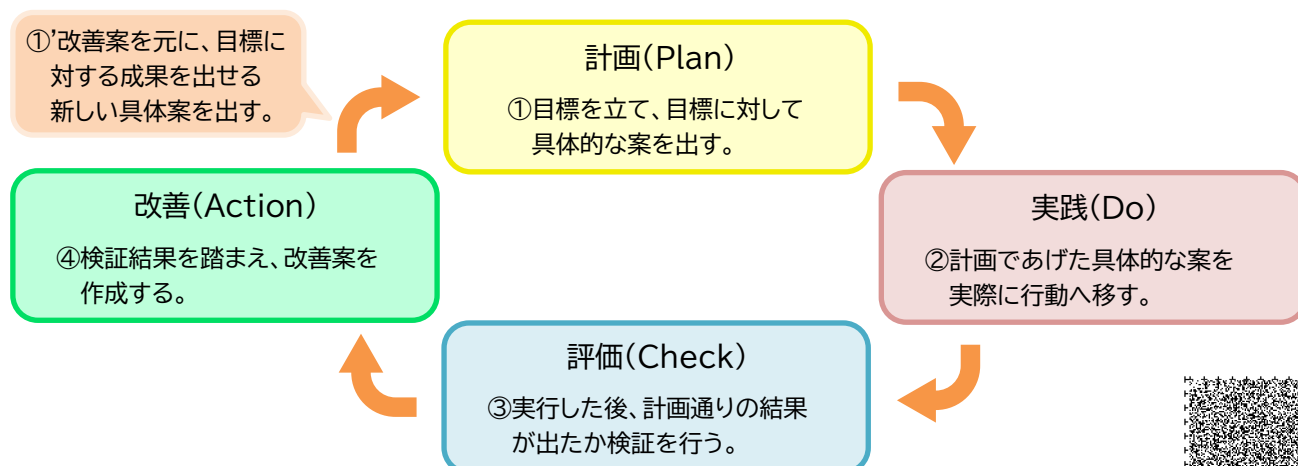
2 計画の進行管理

本計画の進捗管理及び実施状況の評価については、子育て支援課が中心となり、毎年度関係部署の施策・事業の実施状況を把握するとともに、事業評価を行っていきます。

また、市の附属機関である「ふじみ野市子ども・子育て会議」へ進捗状況を報告し、ご意見をいただきながら、計画を推進していきます。

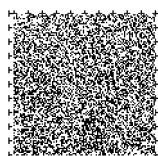
本計画の着実な推進のため、計画（Plan）し、実践（Do）することはもちろん、各基本施策に設定した指標を適切に評価（Check）、改善（Action）し、循環型のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）に基づき、管理を行います。

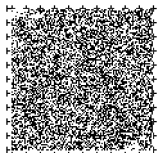
計画の進捗状況については、市報やホームページ等により広く市民へ周知を図ります。

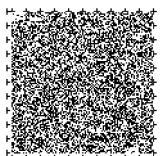


3 基本目標別指標と目標設定一覧

基本目標	基本施策	指標	実績値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	1	自分の考えを発表できる場や機会に「参加してみたい」と回答したこどもの割合	22.2%	30.0%
		地域活動に「参加している」と回答したこども・若者の割合	3.4%	8.5%
	2	こどもの居場所・多世代交流の場(こども食堂・学習の場等の数)	13か所	18か所
	3	要保護児童等のリスク軽減数(累計)	52件	240件
児童会・生徒会等による「いじめで苦しむ子ゼロ」に向けての取組実施校数		10校	18校	
2	1	子育て家庭にとって暮らしやすいまちだと思いと回答した人の割合(就学前児童保護者)	86.7%	増加
		子育て支援拠点利用者延べ人数	3,715人/月	3,929人/月
	2	保育所待機児童数	0人	0人
		子育て情報の発信力に対する満足度(就学前児童保護者)	75.4%	増加
3	1	放課後児童クラブの利用者満足度	84.2%	増加
		公園でボール遊びができるようなゾーン・ルールを設定する取組	実施	実施
	2	地域学校協働活動事業数	153件	234件
4	1	自分の将来について明るい希望を持っていると回答したこども・若者の割合(15歳~39歳)	54.1%	増加
	2	再就職支援セミナー参加者数	5人/年	20人/年
5	1	つながる相談窓口の設置数	27か所	33か所
		子どもの学習・生活支援教室参加延べ人数	1,870人	2,625人
	2	ジョブスポットふじみ野利用による就職割合	75.3%	80%
		外国語版で作成している乳幼児健診問診票の種類	1種類	3種類
	3	児童発育・発達支援センターにおける、個別支援及び親子支援事業利用者実人数	311人	1,200人
	4	年に1回以上、期間を定めて実施する、こどもが利用する全ての施設の安全点検	実施	実施
		コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による多機関協働事業の活動延べ件数	1,400件	1,920件







1 ふじみ野市子ども・子育て会議

ふじみ野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 26 日

条例第 37 号

改正 平成 27 年 12 月 21 日条例第 53 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 8 条第 3 項及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 72 条第 1 項の規定に基づき、ふじみ野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（平 27 条例 53・令 5 条例 10・一部改正）

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第 8 条第 3 項及び第 4 項に掲げる事務に関する事。
- (2) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項に掲げる事務に関する事。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の施策に関して、市長が必要であると認める事務に関する事。

（平 27 条例 53・令 5 条例 10・一部改正）

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する市内の公共的団体等を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 事業主を代表する者
- (6) 公募による市民

（平 27 条例 53・一部改正）

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

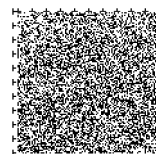
2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

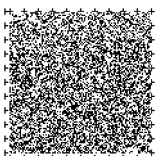
この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

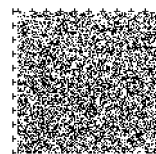


ふじみ野市子ども・子育て会議委員名簿

敬称略・順不同

所属団体等	氏名	備考
ふじみ野市PTA連合会	加藤 義明	
ふじみ野市立保育園PTA連合会	栗原 貴紀	
ふじみ野市立大井地区PTA保育連合会	阿部 沙也香	
ふじみ野市手をつなぐ育成会	福元 啓子	～令和7年2月1日
	伊藤 愛	
ふじみ野市私立幼稚園PTA連合会	西島 亜希子	～令和7年2月1日
	阿部 雪絵	
東入間私立幼稚園協会ふじみ野支部	橋本 幸子	～令和7年2月1日
	安野 隆史	
ふじみ野市私立保育園園長会	桑原 千重子	～令和7年2月1日
	大野 伸治	
社会福祉法人むさし野たんぽぽ会	細井 吐夢	～令和6年11月10日
	庄子 亜沙子	
ふじみの国際交流センター	戸塚 咸子	
ふじみ野市民生委員・児童委員協議会連合会	市來 久美子	～令和7年2月1日
	神木 繁行	
青少年育成ふじみ野市民会議	中村 友紀	
ふじみ野市子ども会育成団体連絡協議会	○山城 いづみ	
文京学院大学	◎小栗 俊之	
ふじみ野市医師会	西野 智彦	
ふじみ野市校長会	抜井 由美子	
イオンタウンふじみ野	井上 天志	～令和6年11月10日
	泉 彰子	
一般公募	渡部 有希	～令和7年2月1日
	貝塚 健	
一般公募	川目 美佳子	～令和7年2月1日
一般公募	土岐 幸司	～令和7年2月1日

※氏名欄の「◎」印=会長、「○」印=副会長



2 ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議

ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議設置要綱

平成 21 年 5 月 11 日

訓令第 45 号

改正 平成 22 年 3 月 29 日訓令第 23 号

平成 24 年 3 月 30 日訓令第 35 号

平成 25 年 11 月 12 日訓令第 53 号

(題名改称)

平成 26 年 3 月 24 日訓令第 19 号

平成 27 年 3 月 10 日訓令第 5 号

平成 28 年 3 月 31 日訓令第 26 号

平成 29 年 3 月 31 日訓令第 22 号

平成 30 年 3 月 30 日訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項の規定に基づき、子ども・子育て支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)を設置する。

(平 25 訓令 53・全改)

(所掌事務)

第 2 条 庁内推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援対策の総合的な調整に関すること。
- (2) ふじみ野市子ども・子育て支援事業計画(以下「事業計画」という。)の原案の作成及び進行管理に関すること。
- (3) 事業計画の事後評価及び見直しに関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要なこと。

(平 25 訓令 53・一部改正)

(組織)

第 3 条 庁内推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

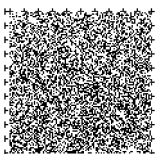
第 4 条 庁内推進会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長はこども・元気健康部長を、副会長は子育て支援課長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、庁内推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平 22 訓令 23・平 29 訓令 22・一部改正)



(会議)

第5条 庁内推進会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第6条 庁内推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係職員その他の関係者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めるなど必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 庁内推進会議の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年5月11日から施行する。

附 則(平成22年訓令第23号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年訓令第35号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第53号)

この訓令は、平成25年11月12日から施行する。

附 則(平成26年訓令第19号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第26号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年訓令第22号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第6号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年訓令第9号)

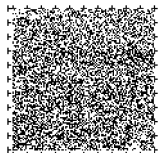
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年訓令第14号)

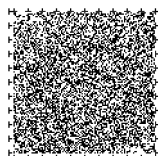
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(平22訓令23・平24訓令35・平26訓令19・平27訓令5・平28訓令26・平29訓令22・平30訓令6・令4訓令9・令6訓令14・一部改正)

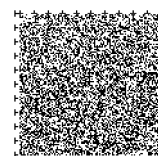


危機管理防災課長
市民総合相談室長
協働推進課長
文化・スポーツ振興課長
産業振興課長
地域福祉課長
障がい福祉課長
子育て支援課長
保育課長
こども家庭センター統括支援員
保健センター所長
公園緑地課長
道路課長
教育委員会教育総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会学校給食課長
教育委員会社会教育課長

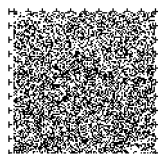


3 計画策定の経過

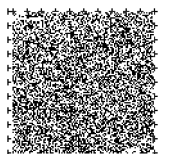
年 月 日	内 容
令和5年度	
令和5年7月3日(月)	第1回ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・第3期子ども・子育て支援事業計画について ・ふじみ野市こどもの未来を育む条例に基づく公園におけるボール遊びについて
令和5年10月25日(水)	第2回ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・ふじみ野市こども計画策定における市民ニーズ調査の内容について ・ふじみ野市こどもの未来を育む条例に基づく公園におけるボール遊びについて
令和5年11月10日(金)	第1回ふじみ野市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の実績報告について ・次期計画の概要とアンケート調査の内容について
令和5年12月～ 令和6年1月の期間中随時	関係機関・団体等へのヒアリング調査 【調査対象】 ・若者当事者 ・mamacare～ママケア ・OASIS FUJIMI ・学び舎しつもん塾 ・ふじみ野市手をつなぐ育成会 ・NPO 法人 わくわく未来応援団 ・ふじみ野市民生委員・児童委員協議会連合会 ・NPO 法人 ふじみの国際交流センター ・地域連携センターBICS ・ふじみ野市社会福祉協議会
令和5年12月4日(月)～ 令和6年1月19日(金)	アンケート調査 【調査対象】 ・未就学児保護者 2,500件配布／1,372件回収／回答率54.9% ・小学生保護者 1,500件配布／820件回収／回答率54.7% ・0歳から18歳のこどもがいる保護者 1,725件配布／712件回収／回答率41.3%



年 月 日	内 容
令和5年12月12日(火)～ 令和6年1月19日(金)	ヒアリングシートによる調査 【調査対象】 ・上野台子育て支援センター ・大井子育て支援センター ・霞ヶ丘子育て支援センター
令和6年1月9日(火)～ 2月9日(金)	アンケート調査 【調査対象】 ・市内小学校在学の5年生 1,048件配布/804件回収/回答率76.7% ・市内中学校在学の2年生 1,005件配布/808件回収/回答率80.4%
令和6年1月15日(月)～ 2月22日(木)	アンケート調査 【調査対象】 ・15歳～18歳の若者 400件配布/179件回収/回答率44.8% ・18歳～39歳の若者 2,000件配布/546件回収/回答率27.3%
令和6年3月21日(木)	第3回ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・ふじみ野市こども計画策定における市民ニーズ調査の結果について ・ふじみ野市こどもの未来を育む条例に基づく公園におけるボール遊びについて
令和6年3月26日(火)	第2回ふじみ野市子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みについて ・こども計画アンケート調査の結果について
令和6年度	
令和6年5月7日(火)～ 6月7日(金)	こども・若者からの意見聴取 352件(内、小学生334件、中学生6件)
令和6年6月25日(火)	第1回ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・こども計画の基本的な考え方についての方針検討
令和6年7月12日(金)	第1回ふじみ野市子ども・子育て会議 ・第2期子ども・子育て支援事業計画の実績報告 ・こども計画の基本的な考え方についての方針検討
令和6年10月25日(金)	第2回ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・(仮称)ふじみ野市こども計画の素案について
令和6年11月11日(月)	第2回ふじみ野市子ども・子育て会議 ・(仮称)ふじみ野市こども計画の素案について
令和6年12月16日(月)～ 令和7年1月14日(火)	パブリック・コメント 23名、35件の意見(内、小学生16件、中学生9件)



年 月 日	内 容
令和 7 年 1 月 29 日 (水)	第 3 回ふじみ野市子ども・子育て支援対策庁内推進会議 ・(仮称) ふじみ野市パブリック・コメントに係る意見の概要と市の考え方について ・(仮称) ふじみ野市こども計画の最終案について ・こども・若者の意見に対する取扱いについて
令和 7 年 2 月 17 日 (月)	第 3 回ふじみ野市子ども・子育て会議 ・会長及び副会長の選出について ・(仮称) ふじみ野市こども計画のパブリック・コメントについて ・(仮称) ふじみ野市こども計画の最終案について



4 諮問・答申

(1) 諮問

ふ子第491号
令和6年7月12日

ふじみ野市子ども・子育て会議
会長 小栗 俊之 様

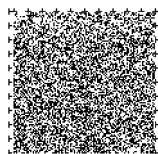
ふじみ野市長 高 畑 博

(仮称)ふじみ野市こども計画について(諮問)

ふじみ野市子ども・子育て会議条例(平成25年ふじみ野市条例第37号)第2条第1号の規定に基づき、下記事項について貴会議に意見を求めます。

記

- 1 (仮称)ふじみ野市こども計画について



(2) 答申

令和7年2月17日

ふじみ野市長 高 畑 博 様

ふじみ野市子ども・子育て会議
会長 小栗 俊之

(仮称) ふじみ野こども計画について (答申)

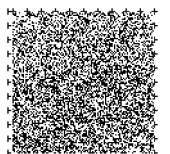
令和6年7月12日付けふ子第491号で諮問のあったことについて、下記の意見を付して答申します。

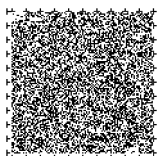
記

本市で暮らすこどもが健やかに育つためには、置かれた環境に関わらず、ライフステージに応じたきめ細やかな支援に地域全体で取り組むことが必要です。

本計画の審議に当たっては、こども大綱に基づく計画とすることや、事業の量の確保はもとより、事業の質の向上や、地域全体の意識醸成を目指した計画とすることなどについて、幅広く検討を行いました。

本計画の推進に当たり、貴職におかれましては、保護者が安心してこどもを生き育てられ、親子がともに「子育て、親育ち」を通じて喜びを感じられる環境作りや、こどもや若者が、希望や意欲に応じて将来を切り開く力を育成するためのまちづくりを推進することで、「子育てに優しくあったかいまち」の実現に向け、積極的に取り組まれるように要望します。





ふじみ野市こども計画

発行年月：令和7年3月

発行：埼玉県ふじみ野市

編集：ふじみ野市こども・元気健康部
子育て支援課

〒356-8501 埼玉県ふじみ野市福岡1-1-1

TEL：049-262-9033（直通）

